

刑 政

卷七十四第

號 月 二

號 二 第

行刑累進處遇令實施記念號

教育的行刑と強壓的刑罰の對峙 (卷頭言)

正 木 亮 2

累進處遇と人格第一主義

鹽 野 季 彦 4

累進制に於ける責任と希望との原理

牧 野 英 一 10

累進制度の成立と發展

木 村 龜 二 30

累進處遇の教育的基調

青 木 誠 四 郎 50

累進制度と受刑者の科學的分類

吉 益 脩 夫 72

累進處遇に於ける責任と自治

正 木 亮 88

集團散步に對する受刑者の感想錄

102

雜 報

109

財團法人 刑務協會 發行

改正 恩給法精解 附舊法 令解説

内閣恩給局審査課長
上原秋三著

第 九 三 四 頁
菊 刊
ク ロ ー ス 装 函 入
定 価 五 〇 〇 送 四 五

内 容 概 目

昭和八年法律第五〇號に依る恩給法中改正の要點と改正後の恩給法昭和八年勅令による恩給法施行令中改正ノ件に依る要點と改正後の恩給法施行令

恩給法

第一章 總則 第二章 公務員

第三章 遺族 附則 廢兵親族扶

助料 執達吏恩給 恩給ノ減額補

給及停止ニ關スル法律及其の施行

勅令 恩給請求手續問答一請求書

書式 恩給裁定官廳、經由廳、支

給廳等の關係手續 恩給の支給そ

の他國庫支辨の受給者心得 特別

會計の恩給負擔 減俸前後恩給額

本書は多年恩給局審査課長として實務に通ずる著者が何人にも容易正確に本書一冊で總ゆる疑問を解決し得るよう工夫した左記特色を有する便利實用的な劃期的著述で官公吏學校職員、軍人、巡査、看守、恩給扶助料受給者は勿論官衙、軍隊、學校、市町村圖書館、辯護士等の必ず備ふべき理想的解説書である。

- 一、昭和八年十月改正後の恩給法を逐條逐語明確詳細に關係法令、判例、俸給令等と共に註解し引例實に數百。
- 二、大正十二年十月恩給法施行前の履歴は官吏恩給法軍人恩給法、市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法等の舊法令なしには解決し得ぬ、本書は舊法令及其の註解を收め新舊法に跨る問題の解決に懇切を極む。
- 三、難解の箇所は多數の凸版圖解一覽表で平易にし尙減俸額還元等の法律特別會計負擔規定等迄例解す。
- 四、恩給請求手續問答、受恩給後支給上の注意等實際に即し痒い所に手の届くよう説き盡す。
- 五、卷末數十頁の便利な五十音別索引で素人でも全卷を通讀せずして容易に所要事項を索出解疑し得る。

刑 政



第 四 十 七 卷

第 二 號

東 一
京 橋
神 橋
田 通
岩 波 書 店

振 替 東 京 二 六 二 四

電 話 九 一 八 七

教育的行刑と強壓的刑罰の對峙

世界に於ける刑罰組織の二大對立。一はわが國に於ける教育的行刑の確立であつて他はナチスの國家社會主義刑法によつて立てられたる強壓的刑罰組織である。わが教育的行刑は昭和六年の假釋放審査規程と本年一月一日より實施された行刑累進處遇令が之を代表する。假釋放審査規程は受刑者の危險性解消と共に拘禁の不利益を解除することを明かにし以て受刑者の翹望するところの自由への活路を擴げた。自由に對する翹望、それへの努力は即ち行刑に於ける教育作用の第一義である。累進處遇令は發奮と努力とは人生生活を上せしめるとの原理を示した。さうして人生の陶冶は自己の力を以てのみ開拓し得られるといふ法則を示したのである。故に、累進處遇令の發布及びその實施は國家が受刑者に對して權力の強壓を加へざることを明かにし、その代り受刑者の各各にそれぞれの責任を要望し自治統制の實現を期待したのである。

約言すれば、わが國家は自由刑の應報作用を避けて自由刑の本質を人の教育といふ理想と完全に合體せしめたのである。わたくしは國家が弱者に對してしかく愛護の精神を示すことを以て始めて國家の道德性を理解し得るのである。

之に反しナチス政府の公表する所謂國家社會主義刑法によればかくの如き教育的刑罰組織は犯罪を撲滅する所以にあらずとするのである。彼等はその國民の精神が強壓に萎縮し得るものなることを信じた。國民はみせしめの前には心理的、生理的現象をも抑へ得るものと信じたのである。だから、彼等はドイツ國に於ては死刑の如きはむしろ擴げて適用すべきものとし而も死刑の加重方法をさへ用ゐることとした。さうして特

殊の犯罪に對しては體罰を附加して、その説明に曰く體罰は強き威嚇力あるものであると。又曰く體罰は他國例へばアメリカ合衆國及イギリスの採るところであると。彼等はイギリスの體罰が今日如何に退却の途を急ぎつつあるかといふ刑事政策上の傾向は決してその理由書に附記して居らないのである。

その自由刑制度に至つては今日の世界刑事政策に全く逆行した。即ち從來の自由刑の外に更にケルカーといふ自由刑を設けて短期間にこつびどい執行をやつて刑の目的を達することが出來るとした。換言すれば彼等は今日の刑事政策の傾向に反抗して短期自由刑の有力性を是認するに至つたのである。そして曰く刑を強くし、感じ易くしなければならぬといふことは國家社會主義の世界觀であると。だから彼等は長期自由刑の場合に於て之に體罰を附加することを平氣で規定するに至つたのである。

かやうなナチスの刑罰組織は新國家らしくもなく實に百年前への逆行である。百年前への逆行は結局國家文化の衰退を意味する。彼等は政策の外に國家の道德とか仁慈とか人道とかといふものをかなぐり捨てて野蠻に急ぎつつあるやうに見える。

彼等は人たるに値すると高調したワイマール憲法を弊履の如くかなぐり捨てたが國家が人民保障をかなぐり捨てるときそこに何が残るか。只専制と彈壓と支配者のうぬぼれのみである。

かくナチス刑事政策が墮落のどん底に落ちたのに對しわが行刑は國家道德の常道を走り之を今次の行刑累進處遇令によつて宣揚したのである。この光榮ある累進處遇令が愈々益々はぐくまれ行くことをわたくしは特に切望する。

昭和九年一月十七日夜

人 格 論 一 主 義

正

木

亮

累進處遇と人格第一主義

鹽野季彦

昭和八年十月二十五日司法省令第三十五號行刑累進處遇令は愈々本年一月一日よりその實施に着手された。我が行刑がかやうに同じ目標の下に統一的行刑を試みることは明治初年以來最初の出來ごとである。人はいふ。行刑を法規によつて縛り付けると行刑官吏の自由裁量を消殺し、行刑の弾力性を失ふに至るであらうと。しかし、行刑を權力的法規によつて縛り付けるならばその非難を蒙らねばならぬことは當然である。然し、累進處遇は如斯權力的法規ではない。受刑者の希望と人の責任の上に打ち立てた生活方法の指導的準繩である。その生活向上の爲めには極めて自由に解釋し得られるところの生活大綱である。故に、累進處遇を法規化することを以て普通の法律化と同視すれば根底に誤りを生ずると私は思ふ。

累進處遇が受刑者の生活向上、人性陶冶の手段であるといふことは過去百十餘年の過程、及びその實驗に對する批判によつて定つた通説である。換言するに、累進處遇は自由刑の執行を教育的に行ふ手段であるといふことは經驗より割り出されたる百年不變の定説である。故に、自

由刑が累進處遇を基本的手段とすることは自由刑の本質を以て教育であるとする見解を是認するものと思ふ。

一 さて、累進處遇がしかく自由刑を教育化せしめる方法である以上は、累進處遇令は單に受刑者の生活規範に止まるものではない。行刑累進處遇令を單に表面的に讀みその字句に拘泥すればそれが受刑者の生活規範たる以外に何物もない。しかし、その全篇を通覽し且累進處遇の本質を検討して同令の使命が奈邊にあるやを觀察するとき、私は行刑累進處遇令の使命は單に受刑者の生活規範たるに止まらず同時に刑務官吏に教育者としての職責を要求し且その職責を盡すに必要な目標を指示したものであるといふことが出来る。

行刑累進處遇令第一條に於て本令の目的は受刑者の改悛を促すと規定されて居るが改悛の促進は受刑者の側に於ては改悛せんとする自發力が必要であり、刑務官吏の側に於ては改悛を誘導せんとする指導の誠意が必要とされるのである。又同令第二十六條に於ては進級者をして各自の負擔すべき責任の遂行を誓約せしむべしと規定されて居るが、その誓約を受ける刑務官吏はその規定によつて自分も亦自己の責任を遂行すべきことを暗黙の中に受刑者に約束せしめられるのである。刑務官吏と受刑者が單なる權力的對者の關係に置かれて居るなら、受刑者の責任遂行の誓約に對して反對義務を負擔せざる場合があり得る。しかし苟も兩者が教育關係の下に對立する以上、教へる者は教へらるる者の盡すべき責任と同程度に於て、否それ以上に自己の責任を盡すべき道德上の義務を負擔せねばならぬのである。

又行刑累進處遇令は第二級以上の受刑者に對して或程度の自治と信任とを與へた。しかし、自治と信任とは虚偽や猜疑の心を抱く人によつて與へ得られるものではない。少くとも自己の正義心に訴へて他人の正義心を求め得る人、寛容と溫雅の心を以て他人に對し得る人によつてのみ與へ得られるのである。だから、行刑累進處遇令は受刑者に與ふる自治と信任とのみを規定して居るが、それらの規定の反面には當然累進處遇を扱ふ刑務官吏の道德を期待して居るのである。

三 行刑累進處遇令は累進處遇を爲さんとするに先立ち受刑者の個性、心身の狀況、境遇、經歷、教育程度、其の他身上に關する調査の綿密なる結果を要望し、之に關して特に個性及心身の狀況に就て醫學、心理學、教育學及社會學等の知識を必要とされた。

此の點は刑務官吏の職能に關して從來のそれよりも非常に異つた結果をもたらしたのである。即ち從來の刑務官吏は只與へられたる範圍に於て受刑者を取扱へばそれが足りて居たのである。逃走及自殺その他の反則行爲さへ防げばそれで職責が完ふされて居ると考へられて居たのに對して、行刑累進處遇令はそれ以外に更に受刑者の人格を觀察するに必要な知識の練磨とその適用とを要望するに至つたのである。

從來に於ても或る學者は刑務官吏にはパンの爲めに働く者と、研究の爲めに働く者とさうして囚人の父たる心持ちで働くものがあるが、パンの爲めに働く刑務官吏は行刑教化の上には最も有害であるといつたが、行刑累進處遇令はこの職業道德上の議論を法規化し刑務官吏に研

究と熱誠とを要求するに至つたのである。

しかし、刑務官吏が受刑者を處遇するが爲めにその知識を向上せしめねばならぬといふことはあなたがち累進處遇のみの問題ではない。苟も行刑教化を徹底し、受刑者を改善せしめねばならぬとする近代行刑に於ては特に刑務官吏の教養といふことが着眼せられるに至つたのである。殊に、アメリカのスチュワート・ペターソンの如きは嘗てアメリカに於て引き続き起つた監獄暴動は結局刑務官吏の無智と不熱誠とより遇囚を誤れるに歸因するものとして刑務官練習所の必要を力説して居るが、最近に於てはかやうな見解からドイツ、イギリス、アメリカ、ベルギー及びオランダ等に刑務官練習所が設けられ専ら刑務官吏に對する智的教養に基いて處遇の適正を期待しようとする傾向が生れたのである。

四 刑務官吏の教養に基く處遇の適正期待といふことは右諸國に先んじて既に我國に於て實施されつつあるところである。即ち、我國に於ては新拜命の看守の爲めに各刑務所に看守教習所を置き、そこに於て二箇月の教習により遇囚の基礎を與へ、更に中級刑務官吏養成の爲めに刑務官練習所を設け、上級刑務官吏養成の爲めに高級刑務官練習所を開設して行刑處遇に必要な諸科學を教授して處遇の基礎を固めつつあるのであるが、從來稍もすればこの深遠なる刑務官吏教養の目的はその眞諦に觸れ得なかつたやうに見える。即ち、かかる教養の最後の目的は官吏の榮達よりも受刑者處遇の適正がそれによつて達せらるべきであるにかかはらず、之に學ぶ者は稍もすればそれを榮達的手段と考へる者がないでもなかつた。

若し、刑務官教養を以てしかく皮相なる目的として解せられるなら刑務官教養はむしろ無きに勝る。看守教習所にしろ、刑務官練習所にせよ、苟も刑務官教養の目的はその智的教養の外にそこに學ぶ人々に對して行刑の衝に當るべき者の持つべき熱誠と努力との精神が啓發されねばならぬのである。

その意味に於て、行刑累進處遇令の實施に伴つて最も力がそがねばならぬのは看守教習所である。即ち、看守教習所が從來の如く形式的に新拜命の看守に刑法や刑事訴訟法や乃至監獄法を教授するに止まつて受刑者指導の根本精神に觸れることがなければ彼等はやがてパンの爲めの刑務官吏に墮し行き累進處遇の効果は到底期待出来るものではない。だから、今後の看守教習及びその他の養成に對しては受刑者指導に關する精神が啓發されねばならぬといふことを忘れてはならぬ。

五

次に、私は環境は人を善化し又人を悪化するものであるといふことを考へて見ねばならぬ。犯罪社會學者はいふ。社會環境は犯罪を培養するものであると。しかり、大酒家の子弟から犯人が生れ、不良なる家庭より窃兒の出ることは吾人の屢々經驗するところであるが、それは子弟がその父又は兄の素行に同化される結果である。この同化力こそ行刑教化の源泉であらねばならぬ。例へば、ここに卑劣なる行動を爲す刑務官吏があつて、口に教育を論じ宗教を説くと假定せよ、それに導かれる受刑者はそれによつて何を學び得るか。即ち學び得るところは只言行の不一致のみである。刑務官吏の中のただの一人でも犯罪行爲を爲すものがあると假定

せよ。被教育者としての立場にある受刑者はその一人より押しして全般の官吏の精神を疑ひ茲に教化の目的は破れるに至る。

行刑累進處遇令第三十八條は第一級全體の責任といふものを規定したが、この全體責任はそれが受刑者に要求されると同時に又官吏に對しても全體責任が要求されて居るといふことを知らねばならぬのである。

以上論じたところを要約すれば、行刑累進處遇令はその前提として刑務官吏に對してその職責の盡瘁と人格の陶冶とを要求して居るといふことが出来る。職責を盡すべき點から今後の刑務官吏は知識の向上を圖る必要が生じ人格陶冶の點から受刑者の師表たる行動を表示すべき責任を生ずるのである。

私は昨年の秋刑務所長會同に於て累進處遇は刑務官吏に人格第一主義を要求するものでありと指示したが、その趣旨は以上の外にない。刑務官諸君はよろしく此の趣旨に基いて行刑累進處遇令の成果を納められんことを切望して止まないものである。

累進制に於ける責任と希望との原理

牧野英一

- 一 行刑と罪刑法定主義
- 二 行刑と責任の理論
- 三 行刑と自由意思論
- 四 行刑と文化國理念

一 昭和八年十月二十五日司法省令第三十五號をもつて、わが國も亦、累進制を法律制度として保有することになつた。さきに、わが國は、假釋放審査規程(昭和六年五月二十五日司法省訓令第一號)に依つて、假出獄制度を法規化したわけであつた。さうして、今、更に、この行刑累進處遇令に依つて、自由刑の執行方法を法規化したわけである。われわれとしては、かやうな法規化の傾向において、まづ、罪刑法定主義の轉化といふ顯著な一事例を注意せねばならぬわけである。十九世紀當初において成立した罪刑法定主義は、いふまでもなく、刑罰に對して——すなはち、國家の權力の發動に對して——個人の地位を保障し、犯罪人といへども、個人として、國家の權力

に對しその地位の保障を受けねばならぬ、とするの思想の上に成立してゐるものである。この思想は、十九世紀の過程において、犯罪現象に關する實證的な見地から、重要な批判を受けねばならぬことになつた。さうして、刑法に依る社會防衛といふことを考へねばならぬことからして、最近における一種の思潮——ナチスの刑法理論——の如きは、この主義を抛擲せむとさへもしてゐることになつた。ここに、われわれとしては、罪刑法定主義の轉化を考へねばならぬことになつた次第が存するのである。しからば、行刑累進處遇令に依つて、罪刑法定主義の轉化は、いかに理解せられ、批判せらるべきであらうか。

二 罪刑法定主義は、その當初の意義において、二つの事項を要求したわけであつた。その一は、立法上、犯罪の定義はできるだけ具體的に、さうして、刑罰に關する裁判所の量定權はできるだけ狭く規定せらるべし、といふことである。その二は、解釋上、刑法の規範は嚴格に處置せらるべく、類推的方法是斷じて許さるべきでない、といふことである。しかし、かくの如きは、免れて恥なきの徒を多からしめるのに過ぎなかつた。さうして、十九世紀における生活事情の變遷は、實際と法律との間のギャップをますます深からしめたについて、民法においては、個人主義的自由主義に基いた概念法學が改造されねばならなくなつたと共に、刑法においては、その基本原則たる罪刑法定主義をもつて、あまりに個人主義的自由主義だとせねばならぬことになつたのである。立法論としては、裁判官の權限の擴大といふことが動かし

難い趨勢になつた。さうして、解釋論としては刑罰法規の規範的處置といふことが新らしい要請になつた。

かやうな趨勢では、免かれて恥なきの徒なからしむるの意義において、個人の地位の保障は漸次ゆるめられることになつたといはねばならぬ。しかし、刑法はやはり、社會を防衛すると共に、個人の地位を考慮せねばならぬのであること、疑ひなきことといはねばならぬ。從來の罪刑法定主義は、社會を度外視して個人の地位を尊重せむとしたところに缺點があつた。これに對して興つた社會防衛主義には、社會を重要視するに止まつて、個人の立場を考慮しなかつたところに弱點があつた。最近の文化國理念は、國家を強からしめるがために個人の地位を尊重し、同時に、個人の生活を全からしめるがために國家を防衛するのである。さうして、この意味において、罪刑法定主義の意義を止揚し、展開し、轉化せしめねばならぬことになつたのである。

三 學者は、この轉化現象を目して曰く、從來の罪刑法定主義においては、個人は刑罰に『對し』法律に依つて保護されねばならなかつた。今、新らしく罪刑法定主義を考へなほすことにして見ると、現代の罪刑法定主義においては、個人は刑罰に『依つ』て法律上保護されねばならぬことになつた。わたくしは、このおなじ趣旨を論じて、刑法における重點の變遷といふことを考へてゐる。

蓋し、從來の罪刑法定主義は、應報刑主義、害惡刑主義と相表裏したものである。刑罰が個人に對する害惡として科せられるものである限り、そこには、刑罰に對し、法律上保護を受けるといふ

ことしか成立し得ないのである。固より、今日といへども——さうして、なほながく——刑罰は害惡たらねばならぬであらう。従つて、罪刑法定主義のこの意義は、やはり、これを尊重せねばならぬのである。わたくしは、今、急激に、この主義をなげうつことをもつて策の得たるものと考へることはできない。しかし、應報刑主義が漸次批判せられるについて、目的刑主義は、應報刑主義に内在する目的的教育的意義を把持することになつた。さうして、之を把持することに因つて、それを展開し止揚しようといふことになつた。刑罰は、やむを得ざる害惡であるにしても、それは單純な害惡でないことになつた。それは、害惡として犯罪人に對し、國家を防衛する方法であると共に、教育的方法として犯罪人を國家に同化せしめるものでなければならぬ、とされることになつた。さうして、できるだけ刑罰に害惡性を薄めつつ、できるだけ刑罰の教育的機能を進長せしめねばならぬ、とされることになつて、この方面に刑法の領域の新らしき發展乃至擴張を見ることになつた。かくして、今、犯罪人は、かやうな刑罰に『依る』かやうな國家的行動の恩恵から惜しまれてはならぬ、といふ思想が構成されることになり、刑法上の論議は、犯罪及び刑罰に關する定義及び區別の論争から離れ——固より、その種の論議の法律論的重要性はそれとして——刑罰の實質乃至機能に關する反省乃至研究を進めねばならぬことになつたのである。そこに、刑法における重點の變遷があるのである。刑法は、しかく刑罰の實際的文化的機能といふことを中心として理解せられることに因り、從來の單純なる概念法學から、新たに目的的な科學となり、規範論としての法律學の本質をますます鮮やかならしめることになりつつあるのである。

四 假釋放審査規程は、假釋放を法規化する事に因つて、これを困難ならしめようとするものではない。それは、いふまでもなく、假釋放を容易ならしめ、確實ならしめ且つ敏速ならしめるためのものである。假釋放を行政官廳の自由裁量にうち任せることは、一見、事の進捗を最も圓滑ならしめるが如くにして、實は、常にすべてを滯滞せしめることになるのである。われわれは、かやうな法規化——従つて形式化——に因つて、事が單純に事務化せられることを固より大にいましめねばならぬ。しかし、かやうな法規化の趣旨は、事をして最も實質的ならしめ且つ最も敏活ならしめむとする點に存するのである。われわれは、假釋放審査規程の運用が、すでに相當の効果を收めてゐることを知らしめられてゐる。

假釋放に値ひする者に對して假釋放を惜しむといふことは、應報刑主義を固執するに非ざる限り、謂れないことであるといはねばならぬ。さうして、われわれは、できるならば、實に積極的に行動することにした。すなはち、受刑者に對し、其の者が假釋放に値ひするやうに爲るべく仕向けることにせねばならぬのである。國家は一度宣告したといふ理由に因つて飽くまでもその刑を執行せずんば已まずといひつゝのべきものではない。刑の執行の結果、宣告した刑が不當に重いと考へられるに至つた場合においては之を適當にゆるめるべきに止まらず、更に、できる限り宣告した刑を不當に重きものたるに至らしむべく、教育的方法を講ずべきである。かくして、今、累進制の法規化といふことが、假釋放の法規化に對する論理的な當然の止揚乃至展開として、理解されねばならぬことになつたのである。

この意味において、行刑累進處遇令の實施せられることとなつた昭和九年の一月一日は、昭和期における法律文化を省察する者にとつて、特に重要視されねばならぬ日付である。

一

一 刑法における基礎觀念として、いはゆる責任の理論は、十九世紀の過程において重要な批判を受けねばならぬことになつた。自由意思といふことに關する實證科學の所與が、この點に關する從來の思想を動搖せしめたことは、これを暫く別論としよう。社會防衛といふことを考へ、さうして防衛を最も效果的ならしめるゆゑんのものとしての受刑者の教育的處置といふことを考へるにおいては、從來の責任論は、適當に意義を發揮するわけにゆかないのである。犯罪人に對し、その者はその自由意思に因る行爲の故をもつて、國家に向ひ責任あり、と論ずるだけでは、刑に對し、害惡的意義を論ずるの根據に爲り得るに過ぎないのである。わたくしは、今、ここに傳統的な責任の理論に深入りするつもりはないが、とにかく、刑法の領域における新らしい進歩乃至發展は、いかなる意味においても、傳統的な責任の理論を固執することに依つて全からしめられるものはないのである。この意味において、われわれは、もはや、傳統的な責任の理論をもつて、刑法の基本原理解を構成するものとは考へてゐない。刑法の基點は、第一に社會の保全であり、第二に犯罪人の惡性であり、さうして、第三に犯罪人の社會的復歸、すなはちその教育である。この外においていはゆる責任の理論を考へることは無意義である。

二 　しかし、われわれをもつて、倫理的な思想としての責任の觀念を無視するものとされたいことを希望せねばならぬ。われわれは、社會の構成において、個人各自の責務乃至職分といふことを考へてゐるのである。夫れ、社會において生活を享受してゐる者、何人か社會に奉仕すべき責務乃至職分ならむ。責務乃至職分を果たすといふことを考へないでこの社會における生活を享受せむとすることは、一派の用語に従はむか、他人の勞働に因る成果を搾取するものに外ならぬのである。されば、各自がその責務を理解し、その職分を遂行することは、まさに、倫理の基本的な原理でなければならぬ。この意味において、われわれは、最も道義的なものとして、責任の理論を考へざるを得ないのである。

この意味においての責任の理論は、國家に對し、いはゆる有責の行爲者を詰責し處罰するの權能を與へることに因つて、そこに全うされるのではない。國家は、有責の行爲者に對し、害惡を加へることに因つて、道義上、果していかなる責務を盡し、いかなる職分を全うするものといはれ得るものであらうか。應報刑主義の絶對性を信じ、聲高にこれを叫ぶことに因つて人に迫りつつあるの論者に對しては、その信するがままに信ぜしめるの外ない。しかし、國家が、その法律に依つて、人に對し、社會に對し、國家自身に對し——さうして、おそらくは、更に神に對して——いかなる責務を全うすべきかを考へるにおいては、われわれは、從來の害惡刑がむしろ單に受刑者を惡化するの効果をしか呈示しないの事相に直面して——かくして、刑の執行猶豫制が唱道せられ、刑は、いはば、できるだけ忌避せられるべきものとされたのである——國家がそこに、その職分を

果たしたものである、と理解することはできないのである。國家は、更に一次元の高きにおいて、より賢明でなければならぬし、より道義的でなければならぬのである。

三 　國家が、法律上、賢明にして且つ道義的であるといふ事は、國家が、法律を行ふに方つて、できるだけその有形的な權力を用ひない、といふ點に存するのである。固より、國家は、權力の主體であり、さうして、法律は、權力に因つて強行せられる規範である。しかし、國家が國家として賢明なるは、國家がその權力を行はずして、國家の目的を達するの點に在るといはねばならぬ。法律は、權力に依らずして行はれるところに、最もよくその法律としての意義を發揮することになるのである。古人は、これを論じて、すでに、刑は刑なきを期する、としてゐるのである。

換言すれば、國家は、その有形的な權力にいぶしをかけて、常に、できるだけ文化的に行動せねばならぬのである。さうして、その文化的行動とは、要するに、各個人をして、その責務とするところを理解せしめ、その職分とするところを全うせしめることである。すなはち、各個人をしてその責任を自覺せしめることである。

右の意味において、責任の原理は、文化國思想の基本を爲すものであり、法律文化の要點を爲すものである。さうして、これを刑法の範圍において論ずるときは、それは、犯罪人をしてその責任を自覺せしめ、職分を履行するの意思を確立せしめることである。教育刑論の趣旨は、之に外ならない。

應報刑論者は、時として、應報刑の絶對性を説くことから離れ、應報として害惡を加へることが

犯罪人に責任を自覺せしめる方法だとして。かくの如きは、理論としてすでに教育刑論を採るものといはねばならぬ。しからば、從來の害悪刑は、實證的に考察して、果してしかく責任を自覺せしめるのに適當な方法であつたかを考へ合はせることに因り、考察はおのづから進捗し得るわけである。一派の論者が、教育刑論をわらふのは、かやうな意味においての教育刑論に對してのことである。應報刑論者中の一種の人たちは、かやうな意味においての教育刑論——教育刑論的應報刑論とでもいほうか——に對する批判を、直ちに、われわれの教育刑論に對するの批判として轉用しようとしてゐる。

四 累進制の要點は、まさにかくの如き『責任の自覺』を目標とするところに存するのである。行刑累進處遇令第一條が規定して『本令は、受刑者の改悛を促し、其の發奮努力の程度に従ひて處遇を緩和し、受刑者をして漸次社會生活に適應せしむるを以て、目的とす』としてゐるのは、まさに右の趣旨と解すべきではなからうか。累進制を法規化したものとしては、プロイセンの一九二九年六月七日の累進行刑令がある。そこに第一條には、累進制の目的が次のやうに規定されてゐる。曰く『累進制の目的は、囚人を合法的な且つ秩序ある生活を營むやうに教育することである。釋放の日以後において囚人が國家及び社會に對すべき態度について規準を與へるやうに教育するためには、彼の意思を單に上級において與へらる外部的特典を獲得するに專念せしめるのみならず、行刑に因り囚人に對して實現せむとする仕事を囚人自身が興味をもつて爲すやうにせしめねばならぬ。そのためには、彼が進級するに従つて責任を増大し、かかる責任の増大に従

つてそれだけ多くの權利を與へ、かくして、彼をして監獄内及び釋放後の自己の運命の創造に協力加擔せしめることが必要である』と。そこには、明かに『責任』といふことが高調せられてゐる。さうして、責任の自覺が、受刑者に對し『自己の運命の創造』を可能ならしめるゆるゑんものだとされてゐるのである。

ナチスのプロイセン政府は、一九三三年八月一日に至つて、新たに行刑及び恩赦に關する法律を制定した。この法律は、著しく應報刑主義と權力刑法論とを高唱したものだとしてゐるが、しかし、累進行刑に關する第二十二條において、次のやうに規定がしてある。曰く『前科なき者にして九月以上の刑に處せられた者に對しては累進處遇を爲すべし。累進處遇の目的は、受刑者の自己修養に對しその意思を刺戟することに存する。自己の全力量を振ひ起すことを不斷に慫慂することに因つて、自己の責務を履行することについての受刑者の情操が喚び醒まされ且つ強められ、釋放後國家及び國民共同態に復歸することに對して指導が與へられ且つ強く影響が與へられるものなるべし』と。ここにも『自己の責務を履行することについての受刑者の情操』といふことが重要視されてゐるのである。

五 累進制を理解するに方り、われわれは、かやうに、責任の理論を運用しようとしてゐるのである。されば、われわれの説くところに對して、責任の觀念を無視したものと、道徳的に無色なものだとして嘲けるのは、解せずして誣ひるも亦甚しきものといはねばならぬ。われわれこそ、實に、責任の理論をもつて、刑法の基本原則とし、それに基いて、そこに、刑法の重點を犯罪論から刑

罰論に移し、行刑の累進的組織を考へることにしてゐるのである。同時に、わたくしは、應報刑論者にたづねたい。國家は、應報的に刑を科することに因り、果して文化國としてのその責任を全うしたことになるものであらうか、或は、しかく、受刑者に對しその責任を自覺せしむるの方法を採ることに因つて、しかるものと考へらるべきであらうかと。實に責任の理論に對する理解と運用とに關し、應報刑論者とわれわれとの間には、そこに顯著な差異が横はるのである。

三

一 累進制には、右の『責任の原理』と共に更に『希望』の原理が内在することを考へねばならぬ。わが行刑累進處遇令は、受刑者に對し、その改悛を『促す』といふことを規定し、その『發奮努力』を期待してゐる。これは、いふまでもなく、行刑において、受刑者に希望が與へられねばならぬことを指示したものである。一九二九年のプロイセンの累進行刑令には、受刑者自身に對し、仕事に『興味』を持たせることが規定され、『自己の運命の創造』といふことが重要視されてゐる。『興味』と『創造』とは、希望の設定に因つてのみ可能なことである。さうして、ナチスの一九三三年の行刑法においては、行刑上『自己の全力量を振ひ起すことを不斷に懲慫すること』が緊要事とされてゐる。そこには、行刑における國家威力の行使に對し、受刑者に屈從を強制することが、刑の重點とされてゐるのでなく、刑は、しかく、受刑者を懲慫するの機能を營むものでなければならぬと、されること

になつてゐるのである。

右のやうな規定の淵源は、遠くすでに、一八七〇年十月シンシナーチにおいて開かれたアメリカ監獄協會の第一回大會における『原則宣言』にこれを見受けるのである。この宣言は三十七箇條から成り立つてゐるもので、最近には一九三〇年十月、ルイスヴィールの大會において若干の修正を重ねたのであるが、大體においては、一八七〇年の當時のまままで保持されてゐるのである。その第一條には、刑罰は害惡ではあるが、しかし、犯人を改善する特別の目的をもつて爲されねばならぬものだとして、第二條には、刑の執行における作業は、犯人を改善するの見地において爲さるべく、應報的に科せられる害惡として命ぜられるべきでない、とされ、第三條には、されば累進制が用ひられねばならぬ、とされ、第四條には、希望は恐怖よりも有力であるから、受刑者に對しては、適當に賞めることに因つて處遇が爲されねばならぬ、とされ、第五條には、受刑者はみづから自己の運命を開拓すべきものとされねばならぬ、とされ、第八條には、不定期刑が採用されねばならぬ、とされ、第十一條には、吏員は受刑者をもつて改善可能なりとするの信念の下にはたらかねばならぬ、とされてゐるのである。

二 わたくしは、累進制における希望の原理と自由意思論との關係について一言せねばならぬ。傳統的な應報刑論者は、犯罪人の自由意思といふことを高調し、そこに、應報としての刑罰の倫理的基礎が成立するものとし、その者を國家の威力の下に屈從せしめることに因つて、道義上の要求が全からしめられる、とするのである。その結果として、犯罪人は、あらゆる希望を失ひ、奮

起心を失ひ、みづから賤しめ、みづからひくめることになるの外ないことになるのである。 社會も亦前科者としてそれを排斥することを、當然のことだとしてゐる。

われわれは、一定の犯罪人の一定の犯罪に接する毎に、その社會的環境的原因とその個人的素質的原因とを省察し、その原因に従つてその犯罪人乃至犯罪を適當に處置しようとするのである。まづ、犯罪に對する社會の保全を完うし、同時に、犯罪人自身の改善に努めようといふのである。かやうに考へるについては、犯罪現象に關する實證的な因果的な法則を論ずることが、すべての要點になるので、そこに、自由意思論を根據とする應報といふことは、何等の意義なきことであり、従つて毫も道德的と考へるべきものが存立しないことになるのである。われわれは、犯罪人と犯罪とに關する實證的な觀察において、自由意思といふ考へ方を排斥するのである。事を自由意思に歸着せしめることは、犯罪人と犯罪とに對する實證的な研究の半途において、不當な逃避を企てることになるのである。

しかし、われわれは、犯罪につき、犯罪人の意思の作用を無視したことはない。否、却つて、われわれの悪性論は、犯罪現象における意思の作用を重要視するところに成立するのである。ただ、その意思の本質をできるだけ實證的に考察し、できるだけ法則的に把持することに因つて、これに對するわれわれの行動を效果的ならしめようとするのである。われわれは、國家の有形的な權力を強行し、受刑者をそれに屈從せしめることが、實は、一方には、受刑者の意思に對する影響を效果的ならしめ得るものと考へないのであるし、又、同時に、他方には、受刑者の人格に對する適當な

考慮がそこに成立するものとはおもはないのである。

われわれは、受刑者を、やはり人格者として處遇することに、因り、その者の意思に適當な影響を及ぼすの方法を講じ、受刑者をして人生に『希望』を持たしめ、社會生活に復歸するの目標の下に、その行動に『興味』を持たしめようとするのである。わたくしは、自由意思といふことが、哲學者乃至心理學者に依つていろいろな意味に説かれてゐることを知らぬではない。しかし、それは、それ等の學者にうち任せよう。われわれは、ただ、受刑者の意思の作用を正常ならしめようとし、道義的社會的ならしめようとしてゐるだけである。しかし、自由意思といふことを理解し、且つこれを尊重するといふことは、畢竟この意義に歸着せねばならぬのではあるまいか。

傳統的な應報刑論者と新らしき教育刑論者との間には自由意思といふことに關する理解と運用とが全く趣を異にするのである。應報刑論は犯罪を自由意思の所産と考へることに因つて、刑罰に因りその自由意思に屈從を強制するのである。これに對し、教育刑論は、犯罪を因果的な立場において觀察することに基き、刑罰に因つて意思の正常なる作用に對する障害を除去し、できるだけ自由に意思を活躍せしめようとするのである。

三 抑も、希望といふことは、生活の要點である。希望のない生活といふことは、意味を爲さぬところだともいひ得よう。單純な宿命論のことは、今、暫く論外におきたい。個人も、國家も、その生活においては、希望を設定することに因つてのみ、生きてはたらくことを得るのである。事物の實證的な觀察は、決して宿命論に歸着するものでない。否、却つて、實證的な見地におい

て法則的な所與がたしかまるにつれ、われわれは、一層高次の理念を設定し、その理念に向つて技術を進めることができるのである。因果的な研究は、われわれの生活における進化を明かにし、われわれに、その進化をして進歩たらしめるゆゑの努力の意義を知らしめるのである。實證的な観察は、われわれに、手をこまぬいて無爲ならしめることを、いかなる意味においても指示してゐるのでない。われわれの行動は、そこに、それに因つて日に新たなものを明かにせねばならぬのである。ここに、まさに希望の原理が存立するのである。

個人は希望を持たねばならぬ。さうして、又、實に希望を持たしめられねばならぬ。希望あるところに、活動がある、愉快がある、協力がある、平和がある。そこに、國家と社會との繁榮があるのである。さうして、われわれは、いと小き最後の一人としての犯罪人においても亦希望が持たしめられねばならぬと考へるのである。國家は、犯罪人に對してさへ希望を與へることに因つて、國家らしく文化的に行動するものといふことになるのであるまいか。犯罪人に對してさへ『其の志を遂げ、倦まざらしめ』るの政治が考慮されねばならぬのである。

ひとり個人のみには止まらず、國家も亦希望を持たねばならぬ。さうして、國家は、犯罪人に對し、應報的に害惡としての刑を科することに因り、果していかなる希望を持ち、國家の行動として、果していかなる新らし味を持ち、果していかなる文化的な意味合ひを持ち得るものであらうか。害惡刑に依つて國家が待ち設け得るものは、受刑者がまた累犯に陥るといふだけのことである。應報刑に依つて國家は、その本能に従つて、行動するといふの外、何等の新らし味をも實現すると

ころはないのである。さうして、國家は、自己の有形的な權力を行使するだけでは、そこに、文化的といふにふさはしい何等のものをも爲し遂げるところがないのである。國家が眞に活動し、その活動に因つて眞に愉快を感じ、すべての人と協力して、この社會生活に眞に平和をあまねからしめむがためには、道義的な希望が設定されねばならぬのである。累進制における希望の原理はひとり、個人たる受刑者のためにのみ理解せらるべきものではないので、更に、國家のために深く省察せられねばならぬところのものである。

四

一 わたくしは、常に、刑法乃至行刑の一角から國家觀乃至社會觀を構成することを説いてゐる。見方に依つては、刑法乃至行刑は、一定の確立された國家觀乃至社會觀から演繹的に理解せらるべきものでもあらう。なほはち、國家乃至社會に對する理念として、廣く世の抱持するところの思想がおのづから變遷を重ねるに従ひ、刑法乃至行刑は、當然に、又發展せざるを得ないのである。しかし、刑法乃至行刑も亦、一の政治として、一の法律として、一の規範として、一の思想として、他のものの單純な上層建築に止まるべきでない。それは独自の理念と固有の理論とを持つことに因つて、他のものと同じく、積極的に文化を批判し、進んでその發展に貢獻するところのなればならぬものである。わたくしは、刑法乃至行刑における文化が他の文化から離れて、跋行的に事を進め得べきものなることを主張するのでない。しかし、他の文化と相連れて、さうして、

他の文化を促がしつゝ、誘ひつゝ、事を進めねばならぬものと考へざるを得ないのである。刑法乃至行刑が固有の國家觀乃至社會觀を持たねばならぬといふことを、最近に、あざわらつた學者がある。それは井蛙が海を論ずるやうなものだといふのである。さうして、その刑法學者は、刑法をもつて反動的ならざるべからざるものとして、教育刑論に反對されたのであつた。

累進制の採用に依つて明かにされた教育刑主義は、國家がひとり、刑法乃至行刑の範圍においてのみならず、廣く政治一般にわたつて、教育の主體でなければならぬことを明かにするものである。刑罰を呼んで教育の方法と爲すことが、すでに俚耳に入りかねることであるらしい。政治一般を稱して教育と爲さむには、おそらくは、人のあやしむものがあらう。しかし、人をして人たるべきが如く、あらしめることをもつて、教育と爲さむか、刑罰も亦教育でなければならぬ。さうして、政治一般が亦教育の外に出でないわけである。かくの如き國家を稱して、學者は文化國と爲してゐる。文化國においては、國家は、かの法治國思想において、唱道されたが如き、放任的な、消極的な、個人主義的自由主義のものではない。國家は個人を保育せねばならぬ。國家は自己の責務を理解して積極的に行動せねばならぬ。國家は、個人の自由と創意と活躍と人格とを尊重しつゝも、これを國家的に統制し、社會的に融和せねばならぬものである。さうして、その責務のしかく存立するところに、まさしく文化國の大きな貴重な希望が成立するのである。

二 文化國のかくの如き理念を表示するものとして生存權といふ語がある。生存權の語は政治運動としての社會主義がしばしば用ひたるところのものとして、動もすれば、不愉快な聯想

を伴ふものである。しかし、法治國理念における放任主義と個人主義とに對し、新らしき國家理念を表示するがためには、語の科學的に純正なる意味においての社會主義乃至生存權は、恰好なものであること、いはゆる社會主義ならざる學者のすでに論じてゐるところである。

しかし、用語についての誤解は、まさしく之を避けるべきであらう。さうして、われわれは、實にわが國是として『各其の志を遂げ倦まざらしむる』の政治の原理を示されてゐることを忘れてはならぬ。國法學者が大戦後新たに『人たるに値ひするの生活』といふ標語を案出したのに對し、われわれは、すでに、明治維新の當時においてその事を明かにせしめられてゐるのである。

最近の行刑法は、受刑者を人らしく處遇すべき旨を規定してゐる。一九二九年に國際刑法及刑務委員會が決議した『受刑者處遇規程』は、これを明かにして諸國に公示したことであつた。人として處遇するといふことは、『人たるに値ひするの生活の原則』を行刑法規に適用したものである。文化國においては、國家と受刑者との間にも、はや、いはゆる犯罪に因る鬭争をも、犯罪に對する鬭争をも、これを認めないのである。刑政における鬭争の原理は、法治國思想における自由競争の原理の一面を爲すものである。今や、教育刑主義を基本とする文化國の刑政は、右の受刑者處遇規程第四條第一項に従はむか、『受刑者の處遇は、受刑者を秩序と勞働とに馴れしめ、道徳的に強からしむることを目的とす』といふことになるのである。さうして、その目的に對するの技術として、ここに、累進制といふことが考へられることになつたのである。

三 國家は、その責務を全うするについて、技術を考案せねばならぬ。道義的な目的は常に技

術的な方法を必要とするのである。

十九世紀の文化は、生産の方法として、技術の發達上著しいものであつた。それにつれて、法律の領域においても亦技術的なものの發達があつたのである。その結果として、一派の論者には、法律が道義から離れて單に技術的に、すなはち倫理的には無色なものとして發達してゐるものゝ多大なることを主張してゐるのがある。わたくしは、その提言に對して、今、必しも反對を試みようとするのではないが、その技術的な法律が、法律の道義的意義に對して注意すべき反應を示すことは、また特に省察されねばならぬところであると考へるのである。

最近の行刑は労働を中心とする。さうして、労働を技術的に組織立てるところに累進制の要點がある。一派の學者は、わたくしの行刑における三位一體論を批評して、かくの如き技術的な労働本位の所説は、畢竟無意味なものだとし、一方においては應報刑論を主張し、同時に、他方教誨が實證的に多大の効果を收めつつあることを論じてゐられる。しかし、労働の原理を離れた教誨がいかなる効果のものであるかは、すでに、却つて、實證的に證明されたところであるまいか。さうして、教誨の効果を論ずることが、應報刑論のいかなる根據になるかもまた甚だ明かでない。

われわれの所論は、行刑における労働の組織を、責任と希望との原理に従つて、いかに技術的に整頓するかといふところからはじまる。われわれは、ペンシルヴァニア式が、オーバーン式が、自治制が、それぞれ、苦い經驗を重ねつつ、技術的に發達を重ねた跡にかんがみ、技術的に複雑な組織を考へ、さうして、道德教育上も、ちろん尊重すべき方法としての教誨をも効果あらしめるがため

に、累進制といふことを考へてゐるのである。

累進制は労働を本位とする。われわれは、必しも、働かざる者は食ふべからず、とまではいふまい。しかし、すでに、古く、ホワードといつたやうに、忙しく働くことが、人をして正直誠實ならしめるゆゑのもののである。そこにまづ責任の原理が成立する。

しかし、その労働は、労働する者にとつて興味あるものでなければならぬ。さうして、それは同時に、生活上有益なものでなければならぬ。かくして、労働に依る修養の問題と、労働における能率の問題とがあるのである。責任の原理からはじまる労働の原理は、かくして、更に希望の原理に依つて調整されねばならぬ。この調整に因つて、労働が刺戟され、鼓舞され、そこに、刑罰に愉悅と平和との要素とが採り容れられことになるのである。行刑における三位一體の原理乃至累進制の趣旨は、かくして、犯罪人に對し社會的復歸の機會をつくり、國家は、ここにも、保育者としての文化的任務を全うしようといふことになるの點に存するのである。

わたくしは、累進制の技術的な意義に内在する倫理的意義が十分理解されねばならぬと考へる。そこには、國家は、賢明なるが故に、又、道義的であり得ることになつてゐるのである。おそらくは、國家は、道義的であるがためには、更に賢明でなければならぬ。累進制は、問題の解決に對する第一歩たるに過ぎない。われわれは、累進制を超えた、累進制の彼方といふことを、今からして考へねばならぬ。しかし、その遠き彼方を展望すべき基點が、累進制の精神として、今、十分理解されねばならぬのである。そこに、責任と希望との原理といふことが把持されねばならぬのである。

累進制度の成立と發展

木村 龜 二

- 一 序言
- 二 累進制度の發生——流刑から自由刑へ
- 三 點數制とアイルランド制との發達
- 四 累進制度の發展——人格調査と自治制
- 五 結論

應報刑思想に従ふ時は、刑の執行の開始は、受刑者に對して彼が爲した犯罪に相應するところの害惡を加へるといふ非社會的、非人道的處遇の開始を意味する。ここでは、行刑は受刑者を人間の地位から物の地位に置き換へ、之を社會から排除——離隔——非社會化することを目的とするのが當然だと爲されるのである。少くとも、それが、應報刑思想の歴史的事實であり、理論的結論であるのである。之に反して、教育刑思想においては、刑の執行の開始は、犯罪に因つて示されたところの受刑者の反社會的危險性を除去して彼をして再び社會的なる人間に復歸せしめることを内容とする國家的任務の開始の時に外ならない。受刑者は、犯罪を爲したるが故にも

はや、人格者乃至人間としての地位を失はしめらるべきではない。又、行刑は應報刑におけるが如く、受刑者を非社會的處遇の對象とすべきではない。何となれば、それは、犯罪に因つて示された彼の反社會的性格を益々強烈ならしめることになつてしまふからである。従つて、行刑は犯罪人を再び社會化することを目的とすべきである。然らざれば、それは存在の理由を失つてしまふといふのが、教育刑論の根本思想である。かかる行刑の教育的任務、再社會化的工作の一として、最も重要な制度の一として累進制度は成立し、存在して居るのである。

累進制度 (progressive stage system, system of progressive classification; Strafvolzug in Stufen; système progressif, système d'épreuves successives) とは、裁判上言渡された刑期を數箇の階級に分ち、受刑者の改善の程度に従つて行刑上の處遇を漸次に緩和して行くことに因つて、受刑者の再社會化を全うせしめることを目的としたところの制度をいふのである。この累進制度は、單に理論的に演繹せられた制度ではなくして、永い経験の中から生み出されたものである。それは、最初、イギリスの流刑制度の中から案出せられ、後に、自由刑制度の中に採り容れられ、多くの人道主義的な行刑改良家の不屈不撓の努力に因つて改革せられながら、教育主義的行刑の缺くべからざる技術的形式として結晶せしめられて行つたものである。それ故、累進制度の本質を理解する爲めにはその歴史的發生と發達とにおいて之を見ることは缺くべからざることであると謂はねばならぬ。

然しながら、累進制度がかく經驗と歴史との産物であるといふことは、同時に、累進制度が固定

し凝結したところの形式として意味があるのではなくして、常に發展せしめられ改良せられねばならぬものであることを意味して居る。そして、その發展と改良とは累進制度の根本思想たる教育主義と經驗とに因つて方向づけられねばならぬ。従つて、それは、その運用において自己を修正して行くべき性質のものであつて、單に與へられたる形式としてその機械的な適用に因つて事が完うされるものではない。このことは累進制度の精神を理解し、これを運用する上において最も重要なことであるといふべきであらう。

以下においては、先づ、その歴史的發生と發達との跡を辿ることとしよう。

二

イギリスにおいては、最初、その植民地たるアメリカに向つて、受刑者を流刑に處することとして居つた(一)。然るに、このアメリカ流刑は千七百七十六年のアメリカの獨立戦争の開始とともに不可能ならしめられるに至つた。それで、流刑の言渡を受けた受刑者は、一時ウィルウッチ其の他に繋いだ『廢船(Mulks)に收容せられることになつたが、千七百七十八年にブラックストーンやジョン・ホワードの影響の下に作られた法律に因つて、『嚴格獨居制』(penitentiary system)の原則の上に立てられた監獄制度が決定的に確立せられることとなつた。この嚴格獨居制は後世において、ファイデルフィア及びオーバーンの名と結びつけられて有名となつて居るものであるが、イギリスでも最初はペトウォースとグルースターにおいて熱心に始められたのである。然

し、ゼームス・クックに依るオーストラリアの發見は、再び、流刑を促すに至つた。千七百八十七年五月十三日に百八十四名の男子受刑者と百名の女子受刑者とをボタニー・ベイへ移送することが爲されて以來、ニュー・サウス・ウェールズ、ヴァン・ディーマン島及びノーフォーク島が流刑の地とせられることとなつたのである。

(1) Ruggles-Brise, *The English prison system*, 1921, p. 23; Webb, *English prisons under local government*, 1922, p. 44 note 1; Aschrott, *Strafensystem und Gefängniswesen in England*, 1887, S. 36 ff.; Kriegsmann, *Gefängnis-kunde*, 1912, S. 37 ff.; Cuche, *Traité de science et législation pénitentiaire*, 1905, p. 378 et s. 尙ほ『累進制度の歴史』については、正木學士『自由刑執行の累進制度』(志林第二五卷第六號乃至第一〇號)。牧野博士『日本刑法』第五四七頁以下参照。

最初はオーストラリア流刑は非常なる困難に遭遇したが、有能なるイギリスの總督に因つて、この新しい殖民地が經濟的に、特に農業及び牧畜業において、開發せられるとともに、千八百二十二年頃からは全然情勢が變化せしめられるに至つた。資本と企業とが新植民地に送られ、多數の自由移民が流れ込み、やがて、犯罪人の移送に對して抗議が爲される程となつたのである。

流刑に處せられた受刑者の處遇は其の時々の總督に因つて、又、植民地の開發の程度に従つて異つて居つた。最初は、必要なる建造物の設立、道路の開拓、其の他の公の勞働の爲めに政府が勞働力を要したので、其の爲めに受刑者は使用せられた。それから自由移民の數が増加するに従つて、政府は、新移住者の爲めに、土地の開墾を爲さしめる目的で受刑者を使用した。更に、後には、新移住者に對して一定數の受刑者が割當られることとなり、割當を受けた者は、自己に與へられ

た受刑者を扶養するの義務を負ひ、その代償として之を自由に處分することが許された。更に、植民事業が進展するとともに、政府は手工業の技能を持った受刑者を自ら保存して、これを個々の労働の爲めに賃貸するといふ方法を採用したのである。然しながら、特に危険なる犯罪人及び植民地で犯罪を爲した者は、この『割當制』(assignment)から除外せられ、特別の『刑罰植民地』(penal settlements)に收容せられた。その主たるものはノーフォーク島に存在した。そして、これ等の受刑者は、鎖に繋がれて、峻厳にして重い労働に服さしめられたのである。受刑者の教育は全然顧られることなく、教誨は殆んど行はれず、懲罰は濫用せられ、受刑者の反亂は頻發するといふ状態であつた。この状態が、益々増加しつつあつた自由移民の安寧の爲めに甚だ憂ふべきものであつたことはいふまでもない。そこで、一二の總督は、流刑受刑者の處遇に稍々秩序を與へて之を改良せんと企てた。即ち、先づ、新に移送せられて來た受刑者を刑罰植民地に收容して、嚴格なる労働に服せしめ、そこで成績が善ければ、次には、受刑者は『開墾團』(clearing gangs)の一員として使用せられ、ここでは相當の自由が與へられる。それで、若し、ここでの行狀も善良である時は、受刑者は、更に、自由移民に割當られ、最後に、割當受刑者が一定期間を無事に經過したる時は、彼に對しては所謂『賜暇證』(ticket of leave)が一定の嚴格なる條件の下に付與せられることとなつたのである。かくて、累進制度の原型が與へられることとなつたといふべきであらう。但し、この賜暇證に因る假釋放の制度は、始めは單に事實的に行はれたのであるが、千八百二十九年に始めて法律的に制度として認めらるるに至つたのである。

然るに、流刑に對する反對運動がイギリス本國で起つて來た。その理由は、流刑に因つて、受刑者が無償で新開の植民地に送られ、數年後には、そこで、裕福にして獨立なる生活を樹て得るといふことは、刑罰の威嚇的效力を失はしめるといふのであつた。それで、千八百三十七年には、イギリス下院に、流刑制度の調査の爲めの特別委員會が設置せられることとなつた。翌年の千八百三十八年八月三日に委員會の報告が爲され、その報告では、最も敏速に流刑制度が廢止せらるべしとせられた。その結果千八百四十年には、ニューサウスウェールズへの流刑が一時廢止せられ、割當制が全然廢止せられ、且つ、流刑者の新しい處遇方法が確立せられることとなつた。この新處遇方法を『考査制』(probation system)といひ、その完成に對しては、時の植民大臣ロイドスタンレーが與つて力があつたとせられて居る(11)。

(11) Aschrott, *ibid.* S. 43; Engel, *Der progressive Strafvollzug, 1921*, S. 10 ff.; Kriegsmann, *ibid.* S. 40 f.

この考査制に因つて受刑者の分類と處遇の累進制とが、決定的に確立せられることとなつたのである(12)。千八百四十二年に植民大臣ロイドスタンレーと内務大臣サー・ゼームス・グレイハムとに依つて發せられた命令の中に示された新制度の骨組は次の好くである。

(12) Ruggles-Brise, *ibid.* p. 24; Aschrott, *ibid.* S. 45.

先づ、受刑者が三つの種類に分類せられる。
 (一) 第一は、十五年以上若は無期の刑の言渡を受けた者、又は、特に危険なる犯罪を爲した者であり、

(二) 第二は、七年以下の刑に處せられ、特に改善の見込のある者であり、
 (三) 第三は、其の他の總ての受刑者である。

この第三の種類の受刑者は最も多數であつて、彼等に對しては四箇の處遇の段階が定められ、之を通過することが必要とせられた。

(1) 第一の段階では、ヴァン・デーメン島における公の勞働に服せしめられる。受刑者は個々の『考査團體』(probation gangs)に分けられ、各團體は一人の看守の監視の下に勞働し、各團體毎に一人の教誨師又は教師が所屬せしめられることとなつて居る。

(2) 第二の段階においては、私人の許で賃勞働に服する。然し、監視及び監獄の規律に服する。賃銀の一部分は政府に納め保證金とする。そして、受刑者に反則があつた場合には沒收せられる。この段階のことを『考査濟級』(stage of probation pass)といふのであるが、それは實に三箇の組に分れ、その上級の組に進むに従つて受刑者の規律は緩和せられ、賃銀の中の政府納入分の率は減少せしめられることとなつて居る。

(3) 第三の段階では、賜暇證が付與せられ、自由に勞働を爲すことが出来る。唯だ、受刑者は、特別の許可なくしては一定の指定區域外に出ることが許されず、且つ、定期的に出頭することを必要とする。

(4) かくて、最後に、假釋放(conditional pardon)が爲される。但し、その條件として、受刑者は刑期の経過以前においてはイギリスに歸還することが許されないこととなつて居る。

第一の種類に屬するところの最も重い犯罪人については、右の累進制度は直ちに適用せられない。彼等は先づ第一にノーフォーク島に送られ、ここで、永い間、嚴重なる規律と烈しい勞働とに服せしめられ、行狀が善良と認められた時、始めて、ヴァン・デーメン島に移されて、右の累進處遇に服せしめられることになつて居つた。又、第二の種類に屬するところの比較的軽い、そして、改善可能な受刑者——所謂『優秀受刑者』(selected man)——は、刑期の最初、十八箇月以内の期間をミルバンクの監獄、又は、當時即ち千八百四十二年に新設せられたところのペントンヴィールの監獄で済まし、行狀善良と認められた時、初めて、オーストラリアに移送せられる。そして、オーストラリアでは、直ちに『賜暇證』が付與せられることとなつて居つた。

然るに、この累進的に組織せられたところの流刑制度は、ヴァン・デーメン島における考査濟級の受刑者の勞働の不足や、自由移民の流刑反對やの爲めに、運用に障害を生じて來た。それで、千八百四十六年には、時の植民大臣グラッドストーンの命令に因つて、ヴァン・デーメン島への流刑は一時停止せられた。千八百四十八年には、内務大臣サー・ジョージ・グレイは、新植民大臣グレイ伯と協議して、『考査制』に修正を加へ、ノーフォーク島に送られる最重罪人を除いて、總ての流刑の言渡を受けた受刑者は、先づ、その第一の段階をペントンヴィール又はミルバンクの監獄で経過し、次の段階としては、イギリス本國、ジブラルタル又はバームーダー島の『廢船』で公役に服し、しかる後、第三の段階として、『賜暇證』受刑者としてオーストラリアに送られることとなつた。この第二の段階の『廢船』制度は、千八百四十八年のポートランド監獄の開設とともに創められた新しい『公役監

獄』(public work prison)の制度に依つて代置せられることとなつた。

然るに、流刑制度反對の運動は、更に烈しくなり、千八百四十九年以後は、もはや、ニューサウスウェールズへの流刑は停止せられ、千八百五十二年にはヴァンディーマン島への流刑は決定的に廢止せられた。ノーフォークランドへの流刑も千八百五十三年に廢止せられた。そして、同じ千八百五十三年と千八百五十七年との法律に因つて流刑制度そのものが廢止せられることとなり、その代りとして『強制勞働制度』(penal servitude)が確立せられるに至つたのである。

千八百五十七年の強制勞働に關する法律に續いて制定せられたところの規程に因つて、累進制度は自由刑の中に採り入れられることとなつたのである(四)。右の規程に従へば、強制勞働の受刑者は刑期の最初の九箇月は獨居拘禁に付せられ、その殘餘の刑期は三分せられて三つの段階に分けられることとなつて居つた。第一級から第二級に昇るに従つて、特典、腕章等が付與せられ、第三級に入ると更に特典が増加せられ、衣服に因つて他の受刑者と區別せられることとなつて居つた。この累進制度の確立についてはサー・ジョシュア・デラップの功勞が甚だ大であつたと爲されて居る。

(註) Ruggles-Brise, *ibid.* p. 28 et seq.; Webbs, *ibid.* p. 181 et seq.

III

累進制度の發達の上に重要な意味を持つた制度に二つがある。一は『點數制』(mark system)又

は『點數消却制』(Strichsystem)であり、二は『中間監獄制度』(intermediate stage; intermediate prison)又は『アイルランド制』(Irish system)と稱せられて居るものである。點數制の發明はキャピテン・マコノキーに負ふものであり、アイルランド制の創始はサー・ウォーター・クロフトンの名と結びついて居る。

マコノキー(Alexander Macdonochie, 1787—1860)は、千八百三年にイギリス海軍に入り西印度諸島で服務し、千八百十五年に海軍中佐となり、千八百五十五年に大佐として退引した。千八百三十七年にはヴァンディーマン島に在つたが、千八百四十年から千八百四十四年までの間ノーフォーク島の總督となり、千八百四十九年にはヴァンディーマン島の副總督の書記となり、又、千八百四十九年から千八百五十一年までの間バーミンガム監獄の典獄となつた。

マコノキーの行刑改革に對する偉大なる努力は、最近に漸く、廣く認められるところとなつたのである。彼の特色は、彼が單に理論家として止まらずして、行刑の改善的事業に因つて得られたところの原理を實際に適用したといふことに在る。それで、ワインスは、マコノキーとホワードとを比較して次の如く述べたとせられて居る。曰く『ジョン・ホワードの功績は、監獄問題といふ根本問題について人類の思想を覺醒したことに在り、マコノキーには、この思想を啓蒙的な慧智に満ちた且つ成果ある實行にまで導いたといふ最高の榮譽が歸せられるであらう。マコノキーの頭と心と判斷とにおいては、理智と情操とは、調和的に發達せしめられ、平等の活力として存在した』(1)と云ふ。

(11) Haynes, *Criminology*, 1930, p. 262.

マコノキの行刑に對する最も重要な貢献は、彼が所謂「時間刑」(time sentence)の代りに「労働刑」(task sentence)を以て置き換へ、この労働を測定するのに「點數」を以つてしたことである。これについて、彼は次の如く、自己の主旨を説明して居る。曰く「私の考へでは、刑期を時間で定めるところの時間制は、監獄における腐敗の殆んど總ての根源である。時間制の下に服役する者は、唯だ、彼が如何にして時間を過ごすかといふことのみを考へる。彼は労働を回避する。何となれば、彼は如何なる労働にも興味を持たないからである。又、彼は自己の看守の任に當る役人を悦ばしめやうとはしない。何となれば、彼等は受刑者の爲めには何の役にも立たないからである。即ち、これ等の役人は受刑者の釋放を促進せしめ得ないからである。のみならず、受刑者は時間を経過する爲めに、不純な思念に囚はれたり、不純な言語、動作を爲すに至るのである。……然るに、刑期を労働に因つて定めるところの労働刑を採る時は、これ等の總ての弊害は除去せられるであらう。……労働刑に服する者は、衣服を脱いで労働に従事するであらう。時間を尊重するに至るであらう。且つ、自ら改善せざるを得ざるが如く努力するであらう。即ち、受刑者は必然的に改善せられる。唯だ、労働刑を課する場合に生ずるところの困難は、何を以て一般に労働を表現せしめるかといふことである。私は労働を表示する爲めに點數を以つてすることを提案したのである。……」(11)。

(11) Cf. *Webbs, ibid.*, p. 167.

この労働刑及び點數制を工夫することに因つて、マコノキは「受刑者の運命を彼自身の手の中に置かんと試みた」のであつた。既に、この思想は、マコノキに依つて、千八百三十七年のイギリス下院の流刑調査委員會に對して意見として提出せられたのであつたが、彼がこれを實行したのは、千八百四十年にノーフォーク島の總督となつた時以來である。そして、彼は、この點數制の成績について「自分はノーフォーク島を地獄として見出したが、然し、これを秩序あり規則正しい共同態として去つた」と謂つて居る(11)。

(11) *Wines, Punishment and reformation*, 1923, p. 194.

マコノキは自己の發明したところの點數制を後に彼が典獄となつたところのパーミンガム監獄においても實行した。又、このマコノキの發案した點數制はクロフトンに依つても、アイルランド制の中に採用せられた。イギリスの監獄においては千八百六十四年以來、この點數制が行はれることになつて居る(11)。今日イギリスにおいては行はれて居る點數制では、最高點數が一日に八點又は一年に二千九百二十點とせられ、この點數を獲得すれば累進制の第三段階から第二段階へ進級し得、又、同點數を消却すれば第二段階から第一段階へ進級することを得ることとなり、既定點數の消却なき限り原級に止まることとなつて居る。アイルランド制においては稍異り、累進制の第二段階が考査級と第三級第二級第一級及び進歩級に分けられ、この第三級から進歩級への進級について點數制が採られて居つた。即ち、第三級から第二級へ進むには六箇月間毎月九點即ち合計五十四點を獲得することを要し、第二級から第一級への進級について

も同點數の消却を必要とした。第一級から進歩級へ移るには、二倍の點數の獲得即ち最少限一年を必要とするとせられて居つたのである。

(E) *Of Wines, Ibid. p. 195 et seq.*

累進制度の重要な要素として、點數制と並んで記憶せらるべきはクロフトンの名と結びつけられた中間監獄制度又はアイルランド制である。アイルランド制といふのは、普通、イギリス流の累進制度が三段階に分けられ、獨居拘禁、雜居拘禁及び假釋放の順序に進級せしめられるのに對して、假釋放と雜居拘禁との間に更に一の段階を設け、そこでは受刑者は半自由的拘禁の下に置かれるといふ制度をいふのである。

サー・ウォーカー・クロフトン (Sir Walker Crofton 1815-1897) は千八百十五年にウェスト・フランダースにおいて生れた。彼は陸軍に入り千八百四十五年に大尉となり千八百八十一年に退役した。千八百五十四年から千八百六十二年までの間アイルランド重罪監獄局長となり、千八百六十五年から千八百六十八年までの間イングランド地方監獄局長、千八百七十七年より七十八年までの間その行刑局長となつた。

中間監獄の制度は、勿論、クロフトンの發明ではなく、イギリスの植民地で既に行はれて居つたものを、千八百五十四年に、クロフトンがアイルランドにおいて復活せしめたものである(五)。クロフトンはこの制度をラスク監獄で實施したのであつた。中間監獄の特色は、居房に格子錠を用ひず、監獄の墙壁を撤廢し、受刑者をして自制力を涵養せしめ、誘惑に屈せず、自立の修練を爲さ

しめ、釋放後の生活の準備を完成せしめることを目的とすることに在つた。クリーグスマンの言葉を以つてすると、この制度は、『受刑者に半自由を興へて、受刑者が社會に復歸した場合に生ずる激しい不調和を緩和し、假釋放に對して最も有利な準備を意味するものたらんとしたものであつた』(六)。然し、クロフトンがアイルランド重罪監獄局長を止めるやイギリス政府は中間監獄制度を撤廢した。

(H) *Ruggles-Brise, Ibid. p. 29 et seq.*

(K) *Kriegsmann, Ibid. S. 50.*

アイルランド制の成績及びそのイギリス制との比較についてはラグルス・ブライズは次の如く述べて居る。曰く『所謂アイルランド制が、當時、未曾有の好結果を擧げたと強く信ぜられた原因はアイルランドの經濟史的理由に依るのである。即ち、アイルランド制が採用せられた時代においては、アイルランドではヨーロッパの歴史上稀に見る恐慌の下にあつた。飢饉、惡疫、大土地の新所有者への移轉、新救貧法の制定が行はれた。千八百四十五年から千八百六十一年までの間にアイルランドの人々は三分の一に激減した。そして、右の期間の終り頃に至つて、勞働が豊富となり、賃銀は十割に上つたのである。然るに、之に反して、イギリスでは人口は増加し、就職は困難となり、アイルランドにおける如く、中央警察は存在しないといふ状態であつた。故に、この二つの累進制度を比較することは價值のないことであつた。何となれば、その條件が、かくも全然異つて居つたからである』(七)と。ヘーンズは、ラスク監獄のアイルランド制の成功は、刑務官の一人が特に熱心であつて、一時に百四十人の受刑者を監視し、各受刑者を二週間に一度訪問し

て報告書を作成したが故であると爲して居る(八)。

(4) Bugles-Biese, *ibid.*, p. 30.
 (5) Haynes, *ibid.*, p. 264.

かくして累進制度の重要な要素としての點數制とアイルランド制とが成立したのである。勿論、點數制は累進制の必然的要素であるとは爲し得ない。例へば、ドイツにおけるプロイセンの千九百二十九年六月七日の『累進行刑令』ではそれは採られて居らない。又、點數制は、必然的に所謂點數消却制たることを必要としない。我が國の『行刑累進處遇令』では點數は、必ずしも進級の必然的要件となつて居らないのである(第二七條)。又、アイルランド制は最近の累進行刑立法においては、相當廣く認められるに至りつつある。我が國の『行刑累進處遇令』はアイルランド制の上に立てられて居る(第一六條参照)。

四

累進制度の擴がりの跡を正確に記述することは困難である。それには、二つの理由がある。即ち、第一には、累進制の成立は應報刑思想の殆んど絶對的な支配の時代において、若干の先驅的な行刑改革家に依つて育成せしめられたものであつて、其の成長は屢々根本的な挫折を餘儀なくせられながら成就せられたといふことである。第二に、累進制度はそれが法律的制度として認められる以前に、又は、認められることなくして、既に、事實上行はれて來たといふことである。

従つて、以下においては、主として、思想的及び法律的な擴がりを單に概觀するに止める(十)。

(1) 正木學士『自由刑執行の累進制度』(志林第二五卷第六卷第六號第五二頁以下)。
 Engel, *ibid.*, S. 40 ff.; Kriegsmann, *ibid.*, S. 287 ff.; Schriften zum modernen Strafvollzug Nr. 3, Der Strafvollzug in Stufen, 1925; Frede, Der Strafvollzug in Stufen, Reform des Strafvollzuges, 1927, S. 102 ff.

累進制度が行刑思想として國際的に認められたと見るべきは、千八百四十六年のフランクフルト・アム・マインにおける『國際監獄會議』においてが始めてであらう。然し、ここでは、それについて必ずしも、非常に明白なものがあつたとは爲し得ない。アメリカ大陸における千八百七十年のシンシナーチの監獄會議では、その決議第三において明確に累進制度の必要が認められた。これは、同時に、アメリカにおける累進制度の擴充の出發點であつたと爲し得るであらう。『國際刑務會議』では、千八百九十年のセント・ピーターズブルグ會議において、『獨房制と勞働とを以つて開始するところの累進制度は中等の刑期の刑罰の性質に適應する』と決議せられて以來、千九百五年のブタペストの會議においては、少年行刑における累進制度の必要が認められ、ブラーグの會議においては、累進制度と獨房制と人格調査との關係について論及せられた。法律的制度としての累進制度は、ドイツでは、千九百二十三年の『自由刑執行の原則』第一三〇條において規定せられることとなり、爾來各州においてこれが實施を見た。特に、劃期的重要性を持つたものとしては、千九百二十九年六月七日のプロイセンの『累進行刑令』である。これに關しては既に我が國においても重要な研究を持つて居る(11)。ソヴェート・ロシアでは、この千九百二十四年の『勞働改善法』に因つて、累進制度が確立せられた。フランスにおいては、千八百五十四

年の法律に因つて、イギリスの流刑におけるが如き累進制度が認められ、千八百八十五年の五月二十七日及び八月十四日の法律と懲役強制労働の執行規則とを結合して、累進制度の實行が可能ならしめられて居る。イタリアでは、既に、千八百八十九年の刑法典において懲役受刑者に對する累進行刑制度が規定せられて居つた。又、アメリカ合衆國においては、千八百七十六年に開設せられたエルマイラ感化監において、ブロックウェーに依り、或る種の累進制度が適用せられて以來、廣く用ひられて居る。尙ほ、其他、デンマーク、ノールウェー、ハンガリア等においても累進制度は採用せられて居る。

(二) 松井學士『行刑論集』跋、正木學士『教育法としての新累進制』(志林第三二卷第八號)、セリオン『歐洲における最近の行刑思潮』(志林第三三卷第一一號)、ハスキンス『プロイセンにおける行刑の改革』(志林第三四卷第一號以下)、拙著『刑事政策の諸問題』第一〇四頁以下。尙ほ、條文の邦譯としては、森山氏『最新累進處遇法』(昭和六年)參照。

我が國においては(一)既に明治五年の『監獄則』において、甚だプリミティヴなものではあるが、或る種の累進處遇が規定せられて居つた。現行監獄法の下においては、特に規定はないが、獨居拘禁(第一五條)と雜居拘禁(第一六條)とを結合して、イギリス流の累進制が行はれ得、且つ、事實上大多數の刑務所において行はれて來たのである。これ等の思想的制度的發展に對して根本的に新時期を劃したのが、昭和八年十月二十五日司法省令『行刑累進處遇令』である。それは、點數制と半自由制とを織り込み、且つ、プロイセンの累進行刑令を批判的に參考として作成せられたものであつて、その思想的技術的意味において、プロイセンの累進行刑令と並んで世界的に注目すべきものと爲し得るであらう。

(三) 正木學士『監獄法概論』第八一頁以下。住江敬義氏『わが國における累進制』(『行刑論集』第四一七頁以下)參照。

プロイセン『累進行刑令』及び、日本の『行刑累進處遇令』の中には、二つの新しい原理がその基礎に置かれて居る。一は受刑者の『人格調査』(Personlichkeitsforschung)であり、二は『受刑者の自治制』(Selbstverwaltung der Gefangenen; the system of inmate self-government)である。

受刑者の人格調査は、アメリカのシンシン監獄におけるクリアリング・ハウスの制度、ベルチックの『犯罪人類學的調査』及び、ドイツのバイエルンにおける『犯罪生物學的調査』及び日本の『假釋放審査規程』の基本思想等が累進制度の中に採り入れられ、これに因つて犯罪人の分類を科學的ならしめんとするものである(四)。又、受刑者の自治制は、特に、アメリカの少年感化制度の中から發達せしめられ、千九百十四年にオーバーン監獄において、トーマス・モット・オスボーンに依つて試みられて以來、甚だ著名となり、既に部分的には諸國の行刑において行はれて來たところの制度である(五)。これに因つて、受刑者の刑務所内における團體生活と自發的改善とが目的とせられるのであつて、同時に、それは行刑を以て受刑者の再社會化であると爲すところの教育刑思想の最も巧妙なる技術的組織であると爲さねばならぬものである。

(四) 受刑者の人格調査の思想は、日本では既に大正十三年刑務所長會議注意『受刑者の個性觀察及精神考查に付注意の件』の中に示されて居る。曰く『受刑者の個性觀察は行刑の個別處遇を爲す基調となる事實にして之を徹底せしめるには所謂行刑

の「クリアリングハウス」制度を採用し總ての受刑者を先づ一定の刑務所に收容して精神上及身體上の缺陷其他個人的關係に付きて調査し或は犯罪心理學の見地より或は精神醫學の點より觀察する等各其の専門家をして徹底的に鑑識せしめ其結果甲乙丙丁等何れの部類に屬するやを定め之を之に相當する刑務所に集合拘禁し若は同一設備内に於ける拘禁に付ても其の分類の根據を科學的に攻撃し以て收容者の個性を詳して之に適應する處遇を確立するを要す(略)と。尙ほ拙著『刑事政策の諸問題』第一一三頁以下一五六頁以下、牧野博士『日本刑法』第五四八頁、正木學士『犯罪の治療測定と假釋放』(警察研究第二卷第九號)參照。 Vgl. Petzlika, Persönlichkeitsforschung und Differenzierung im Strafvollzug, 1930; Viernstein, The criminological service in Bavaria, Journal of criminal law and criminology, vol. 23, 1932, p. 269 et seq.

(五) 正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』(志林第三二卷第八號乃至第一二號)、牧野博士『日本刑法』第五四六頁、拙稿『シン・シン監獄の自治制について』(刑政第四三卷第三號)參照。 Cf. Wines, *ibid.* p. 364 et seq.; C. M. Liepmann, Die Selbstverwaltung der Gefangenen, 1928; Krebs, Die Selbstverwaltung Gefangener in der Strafanstalt, Monatschrift, 19. Jahrg. 1928, S. 152 ff.

五

私は嘗て累進制度について次の如く述べたことがある。曰く「累進制の本質は刑罰の執行を國家の手から犯人の手の中に移すものたるに在る。それは、單に自由刑に處せられたる者を外部から改善し、再び善良なる社會人とならしむるのみならず、かかる社會人への努力を受刑者の内面的有意的努力に依繫せしめることに因つて意思教育の根本精神を貫かんとするものである

と」(1)。

(1) 拙著『刑事政策の諸問題』第六二頁。

今や私は累進制度の成立と發達との永い苦闘の歴史を顧みて、この新理念が段々と自覺せられて來たことを悦ぶものであるが、然し、それと同時に、累進制度が一の技術的形式であつて、それ自體において價值あるものであるのではなくして、これを運用する目的態度及び運用の成果において價值が實現せられるものであることを附加したい。それに因つて與へられる特典及び刑の緩和が徒らに受刑者の放恣を發達せしめるに終つたり、その運用が、應報刑思想の下に、單に、形式的にのみ考へられたりするならば、累進制度は教育刑思想の技術的工作としての意義を失つて了ふものであることは謂ふまでもなからう。

かかる意味において、累進行刑の確立はその運用に參與するところの總ての人々に對して重大なる責任と自覺とを要求するものであると謂はねばならぬであらう。

(昭八・一二・二五)

累進處遇の教育的基調

青木 誠 四 郎

内 容

- 一 累進處遇における教育的意識
- 二 人格調査における問題
- 三 その他の実践上の主問題

一

わたくしはこゝに昭和八年十月二十五日わが司法省令第三十五號として發布された、行刑累進處遇令を當面の對象として、その若干の教育的考察を試みようと思ふ。

累進處遇は一つの教育方法である。そしてそれが教育の方法であると云ふ以上は、その根本の基調をなし、その方法の基礎を作つてゐる教育的な考へ方について充分の考慮を拂ひ、これに反省して、以て累進處遇がともすると陥り易い陥穽を警戒しなくてはならないことは云ふにも及ばない。小山法相が昨年十一月八日刑務所長會同の席上に於て、累進處遇の公布について、その精神を布行されたのち……此の制度の如く一定の形式に従つて處遇をなすときは、動もすれば受刑者をして、刑務官の甘心を求むるの念を起さしめ、阿諛便佞をこととし其の偽善心を誘發する虞ありとされたのは、とりもなほさず、其の基本精神の把握なきとき陥り易き陥穽の一つに對する警戒をなされたものと云つてよい。更にまた正木學士がこの法令の公布にあつて、一九二九年に於けるかのプロシア累進處遇令公布の際のシュミツトの宣明を引用して熱誠と努力と愛と憐憫との必要を強調され、刑務官が教育者としての心にかへる事を切望されてゐる事(三)もこれを要するに教育的意識の喚起が、この法令の基礎としていかに大切であるかを語られたものと云ふべきである。

- 一、木村教授がこの點について、「累進制は手段であつて目的ではない。これが教育刑の結論としての累進制の目下の意味である。」(刑事政策の諸問題、第一一九頁)とせられてゐるのは、まことに當然の事であるが、しかも尙注意すべき事である。
- 二、小山司法大臣訓示、刑政、第四十六卷第十二號、昭和八年十二月、第五頁。
- 三、正木學士、卷頭言、刑政、第四十六卷第十一號、昭和八年十一月、第三頁。

さて、それが行刑に於てあると否とに拘らず、いやしくも教育である以上、わたくしはそこに二つの根本的な考へ——理念があると思ふ。一つは教育されるもの、價値への憧れ即ちよりよき人生を迎へようとする意欲であつて、他の一つはこの意欲がやがては達せられる可能性が存してゐると云ふことである。この事は累進處遇が教育方法である以上は、そこにすでに予想されてゐるものだと見なくてはならない。そしてこの予想こそ今回の法令の第一條の精神

であると思はれる。(二)

然らば、かやうな教育の根本となる考へ方が、累進處遇に於てはいかなる形に於て示されてゐるであらうか。

教育はいはば價值實現の助成である。即ちよりよき人生を迎へようとする心の動き——人が美しい人生に憧れ正しい生活を慕ひ、他人の價值ある生活に感銘するのはいづれもこの心の動きであるが——を刺戟し、これを助けてやがてこの心の動きを達せしめようとする努力である。従つて教育は強制されて成しとげられる企てではない。どこまでも一つの自發的なよりよき人生に向つて動く心を予想してゐなくてはならないのである。これがオツテンハイマーがノールの言を引用して、新らしい教育は子供のもつものから出發すると云つてゐる理でもあるが、また教育たる行刑に於て、鎮壓的方法が排せられる理でもあるのである。累進處遇はこの點に於て一つの見地をもつてゐると云はねばならぬだらう。

すでに多くの人も云はれてゐるやうに、累進處遇は自力による改善を目ざしてゐると云ふ。その意のあるところを見ると、累進處遇に於てはまづ他の受刑者に於けるよりよい生活に對する意欲の實現が、その生活の形式の上の變化として示されるために——種々な物質的待遇の向上がこれである——これによつて自らのよき生活への意欲が刺戟され、またこれによつて自らの精進をより一層勵まうとする心の動きを求めようとするものである。正木學士が「行刑成績の悪い受刑者は、他囚の受ける優遇に刺戟せられて、おのづから發奮努力し」と云はれてゐるのは、

まさにこの意圖を指摘せられたものと思はれるが、それと共によりよき生活を實現することのできたものは、その生活についての自己認識による自信と共に、周圍から正しく評價されることによつて、益々この自發的な價值ある生活への意志を強めようとする企ても、そのうちに考へられてゐると云はねばならない。正木學士が上の叙述に續いて「行刑成績の良好なる受刑者は益々多くの優遇を受けんが爲めに一層努力を拂ふことになる」と云ふのがこの制度の重要な目標である。(四)といはれてゐるのは、また、この意圖が累進處遇の一つの基調をなす事を示されてゐるのであつて、これが教育方法としての累進處遇が教育の根本的なものに對して一つの見地をもつ所以であるのである。

かやうにして、累進處遇は、云ふまでもない事乍ら、その外面的な生活上の優遇そのものに對する受刑者の美望の心を煽動して、これによつて、優遇そのものを目的とした行爲の外面的な統制を目標とするものではない。どこまでも外面的な優遇は、内面的なかれらのよりよき生活の社會的評價の表現であつて、これによつて、よりよき生活への意志が刺戟されなくてはならないのである。パウロの「働かさざるものは須らくまた食ふべからず」の内面的な關係がそこに存し、働くものゝみ食ふことの眞の意味によつて内心が揺り動かされるのでなくてはならないのである。かゝる累進處遇の有つてゐる教育的意義は行刑の事にあたるものゝ忘れてならないところであつて、受刑者優遇の態度に於ても、これを刺戟として他の受刑者を獎勵する場合にも須臾も忘るべからざるところなのである。いまもしこの基本精神の誤られるものがあつたとすれば

累進處遇は偽瞞を教へるの結果を招くものとならざるを保し難いのであつて、これを實際に運用するものが如上の教育的意圖の明澄な意識を有することは極めて大切なこと、云はねばならないのである。

一、行刑累進處遇令總則第一條に於て受刑者ノ改悛ヲ促シソノ發奮努力ニ從ヒテとあるは教育としての行刑の特異性が含まれてゐるのであるが、そこには受刑者の價値實現の意欲とその教育可能性とが内化的に表現されて居るものと云はなくてはならない。尙正木學士「累進處遇に關する教育的技術的統制」刑政第四六卷第八號、昭和八年八月、第九頁、參照。

二、Ottenheimer, H., Sozialpädagogik im Strafvollzuge, 1931, Berlin, S. 15.

三、例へば正木學士は、「囚人に自力的改善を爲さしむることが則ち累進制度の特性である」(行刑法規、現代法學全集、第十五卷、第三四七頁)と云はれてゐる。

四、正木學士、右全書、全頁

三 累進處遇はかく教育の根本基調と云ふべき價値意識の刺戟に於てその方法的見地を見出してゐるのであるがこれはそれと共に受刑者の教育に於てその價値ある生活の實現の可能性にふれた一つ的方法的な立場をもつてゐると云ふべきものがある。

受刑者の教育は果して可能である。これについては尙いく多の問題が残されてゐる。しかもこれを認めないと云ふことは、教育の理念としては許さるべからざる事であらう。この點については、小西博士が「吾々は子供の價値實現力其ものを愛するのではなく、子供を愛するからし

て價値實現に向はせようとするのである。天性兒童を愛し得ざる人、修養しても兒童其ものを愛し得ざる人は、教育的思慕を起し得ない人である。教育者となり得ざる人である。」としてペスタロツチーのゲルトロードをあげてゐられるのは、これをたゞちに教育たる行刑の場合にあてはめて考へる事ができるのである。然り、わたくし達は、受刑者の所謂改善能力の存在を知つて、この改善能力を愛するために教育をしようとするのではない。わたくし達の愛がこれを改善させないではゐられないところに教育たる行刑は成りたつものだと云はなくてはなるまい。而して累進處遇は、このよりよき生活の實現を可能にするための一つ的方法的立場を與へてゐると云つてよいのである。

すなはち、累進處遇は、まづ受刑者の人格調査によつて、その長所を發見し、その伸展の可能を見出してその方法を規定し、更に段階的にかつ漸進的にそのよりよき生活を實現させるために、種々な處遇の方法を講じてゐるのである。所謂アイルランド制に於ける獨居、雜居、半自由拘禁及假出獄の諸種の處遇の方法の相異のある如き、オスボーンの囚人自治制の考想の如きいづれもこれであつて、わが行刑累進處遇令に於て、考査級、修練級、改善級、責任級と分つて、これによつて種々な處遇の方法内容を異らしめてゐるのも、またこの價値ある生活に一舉に到達しようとして、一歩一歩と、合理的に歩むべき道を歩ましめて、遂に社會的適應性を有する人格にまで到達しようとしてゐるものなのである。正木學士が特に、この階段の合理的であることを、累進處遇所期の目的を果す上に大切な點であるとされてゐるのは、またかゝる目的とする人格への發展を

自然の發展經過に従つて企てゝゐるのが累進處遇の趣旨であることを語つてゐられるものであると同時に、躍進的進級を認めたことも、この自然道程を重んじたものと見らるべきだらう。何となれば、かゝる發展は個性によつて異なるものがあるからである。私達はかのペスタロツチ¹が説く自然人より社會人への發展を具案的に合理的に進まうとしてゐるのだと云つてよいのである。

かくて累進處遇に於ける階級は、よりよき生活を實現するための具案的な段階なのである。わたくし達は、これ等の諸階級に於ける受刑者に對していつもより高きよりよき生活への精進を求めると共に、これ等の諸階級を追ふことが受刑者教育の上にかなる意味を有つてゐるのかを常に心してゐなくてはならない。でなければ階級は形式のみを止め、その處遇はたゞ外形的な形骸を残して、こゝでも亦誤れる累進制の陥穽に陥るの外なくなるであらう。

一、これに關する評論は、木村學士「行刑における宗教と科學と國家」刑政、第四十七卷第一號、昭和九年一月、第三三頁以下、及吉益學士「現代犯罪生物學の展望」刑政第四十六卷、第四號、第五號、參照。

二、小西博士「教育の本質觀」第二七頁以下。
 三、正木學士「累進處遇に關する教育的技術的統制」刑政、第四六卷、第八號、昭和八年八月、第一三頁。

四 累進處遇の教育的な意圖として、以上のやうな價值意識を刺戟してよりよき生活への意欲を喚起すること、並にそのよりよき生活の段階的實現を企てる方法的な考慮をなしてゐること

とと共に、わたくし達が忘れてならないのは、これの究極が社會適應性を指し示してゐると云ふことである。

思ふに、人が人として認められると云ふことは、社會的な存在としてである。自己の存在を自分と云ふ小宇宙だけに限つて考へてゐたやうな在來の個人主義的な考へ方は、たゞ考へられた抽象的なものを誤つて存在するものとしたに止るのである。眞によく個人とはいかなるものであるかを窺ふならば、個人とは社會的な存在である以外の何物でもない^(一)と云ふことが明かになるであらう。

教育はナトルプの云ふやうに人を人にまで教育する事であるが、この前の人は自然の人であるが、後の人はよりよき生活をなす人であると共に社會的な人を指してゐるのである。すなはち、かゝる意味に於ける教育はやはり社會適應性を指すと云ふこの場合の教育の意味と何等の相異をなすものでもないのである。

それならば、この目指す社會適應性の云ふ社會は何を指すか。ナトルプの社會は所謂文化社會を目指してゐるものであつて、結局一つの同僚社會^{ゲゼルシャフト}を、いはばプラト^(二)の理想國の如きを目指すものと見らるべきものがある^(三)と云はれる。だが累進處遇の目指してゐる社會は、おそらくかくの如きものを指してはゐまい。より一層現實的でありより一層國家的であると云つてよいであらう。その意味に於てこゝに於ける社會とは國家的、公民的、生活としての社會生活が目ざされてゐると云はるべきだらうと信ずる。こゝにかのプロイセンの累進制を確立したと見るべき、

一九二三年八月一日の司法省「執務及執行規定」に……特に釋放後に於ける秩序ある且つ合理的なる生活への教育に努力すべし……と記されて合法的生活の強調される理^(三)があるであらうし、又オツテンハイマーが社會教育は自己責任を教養することであるとしてゐる理^(四)が親はこれであつて、わが「行刑累進處遇令」に於て、行刑成績の觀察點を作業の勉否、成績、操行の良否、責任の觀念及意志の強弱と定め、その中心として當局者としての鹽野局長が「わが累進處遇令に於ては特に責任觀念といふ事に重きを置き」として、責任觀念^(五)をあげてゐられるのは、いづれも、かやうな國家的公民的生活の中心構造を示すものとしてこれ等が見られなくてはならないことから來て居ると云つてもよいのであつて、こゝに私は社會適應性の目指す社會のいかなる社會であるかゝ指示せられてゐると信するのである。わたくし達はこゝに累進處遇の方向についての一つの規定を見出すのである。

かやうにして、教育たる行刑の目指すところの社會を國家的、公民的社會と考へるとしてもその目指すところが社會適應性にある場合こゝに看過することの許されないのは、その目的を達するための教育方法についての問題である。社會教育學は、人間を人間的社會によつて人間にまで教育すべきを教へる。^(六) 舊い個人主義の教育は教育者の權威によつてのみ人を教育しようとした。この個人の權威に代へるに人間的社會によつてと云ふことはその方法の上に深い變化を教へるものである。オツテンハイマーが友情的權威的 (Kameradschaftlech = Autoritatives) なる教育が權威的教育に代つて現れたと云つてゐるのも、この人間的社會によつてと云ふ意味の

他の表現と見られるのであるが、土田氏が、學校は本來社會であるから、社會的形式を有たねばならぬ。即ち社會生活の精神がそのまゝこれを支配し、教師も專政でなく、方法も注入的でなく、訓練も社會化せらるべきであるとしてゐるの^(八)は、この人間社會によつての意味をかなり具体的に示してゐると云つてよいであらう。

かくの如くして、わたくし達は累進處遇に於てこゝに亦一つの方法的立場をもつことを知らねばならぬ。行刑に於ては、受刑者に對して、どこまでもその合法性をまもり、責任觀念をもつて全体を貫いて、こゝに公民的國家的生活を生活することのできるやうにするの精神を以てこれを貫くことが必要欠くべからざることであると共に、その社會生活の進行に於て刑務官は專政でなく、方法は鎮壓的でなく、批判的、合法的な社會化された訓練が行はれなくてはならないのである。

いまでも、かやうな方法的立場が忘れられるならば、たとへ、受刑者のよりよき生活への意欲が刺戟され、これによつてその生活は漸次改善されようとしても、それは結局よき社會人として教養されなかつたとの譏を残すものとならう。そしてよき社會人よき國民よき公民としての生活を殘さなかつたら、行刑は結局何物でもなかつたとの譏をさへ免れないであらうと思ふ。

1. Natorp, p. Sozialpädagogik, 1920, S. 84.

二、城戸教授「社會的教育學」岩波講座、教育科學、第二十冊。

三、木村教授「刑事政策の諸問題」第一〇九頁による。

四、Ottenheimer, H., Sozialpädagogik im Strafvollzuge, 1931, S. 7.

- 五、鹽野局長「行刑一年の回顧と展望」刑政第四十六卷第十一號、昭和八年十一月、第一一頁。
- 六、Natorp, P., *ibid.* S. 84.
- 七、Ottenheimer, H., *ibid.* S. 15.
- 八、土田杏村氏「現今教育學の主問題」第四二頁以下。

五 以上のやうにして、私は累進處遇の基として存する教育的意識を、これによる價值意識の刺戟によつて自發的なよりよき生活への意欲を喚び起すこと、この喚び起された意欲を實現にまで向はしめる段階的漸進的進歩の企圖、及びこれ等の企圖を社會的方法によつて實踐し、やがて國家的合法的なる社會の一員たらしめることにありと考へたのである。今日實際の行刑にわたくし達が、これ等の完い具現を望むことは、おそらく容易のことではないだらうと思ふ。併しわたくしを以てこれを見れば、かゝる意識あつて、この法令の運用をなすの日、はじめて累進處遇は實施されたと云はるべきであらうと信ずる。

二

一 わたくしが、この一篇の論文に於て云ふべきことは以上で終つたと云つてもよいであらう。が、こゝに尙教育の實際上の問題として考慮すべき點について少しく述べて見たい。わたくしは以上の如き教育的意識を基調として教育方法としての累進處遇は、その運用がなされなくてはならないとするものであるが、その具体的な歩みをとる第一歩をなすものは一般教育の

場合と異なるところなく、その教育對象についての正しい認識である。教育はこゝに自らの出發點を見出し、その歩みを規定することができるのである。と云ふのは、教育は、そのよりよき生活への歩みの助成をなすにあたつて、まづその教育されるもの——對象に於て、その伸すべきもの、萌芽と伸すべからざるものとを認識すると共に、その歩むべき道をもこれに則して選ばなくてはならないからである。もし然らざる場合には、教育の實踐に多くの破綻を來さしめるものがあることは、一般教育の長い過去の經驗が私達に明かに示すところであるのである。(一)

かくて私達は教育の對象たる個人について、その正しい認識を求めようとする。こゝでわたくしは再び舊い集團教育と、新らしい社會教育との區別を思ひ出すべきであらう。集團教育は個人を無視してゐた。新しい社會教育はどこまでも個人を認識し、その有するところに則してこれを社會人にまで教育しようとしてゐるのである。こゝに社會教育に於ける人格調査の必然の位置が見出される。ソヴェットロシアに於ける累進制度に於て犯人の人格と特性とを調査すべしとされ、木村教授が累進處遇の三要件の一つとして人格調査をあげられたのもこの意味によるものであらう。(三)

こゝにわたくし達は、教育の對象たる受刑者の人格調査をなすの必要に迫られるのであつて、わが累進處遇令にも特にこの點に細心の注意の拂はれてゐるのを見るのである。が併し、この人格調査が教育方法としての累進處遇と關係して、その當然の位置を見出すために、わたくしは、二三の注意を喚起しておくの必要を感じるのである。

一、教育はその價值實現の素材としての個性に於て、發見せられたる價值ある生活の萌芽を基礎として發展を企てなくてはならない。然らざれば、多くの失敗をもたらす。

詳しくは(拙著教育心理學概説、第一頁以下参照)

二、正木學士「行刑上の諸問題」第二〇頁による。

三、木村教授「プロイセン累進行刑令の思想的背景」刑事政策の諸問題、第一〇五頁。

二 その第一は人格の認識は、その個人の精神並に身體についての調査に基くと共に、之が歴史的社會的立場に於てなされなくてはならないと云ふ事である。正木學士が個性の調査に於て、原因、動機及び社會的環境を知るの要を強調せられたのも、またこの意味に於てであらう。人は個人的存在であると共に社會的存在である。従つてその社會的な生活の形態を理解しなければその人格を理解したものと云ふ事はできない。これを例へばこゝに一人の個人がありとして、その個人の才幹の不足を知ることのみでは、その個人の個性を知り得たとは云はれない。これがいかなる社會的關係に於ていかなる生活の現れをとるかを解しなくては、その人格を理解したとは云はれないのである。しかもこの人格を發展せしめる究竟に於てもわたくし達は亦社會的なものをそこに見なくてはならないのである。結局教育は社會的な人格をよりよき社會的な人格にまで教育するのがその任務なのであるから、そこに人格の認識を欠いては、人格調査の意味を欠くものと云はねばなるまい。ところが従來教育のために行はれた調査は、往々にしてこの社會的な關係に於て人格の認識をなす事を忘れてゐるやうに見えるものがある。

智識や性能、性格、氣質等についてはいかにも詳かなものを調査するところがあるのであるが、これをその社會的な關係に於て眺める事に不足してゐる。これは行刑のやうな社會的性質を帯びる教育に於ては、特に戒心しなくてはならない事である。

更に、人格は社會的であるばかりでなく、歴史的なものである。即ち過去の發達の結果としてもたらされたものなのである。従つてその人格の理解には歴史的な把握態度が忘れられてはなるまい。殊に所謂反社會的なと稱せられる受刑者の人格は、一つの發生の經過をとりその原因とされるところの發達の結果として生れて來たものなのであつて、リストの云ふやうにこれに教育を行ふにあつては、まづその原因を究めなくてはならないのであつて、これとりも直さずその人格の歴史的把握を要することの意味を示してゐるに外ならないのである。今日の人格調査に於てはかゝる歴史的把握——發生史的把握がともすると十分でなく、時にこれに省みるところがあつても極めて粗末な握み方に終つてゐるのであるが、かやうであつては、結局處遇の出發點をなし、これを規定するものを欠くことゝなるのであつて、人格調査をして充分な教育的意味を有するを得ざらしめるのである。

結局人格調査は、その精神的、身體的な方面に於て勿論でき得る限りの調査をなして、その教育の實踐に資すべきであるがこれと共に歴史的社會的な把握をなすの態度を忘れてはならないのである。

一、正木學士「累進處遇の教育的技術的統制」刑政、第四六卷第八號、第一二頁。
 二、リスト「何人でも犯罪に對して、有効に闘争せんと欲するものは、それを科學的に、即ちその原因において認識して居らねばならぬ」と云つた。 List, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, I. Bd. 1905, S. 435, (木村教授「リストの刑事政策的基礎概念」刑事政策的の諸問題第八頁による)。

三、今日刑務所に於てなしてある犯由の調査はこの意味をもつてゐるのではあるが、併し、受刑者の個性の歴史的的理解には、粗笨にして殆んど用をなさない。

三 次に人格調査について忘れてならない事は、この人格調査が直ちに實際の教育に深く關してゐなくてはならない、換言すれば、刑務所に於ける處遇と直接の連繫をもたなくてはならぬと云ふことである。云ふまでもなく人格調査は受刑者の教育のために存するのである。もし人格調査が調査そのものに終つて實際の教育の上に何等の關聯をも有ち得ないならば、それはたゞ嗤ふべき勞力の空費であるのみで、教育的には何等の意味もなくして終るものと云はなくてはならない。

然るに今日行はれる人格調査を見ると、往々にしてこの意味の實踐に關係することの著しく少いことを痛感するのである。即ち、從來の人格調査として行はれてゐる身上調査、乃至個性調査はこれによつて處遇をいかにすべきかについて殆んど無關係に行はれてゐるものが少くない。これを例へば、その犯由如何が決められたら、これが處遇をいかにすべきかについては、おそらく定見と工夫とを欠いてゐる場合が多いであらう。だから個性の審査は審査それ自體であ

つて、處遇を孤立したものであつたのである。わたくし達はこの種の調査が、必ず教育の實踐に對して一つの指示をなし、これを規定し得るものでなくてはならないことを注意し、これに對する工夫と研究とを欠いてはならないのである。

わが累進處遇令に於て、身上の調査によつて、作業の賦課を定むべきを規定し、又これによつて受刑者に累進處遇を適用すべきや否やを決すべしとし、更にまたこれによつて受刑者の適當の分類をなすべきを規定してゐるのは、これを要するに人格調査が必ず教育の實踐に深い聯關を有すべきを語つてゐるのであつて、わたくしが上述したやうな意味を具体的に示してゐると云つてよいのである。

一、こゝに個別處遇と實際處遇との調和の問題がある。正木學士「累進處遇の教育的技術的統制」刑政前全、第一〇頁以下参照。

四 人格調査を教育的な見地から眺めて、以上の要求と共に忘れてならないのは、人格は發展するものであり、變化するものであり、しかもまた發展すべく變化すべきものであることを心におき、この見地に於て人格の調査をなすべきであると云ふ事である。

「そも／＼累進處遇はその基礎の考へ方に於て人格が教育によつて發展し、よりよき姿をとるものである事を予想してゐるのである。そしてまた教育はこの事が事實であることをその長い實踐によつて確かめて來たのである。そしてそれは行刑に於てもさうでなくてはならないのであつた。」

かやうにして、わたくし達は、受刑者についてその最初に考査期間を設けて、その人格を調査して、それによつて處遇の實際を規定し、以てそのよりよき生活を作らしめなくてはならないのであるが、それと共にその後もある方面の調査はこれを回を重ね、ある方面については常にその變化を見逃さない態度に於て人格の調査を繼續しなくてはならないのである。木村教授が、グララ・リープマンの言を引用されて人格調査の反復を必要とせられたのも、こゝに見られたものであらう。

勿論これ等は、わが累進處遇令の實施にあつては、受刑者の點數消却の状態として、月々示されるものがあるのである。たとへば作業點數の消却は著しく高いが他は低いとか、全体としてその消却が多いとか云ふが如きことの示されるものがそれである。併し、これ等は累進處遇の實際に於ては大切な役目をもつてゐるが、その示すところは便宜的なものであつて、その方面の發達の内部構造を物語るものではないのである。従つてこれによつて教育の方法を規定する基礎としての人格の認識に充分なものとは云ふことができないのである。従つてわたくし達は度重る人格調査を通じて、その人格の發展に常に注意を怠ることなく、これに應じて處遇方法を變更することを忘れず、又階級を進めると共にその教育の方法に於ても、常にこの人格調査に應じて、適切な方法を見出すことをつとめなくてはならないのである。

一、木村教授「プロイセン累進行刑令の思想的背景」刑事政策の諸問題、第一一六頁。

五、人格調査の受刑者の分類、處遇の個別化をなす働きが、今日の行刑を科學的に進ましめ、に大切な役目を有つものなることは、こゝに云ふの要を見ない。併し乍ら、これを累進處遇の運用に於て重大なる機能をもち、その欠くべからざる要件をなすためには、以上述べて來たやうに、まづ人格の社會的、歴史的把握を必要とし、しかもこの調査が實踐に關聯してこれを規定するものであり、しかも人格の發展を見逃すところなきやう反復繼續して行はなくてはならないのである。これ等の考慮あつてはじめて人格調査は、累進處遇に於てその教育的機能を發揮することができよう。木村教授は人格調査について、その長所の認識をなすべきこと、改善の不可能との識別に終つてはならないこと、及び反復これを行ふべきことをあげられた。これ等のうち最後のものは、こゝにもあげたところであるが、前者は、すでに述べた累進處遇に於ける教育的意識の上から見て、當然な考慮と云ふべきであらう。教育可能の理念なくして教育なく、價值ある生活への萌芽の認識こそ教育の出發點であるからである。たゞこゝには從來ともすれば、怠り勝ちであつた、しかもその教育の實踐に於て忘れてならない點の二三をあげたのである。

一、木村教授「刑事政策の諸問題、第一一五頁以下。

三

一、上來述べて來つたやうにして、累進處遇は、教育の基本觀念を方法的に行刑の上に展開す

る具案的なるものなのである。従つて戒護に於ける處遇の上に於ても作業、教化に於ける種々なる累進的處遇でも、信用上の處遇の方法も、更にまたその根底をなす審査に於てもいづれもこの教育的意識の確實な把握の上にたつてこれを行はなくてはならないのである。

これを今回の累進處遇令について云つても戒護に於て階級的にその處遇方法を變へ、その級級の上につれて自治的ならしめてゐるのも、これを外見的には、階級に従つて勝手を許すように見えるのであるけれども、これは決して放縱を許すものでないこと勿論である。そこには人間に於ける自己責任の生活價値を認めしめなくてはならぬものがあると共に、彼等はこの人格の自己責任によつて、自らの生活を訓練しまた互に訓練し合つて、責任觀念を基礎とする社會生活に適應するを得しむるものなることが忘れられてはならないのである。更にまた作業に於て賞與金の消費範圍を階級の昇るに従つて擴大するが如きも、外見的には自己的享樂を許すかのやうに見えるのであるが、かくの如きは一方社會に於ける當然な經濟生活の形態を示すものであると共に、一方これによつて自己の經濟生活についての訓練をなさしめ、また自己に信頼せられる生活の價値を體驗せしめるものであることが忘れられてはならないのである。而してかかる實際の運用にあつて最も根本的な働きをなすとも云ふべき審査の採點の如きに於ても、かやうな態度と精神とを要求することは云ふまでもないのである。いまもし受刑者について觀察し、審査し、採點する刑務官が、よりよき生活についての見識を有たず、いかなるが社會適應性を培養しつゝある生活であるかについても知見を有たず、更には受刑者がよりよき生活に近づ

きつゝあるや否やを考慮することを忘れて、自己の主觀的の好惡により、あるひはよき囚人たるや否やによつて、その審査をなし採點を定めるやうな態度にあつたならば、いかに累進處遇が高き美しき理念をもつてゐたとしても、その養ふところは、受刑者の外面的な形式的な生活、欺瞞に満たされた生活以外のものでなくなるであらう。

こゝでわたくしはかのプロイセンの累進行刑令の趣旨として、木村教授の紹介せられたものを反復するの無意味でないことを知るのである。曰く、累進制の目的は囚人を合法的な且つ秩序ある生活を營むやう教育することである。……彼が進級するに従つて責務を重大にし、かかる責務の増大に従つて、それだけ多くの權利を與へ、かくして彼をして監獄内及び釋放後の自己の運命の創造に協力加擔せしめることが必要である」と。じつに戒護に於てその待遇を變更してゆくことも、作業に於て叙上の自助を許すことも、教化に於て種々なる正常社會の刺戟慰安に接することも、釋放後の價値ある生活のためであり、よりよき生活者として出すための準備であるのである。従つて審査もまた釋放後のよき生活に對しての目標に於てなされなくてはならない。それは教育がいつもあるやうに、本來のための準備であり、將來の生活の創造への力を養はしめんがためとする態度がなくてはならない。すなはちわたくし達はいつも、自己の我に住むことをひかへ、受刑者自らのよりよき國民的生活のために行刑の存することを意識して、その實踐にいそしまなくてはならないのである。この教育的精神なくしては、行刑も、累進處遇も結局何等の有終の美をももち得ないものとなること云はなくてはならない。教育的意識の把握、これ

こそ、累進處遇を教育的方法たらしめる根本の問題と云はなくてはならないのである。

一、木村教授、刑事政策の諸問題、第一一八頁。

二、岡部學士はこの事について行刑を出すための積極的存在だとされてゐる。畢竟そこ

にこそ教育的意識が存してゐるのである。「刑務官の懺悔」刑政、第四六卷第一號、昭

和八年一〇月、第二〇頁以下。

二、かやうにして教育的意識の確實な把握のもとにその運用がなされると云ふことは、かゝる貴き努力によつて成立した法令の諸規定の生きた作用をなさしめるのに、極めて大切な點なのであるが、こゝにわたくしは最後の問題として、そこに人の問題に注意しなくてはならぬことに想到しないではゐられないのである。……いままもこの實際の運用にあつて、その第一線にたつ刑務官が、教育的意識を欠き、人生についての適正な態度を欠き、更に教育者としての覺悟に欠けてゐたならば、如上の教育的意識を以て、實際に臨むことは到底望むべからざることなのであるから、従つて累進處遇の制度の底を流れる教育的意味の實現の如きは、はかない夢に終らざるを得ないのである。……かゝる如く、累進制の教育的意味の實現には、何よりも、かゝる根本精神の把握せられた、熱意ある人を要するのである以上、わたくし達はその實踐にあつて何よりも先に、これ等の人の育成に、また、人々をして適確な精神を把握せしめるやうな努力をなさなくてはならないのである。それは恰も學校教育の達成のために人を教育しようとして師範教育の目的の達成に重要な役

目を有つのと同様である。結局行刑も教育である以上、また、人の問題が制度の問題に先だゝなくてはならないのである。こゝにまた累進處遇の實踐に關しての重要な問題が存してゐるのである。

これを従來の刑務職員の教養についての關心に見るに、そこには極めて不満足なものを發見しないではゐられないものがある。それは勿論劇務のためにかゝる教養を與へ得ないとされるものもあらう。併し、職務の根底に意識なくしてなし能はぬものに於てその根底について何等の培養をもなさずして、たゞ職務につかしめやうとするのは、甚だしい誤りと云はなくてはならない。わたくしは、累進處遇の如き、いかにしてもその根本精神の把握なくしては、これが遂行の許されない制度の實施にあつて、その思ひを一層深くするものである。

累進制の教育的實踐上の問題としては、尙いく多の問題が藏されてゐるであらう。併し結局は叙上の如き眞の教育的意識の把握によつてすべての實踐に處する人を得て、これによつてその根本精神を實踐し、この實踐のための科學的方法を講ずることに、これを要約し得るのではな

累進處遇を受服者の精神面から

累進制度と受刑者の科學的分類

吉 益 脩 夫

- 一、累進處遇と科學的診査
- 二、受刑者の分類
- 三、改善不能者と改善困難者の類型

累進制度は人間精神の變化し得るもの (wandelbar) であると云ふ根本的確信に基いて居る。即ち、それは生活經驗と教育によつて犯人の性格、思想、感情、生活、意志生活に影響を及ぼすことが出来ること云ふ假定に出發して、犯人を再び社會に適應せしめることを目的とするものである。

正木學士は累進制度の特性は自由刑の弾力性を應用して囚人に自力的の改善をなさしむることであると説かれて居る。

それだから此目的に全く適しないものは累進處遇の適用を除外されるか、或は少くとも最下級に止めなければならぬ。行刑累進處遇令第二條は適用除外者を五種に分ち列擧してある。

ドイツでは屢々改善不能 (unverbesserlich) と云ふ言葉が用ひられて居るが、此改善不能は永久不變の烙印を意味するものではなく、兎に角目下のところ改善不能なりと云ふ意味である。改善

可能なりや否やの判定は換言すれば社會的豫後 (soziale Prognose) の判定である。それは三つの因子に依存する。即ち、第一は當人の先天的、後天的素質に基礎を有する適應能力 (Anpassungsfähigkeit) 改善能力 (Besserungsfähigkeit) の如何にあり、第二は現在本人に改善の意志 (Besserungswille) ありや否やにより、第三は出獄後の社會環境の如何による。それだから、眞の社會的豫後の判定は必ずこの三つが充分考慮されなければならない。累進處遇の始めに於て重要なことは改善能力、即ち適應能力ありや否や、及び改善の意志ありや否やである。精神障礙者は第一の缺格者であり、改悛の情の毫もない囚人は第二の缺格者と云ふことが出来る。實際、刑務所には行刑の對象たり得ない改善不能者に遭遇することが珍しくない。此等の多くは法律上も心神喪失者 (Zurechnungsunfähige) と見做さるべき精神病患者であつて、そのうちには裁判の際見逃されたものもあり、拘禁中に發病したものもある。此等の改善不能者 (Unverbesserliche) 尙適切に云へば改善無能者 (Besserungsunfähige) に就いての精神病學的考察は本論文の第三部に於て述べる事にして、茲では第二の缺格者即ち、改善の意志なきものに就いて簡単に述べたいと思ふ。受刑者が眞に改善の意志なきものなりやの判定は實際困難なことがある。狡猾な受刑者は刑務官を瞞着して如何にも改悛の情顯著なるが如く裝ひ刑務所を容易に素通りすることがある。改悛の情ありと云ふ事は單に作業の能率が上つた位のことだけで決定し得ないことは勿論の事である。更に意志行爲の基調をなすものは心情 (Gesinnung) である。心情は資料的に見れば、總ての生來性及び後天性の衝動、傾向、素質、志向の總和であり、之を形式的に見れば、同じ方向を持つた

傾向の群落 (Konstellation) から生ずる比較的一定した個人的意欲の方向である。ザンデル (E. Sander) は心理學的實驗的心情検査を列挙して之を逐次批判した。又ウーチッツ (E. Uetz) は實驗的心情検査は一つの冒険であると云つて居る。その多くは單なる道德的知識の検査にしかならない。犯罪者も彼が刑法のみならず、道德をも侵害したことを明瞭に知つて居る。然し此知識だけでは彼を制御するには足りないのである。往々道德的頹廢者でさへも道德的判斷に對する極めて微細な感覺を持つて居ることがある。又フリーは紙幣贋造の常習犯人が「此紙幣を贋造するものは嚴罰に處せらるべし」と云ふ文字を自ら印刷することを擧げて、その法律的知識の有無と犯行との關係のないことを示して居る。ワルテル・ホフマンも刑法の知識に於ては慣習性犯人は大抵他の一般市民を遙に凌駕して居ると云つて居る。それだから刑務官のみならず、心理學者も斯かる心情検査によつて受刑者に瞞着されないやうに注意しなければならぬ。ウーチッツは心情の評價に對し、他人への感情移入能力 (Einführungsfähigkeit in andere Menschen) を大いに用ひなければならぬことを強調して居る。然し之を誤りなく果し得るためには刑務官は心理學的素養を必要とする。行刑累進處遇令第二十三條第三項の責任觀念強弱の決定に當つても此點を充分考慮しなければならぬ。

却説、正木學士は累進制度の組成に至る前提として先づ囚人の分類に就いて充分なる考慮を遂げなければならぬもので、累進制度と分類制度とは唇齒補車の關係にあると述べて居られる。木村教授は犯人の分類は從來の無差別主義の批判から誕生したことを指摘された。

尙、正木學士は分類の巧拙は引いては累進處遇の目的に影響するものであることを説き、基本として囚人の改善能力あると否とに分ち、後ち原因により範疇を作るべしと云つて居られる。茲に至つて分類の眞の目的が達せられるものである。

受刑者の分類の目的は惡感化を避けるためばかりではなく、同時に處遇の個性化 (individualization of treatment) でなければならぬ。

木村教授は「累進制がたゞ教育事業の一定の心理條件と可能性、形式と枠を作るに過ぎぬことを十分明かに認識せねばならぬ」と云ふフリープマンの言葉を引き、此手段の目的化を警告して居られる。

又デーゲン (R. Degen) も形式化は何れも累進制度の最大の敵であることを極力強調して居る。累進制度が行はれたからとて教育や治療を行ふことなく、袖手傍觀して改善の効果を擧げ得るものでない。それだから分類は教育や治療に役立つものでなければならぬ。

そして分類をなすためには、あらゆる方面から充分な科學的診査が行はれなければならない。之が即ち、現代の犯罪生物學的診査である。それは勿論單に身體に關する検査ではなく、既往歴を仔細に調査し、遺傳生物學的、體質學的に審査し、更に社會學的、心理學的殊に精神病學的に精査するものである。そのみならず必要な場合には刑事訴訟記録を通覽し、又郷里の親兄弟、知友其他學校に問ひ合はせて調査を確實ならしむるものである。それだから此診査と之によつて得られた分類は累進處遇に對する最も信頼に足る指針と云はなければならぬ。

累進處遇令第七十四條に累進準備會は受刑者の身上關係及人格並所得點數を審査して進級其他を決定するやうに規定してあるのは、刑務官の自由裁量によつて決定された得點が進級數に達しても人格診査の結果不適當と認められたときには進級留保の決議をなさしめ得るためであると思ふ。このことは假釋放に際して特に重要である。斯くすることによつて始めて點數制を統制し、眞に社會へ復歸し得るもののみを釋放することになる。

- (一) 正木學士「監獄法概論」第八二頁。
- (二) 改善不能概念の考察に就いては拙稿「現代犯罪生物學の展望」(三)、刑政第四六卷、第五號第一四頁參照。
- (三) Sander, F., Die experimentelle Gesinnungsprüfung, ihre Aufgabe und Methodik, Z. f. d. angewandte Psychologie, 1920, Bd. 17.
- (四) Titz, E., Charakterologie, 1925.
- (五) 正木學士「自由刑執行の累進制度」(二)、法學志林、第二五卷第七號第二五—二六頁(大正十二年)。
- (六) 木村教授「刑事政策の諸問題」第一〇六頁(昭和八年)
- (七) 正木學士同上、第三六頁。
- (八) 木村教授同上、第一二〇頁。
- (九) Degen-Viernstein, Der Stufenstrafvollzug und die kriminalbiologische Untersuchung der Gefangenen, Bd. I, S. 23, 1926.
- (十) 犯罪生物學的診査の方法は例へば Degen-Viernstein, Stufenstrafvollzug Bd. I—III. 參照。

II

受刑者の分類は一方理論的に矛盾のないと同時に、他方受刑者の處遇上役立つものでなければならぬ。最初の分類は兩方共に不充分なものであつた。その後單一な立場から比較的矛盾のない分類が作られたが、未だそれは犯罪の現象様式から見た分類であつて、處遇上充分な効果を擧げることの出来るものではなかつた。最近の分類は此點に眼醒め、専ら犯罪者の人格の分類に集中されるやうになつた。

(The criminal by passion or incident)

- (一) 分類發達の過程を見るために、ロンブローゾの分類から始めることとする。
- II 生來性犯人 (Delinquente nato)
 - III 機會性犯人 (Delinquenti d'occasione)
 - (イ) 似而非犯罪者 (Pseudo criminali)
 - (ロ) 類犯罪者 (Criminaloidi)
 - (ハ) 潜在性犯罪者 (Rei latenti)
- II 精神病犯人 (Delinquente pazzo)
 - III 熱情性犯人 (Delinquente per Passione)
 - (イ) 政治犯人 (Reo politico)

茲で特に説明を要するものは類犯罪者なるものである。之は生來性犯人の亞型とも見られるものであるが、之よりは犯罪傾向弱く、機會が決定的な役目を演ずるものであつて、生來性犯人の如く、機會の影響なくして、残酷な犯罪を行ふやうなことは出来ない。丁度生來性犯人と普通人との中間型と云ふことが出来る。

次いでフェリー(11)は一層社會學的な立脚地から犯罪者の分類を行つた。氏の熱情性犯人は復讐者の如く熱慮を回らしたものでも差支へない。然し犯罪そのものが目的であつて、他の目的の手段であつてはならない。他は説明を必要としない。

- 一 犯罪性精神病者
 - 二 生來性犯人
 - 三 後天性習慣による犯罪者
 - 四 機會性犯人
 - 五 熱情性犯人
- 更にクレラ(H. Kurella)は之を四つに短縮した。

- 一 生來性犯人 (Geborener V.)
 - 二 慣習性犯人 (Gewohnheits-v.)
 - 三 機會性犯人 (Gelegenheits-v.)
 - 四 熱情性犯人 (Leidenschafts-v.)
- 二十世紀に入つても尙パーソーンズは伊太利實證派の分類を踏襲して居た。之も特に説明を要しないが、氏の職業性犯人は慣習性犯人と異り、單に犯罪で生活すると云ふばかりでなく、醫者や辯護士がその職業に對するが如き態度を犯罪に對して持つて居るものである。

- 一 精神病犯人 (Insane criminal)
- 二 生來性犯人 (Born criminal)
- 三 慣習性犯人 (Habitual criminal)
- 四 職業性犯人 (Professional criminal)
- 五 機會性犯人 (Occasional criminal)
- 六 熱情或に偶發事故による犯罪者 (The criminal by passion or accident)

果此四つを通じて問題となるのは先づ生來性犯人である。ロンブローゾの意味の生來性犯人の學説が現代の犯罪生物學に於て認められないのみならず、病理學的對象とならない生來性犯人の存在をも私は信じない。尚ロンブローゾの精神病犯人は當時の犯罪學の狀態が幼稚であつたために、その内容は極めて不完全不統一なものである。

パーメリー^(五)(M. Parmelee)は生來性犯人を除いたけれども精神病學的概念を一層取り入れることによつて、次の五種類の分類を作つた。茲で精神薄弱 (feeble-mindedness) と云ふのは智能の發育制止のこと、病的な人格 (psychopath) と云ふのに情意の缺陷を永續的に有する人格を指す。

- 一 精神薄弱犯人
- 二 病的な人格犯人
- 三 職業性犯人
- 四 機會性犯人
- 五 進化的犯人

以上の分類の如く、一方では犯罪の現象様式、他方では生物學的起因を示すところのものを混用することを避けるために、アッシュャンブルグ^(六)(G. Ashshenburt)は精神病學的立場を全く離れて、次のやうな犯罪様式による分類を用ひた。

- 一 偶發性犯人 (Zufallsverbrecher)
- 二 激情性犯人 (Affektsverbrecher)
- 三 機會性犯人 (Gelegenheitsverbrecher)
- 四 豫謀性犯人 (Vorbedachtverbrecher)
- 五 累犯者 (Rückfallsverbrecher)
- 六 慣習性犯人 (Gewohnheitsverbrecher)
- 七 職業性犯人 (Berufsverbrecher)

偶發性犯人は過失によりて法を侵害した場合であつて、社會意志に對する故意の背反は認められない。激情性犯人は瞬間的情緒興奮の爆發によつて犯罪に陥つたものであつて、フェリーの熱情性犯人と異り、熟慮を回らしたものは排除される。機會性犯人は利那の誘惑に驅られて

犯罪に陥つたものであり、豫謀性犯人は豫め熟慮を以て犯罪を犯すものを指す。累犯者は必ずしも同一犯罪でなくとも、又嘗て宣告を受けたことのないものであつてもよい。職業性犯人にとつては犯罪は職業である。例へばギャングや常習賭博などがそれである。此分類は最も評判のよいものとして有名であつた。然し、實際に於て不都合なこともある。例へば豫謀性犯人は同時に累犯者或は慣習性犯人であることがあり、累犯者と慣習性犯人との間に厳格な區別は不可能であり、機會性犯人は將來慣習性犯人となるやも知れない。そのみならず、受刑者の處遇の上から考へたとき、慣習性犯人なるものを同質性 (homogen) のものと見做すことは出来ない。之は多數の類型からなつて居る (heterogen)。故にアッシュフェンブルグの分類は犯罪者を簡単に區分するには役立つけれども、教育のための分類としては甚だ不充分と云はなければならぬ。此目的のためには遂に簡單で便利な分類がある。それは一八九七年ハイデルベルヒに開催された國際刑事學 に於て設定された三分類である。

- 一、利那の犯罪者 (Augenblicksverbrecher) [機會性犯人]
 - 二、犯行と経歴から推して、素因又は教育の缺陷のため、或は後の影響によつて現存の規範に従ふことの出来る責任者の能力を著しく弱められた犯罪者であつて、罰金刑や短期の自由刑では充分な効果のないもの。
 - 三、合法的な社會的生活への適合が最早や期待出来ない犯罪者。
- フィールンシュタインやフィリングも之を今尙妥當な犯罪者の分類なりと云つて居る。

之は結局改善可能、改善困難、改善不能の三つを言ひ換へたものであるから、最後の結果であつて、之を知るために更に更に分類が必要である。茲で重大な關係にあるものは精神病學である。故に最近の分類は此最後の目的を實現するために精神病學的分類に向けられるに至つた。例へばアメリカ監獄協會で決定されたものなどはその代表的なものである。

- 一、尋常 (normal)
- 二、精神薄弱 (feeble-minded)
- 三、神經病的體質 (neuropathic)
 - (イ) 病的な人格 (psychopathic personality)
 - (ロ) 癲癇 (epileptic)
 - (ハ) 腦炎後の人格 (postencephalitic personality)
 - (ニ) アルコール中毒 (alcoholic)
 - (ホ) 藥品耽溺 (drug addict)
- 四、精神神經症 (psyonenrotic)
 - (一) ヒステリー (hysterical)
 - (二) 精神衰弱症 (psychasthenic)
 - (三) 神經衰弱症 (neurasthenic)
- (ト) 特定の精神病ならざる他の腦或は神經の異常 (other brain or nervous abnormalities without psychosis specified)

五、潜在的な精神病 (potentially psychotic)

私は受刑者を先づ次の如く四つに大別し、之を更に多數に細別した。

- 一、尋常 (Normal)
- 二、病的な人格 (Psychopathie)
- 三、精神薄弱 (Schwachsinn)
- 四、精神病 (Psychose)

病的な人格は體質に基く情意の持続的な異常であつて、一時的な精神異常ではない。然し、時に(殊に強い刺戟を受けたときには)エピソード的な反應性の精神障礙を起すことがある。刑の執行に堪へなくなる拘禁性精神病は病的な人格の素地の上で起ると云はれる。變質者、精神病的な低格者 (Psychopathisch Minderwertige) と呼ばれることもあり、又尋常者と精神病者との中間に位すると云ふ意味で中間者、限界者と云はれることもある。英語の Psychopathy は病的な人格のことであつて精神病のことではない。

之は精神薄弱よりも遙かに數多く、犯罪との關係も一層緊密である。そして多くは刑を減免されることがないから、受刑者には極めて多數を發見する。私は之を次の十六種の臨床型に分類した。(八)

- 一 意志薄弱者
- 二 興奮者、爆發者
- 三 發揚性人格
- 四 憂鬱性人格
- 五 感情交代性人格
- 六 無情性人格、鈍感性人格
- 七 氣分易變性人格
- 八 ヒステリー性人格
- 九 病的虚言者、空想家
- 十 狂信家
- 十一 過敏性人格
- 十二 奇矯者

- 十三 衝動性人格
- 十四 性慾倒錯者
- 十五 強迫者、強迫性神經症
- 十六 神經質者

精神薄弱は生來性或は早期に受けた毀損によつて起るところの智能の發達制止である。昔は犯罪の殆んど總ての原因を精神薄弱に歸したが、現今では犯罪者の大部分を精神薄弱者なりと云ふ主張は影を潜めた。フィールンシュタインも犯罪者と非犯罪者との差異は智能に於て餘り著しくないと云つて居る。程度によつて精神薄弱は三つに區別される。最も重いのを白癡 (Idiotie, Idiocy) 中等度のを癡愚 (Imbecillität, Imbecile) 最も輕いのを魯鈍 (Wehilität, Moron) と云ふ。アメリカの學者は白癡を二歳まで、癡愚を七歳まで、魯鈍を十二歳までの智能年齢のものであると規定して居る。然し、獨逸では尙種々異つた規準が立てられて居る。精神薄弱の限界は明かでない。それは評價によつて異なる。私は青少年受刑者では大體智能指數 (I. Q.) 六五—七〇の近くに定めて居る。英語の精神薄弱 feeble-mindedness と云ふ言葉は廣義の精神薄弱の意味に用ひられるとき、最も輕い魯鈍の意味にも用ひられて居る。

精神病は種々あるけれども受刑者に於ては前二者程多くなく、専門の領域に入るから一々擧げること(九)を省く。後に尙少し之に就いて述べる機會がある。

- クルーグ (I. Kling) は監獄教育學の立場から次の如く受刑者を分類した。(十)
- 一 特異性なき尋常な受刑者 (Der unanfällig "normale Gefangene")
- 二 刺戟性受刑者 (D. reizbare Gef.)

- 三 精神薄弱魯鈍受刑者 (D. schwachsinrige (deville) Gef.)
 - 四 意志薄弱性受刑者 (D. willensschwache Gef.)
 - 五 衝動性受刑者 (D. triebhafte Gef.)
 - 六 意志能動性受刑者 (D. willensaktive Gef.)
 - 七 受刑者中の不全者型 (D. Versagertypus unter d. Gefangenen)
 - 八 ヒステリー性受刑者 (D. hysterische Gef.)
 - 九 好訴性受刑者 (D. querulatorische Gef.)
 - 十 鈍感性受刑者 (G. affektlahme Gef.)
 - 十一 無情性受刑者 (D. affektstumpfe Gef.)
 - 十二 監獄常住者 (D. "Zuchthaushabitué")
- 此分類は受刑者中には心神喪失者なる重き精神病者は排除されて居ることを示して居る。尋常者は全體一つにして分類せず、處遇の困難な病的人格を主として分類したものであるが、監獄常住者などと云ふ一つだけ別な分類を用いたところなどがよくないと思はれる。
- レントツ (A. Lenz) の類型は簡単に例示出来ないが全體性に立脚し人格の眞實を把握する點に於て特に進んだ分類である。

1 Lombroso C., *Luomo delinquente*, sull'ultima edizione 1897—1900. pp. 67, 182, 192, 234. 氏の分類は版に

- (一) よりて種々異なる。本によつては機會性犯人の中に尙習慣性犯人も含まれて居る。
- (二) Ferri E., *Das Verbrechen als soziale Erscheinung*, 1846, S. 85.
- (三) Kurella, H., *Naturgeschichte des Verbrechens*, 1893, S. 262.
- (四) Parsons, P. A. *Crime and the criminal*, 1926, p. 60.
- (五) Parneece, M., *Criminology*, 1918, p. 198.
- (六) Aschaffenburg G., *Das Verbrechen und seine Bekämpfung*, 1923, S. 231 ff.
- (七) Cantor N. F., *Crime, the criminal and criminal justice*, 1932, p. 133—134.
- (八) 各型の説明は拙著「犯罪病理學」岩波教育學講座參照。
- (九) 三宅教授「精神病提要」菊地甚一氏「犯罪心理學」「犯罪と被告人」など參照。
- (十) Degen-Viernstein, a. a. o. Bd. III S. 79 ff.
- (十一) Lenz, A., *Grundriss der Kriminalbiologie* S. 133 ff. 1927.

III

茲に述べる改善不能者即ち適應能力なき改善無能者は必ずしも總てが心神喪失者とは限らない。例へば、生來的に感情に缺陷があつて、利己的で平然として残酷極まる行爲をなす人間がある。之が昔 *Moral Insanity* と云はれ、現今にて *Gennutzlose (Amorale Psychopathen)* 無情性人格と呼ばれる病的人格である。

病的人格とは異り、今まで尋常であつた人間が殊に十六歳以前に腦炎に罹ると素人は唯熱病に罹つたと云ふ。その後其人は性格が變り、非社會者、反社會者となることがある。之を腦炎後の性格變化と云ふ。之も現今の醫學では治癒不能である。

受刑者が精神病に罹つて幻覺、妄想を持つて居たり、意識が溷濁して朦朧状態にある間は改善不能である。アルコール中毒によつて起る急性幻覺症の如く治るものもあれば、精神乖離症(Schizophrenie) (早發性癡呆症)の如く大抵は不治に終るものもある。精神病に罹つて叡智の荒廢を來たすものを癡呆症(Dementia)と云ふ。之が進行すれば全く白癡同様になつてしまふ。微毒のために、三十歳代になつて起るものを麻痺性癡呆症(Paralyse)と云ひ、腦の動脈硬化の爲めに起るものを動脈硬化性癡呆症と呼ぶ。老年期に入つては退行現象が著しく老耄性癡呆症を惹起することがあり、癲癇(Epilepsie)のあるものには癲癇性癡呆を惹起することがある。一度此等癡呆状態に陥つたものは常態に復歸せしめることは出来なす。躁鬱病(Manisch-depressives Irresein)は自ら治癒し得るものであるけれど、病中は無論改善不能と云はなければならぬ。拘禁によつて起り、拘禁を解かれることによつて治癒する心因性反應としての精神病を拘禁性精神病(Haftpsychose)と云ふ。之は轉房などによつて一時輕快することはあるが、多くは拘禁を解かれなければ治らない。強度な精神薄弱も改善不能である。

フリンガー⁽¹⁾(W. Villingner)は此等總てを理論的絶對的教育不能(theoretisch absolut unziehbar)と呼んで居る。

其他の多くのカテゴリーに屬するものは絶對的改善不能と云ふことは出来ない。私は此等のものを改善困難者と呼びたい。デーリング(E. von Düring)は教育困難と云ふことを限界状態の現象と同視して居る。病的人格の多くは改善困難者と見て差支へない。累進處遇に當つ

ては此等の病的人格の類型を明瞭に理解して取扱はないと意外な失敗を演ずることがある。意志薄弱者或は意志不定者(Faltlose)と稱するものは刑務所で嚴格な指導の下に於ては從順で眞に改善された如く見えるが、生來的に意志の缺陷があるから、社會に出て獨立生活を持続することが出来なく自己の缺點を知りつゝ又犯罪に陥ることがある。それだから個々に適した特別な環境の下に置いてやらなければ犯罪を防止出来ない。之は一例に過ぎないが病的人格の多くは無條件に社會へ殊にプロレタリアートの社會へ復歸することは困難である。輕度或は中等度の精神薄弱者も同様である。精神薄弱者で犯罪を犯さない人が澤山ある。それは保護されて居るからである。彼等の多くも保護の下にある間は犯罪を防止することが出来る。フリンガーは此等を實地上の改善不能者と呼んだ。

然し、少年の病的人格の豫後は容易に判定出来ない。少年の興奮、空想癖などが所謂晩熟(Nachreife)によつて後になつて非常に輕快することは行刑に經驗のある醫師の多くが認めるところである。

一般に精神病學者は犯人の環境に著しい差異のないときは、病的素因(Anlage)の大きいもの程改善困難であると解して居る。

1) Villingner W., Die Grenzen der Erziehbarkeit im Strafvollzug, Frede-Grünhuts Reform des Strafvollzugs, S. 161, 1927.

累進處遇に於ける責任と自治

正 木 亮

目次

- 一 はしがき
- 二 道徳と責任
- 三 權力的社會調和と好意的社會調和
- 四 行刑教育と囚人の自治
- 五 自治行刑と戒護行刑との調和

一 はしがき

從來累進處遇は單なる技術方法と考へられて居た。しかし行刑累進處遇令を通覽すれば今次のわが累進處遇は單なる行刑技術に止まるものではない。否むしろ、受刑者に對して今後採らねばならぬ人生の行路を示したものである。

從來の監獄法規は受刑者の遵守すべき監獄生活の準繩を示すに過ぎなかつたが、行刑累進處遇令は受刑者の守るべき道徳を示し、共同生活に必要な互讓相扶の精神を明かにした。さやうな點から觀察すると行刑累進處遇令は單なる教育方法のみでなく又同時に道徳方法でもあ

り得るのである。

行刑累進處遇令は全篇を通じて二個の大脈が通貫して居る。その一は即ち「我」に關する規定である。その二は即ち團體に關する規定である。從來の監獄法規に於ては「我」に關して如何なるものが眞の「我」であるかといふことを閑却して居た。又如何なるものが妥當なる團體であるか、共同生活とはいかなるものであるかといふことに觸れるところがなかつた。

受刑者はとかく阿諛便佞であり、僞善であり易いといはれるが、眞の「我」を認識せしめ得ないときはさうなることが必然である。人類の動物的本能は排他的、利己的である。だから、この動物的本能を整調することがなければ共同生活社會に於て要求される「我」といふものは見出し得られるものではない。

行刑累進處遇令は從來の行刑立法と異つて特に「我」に關する規定を忘れなかつた。動物的要求をどの程度に整調し批難なき行動を續けるべきかといふことを明かにした。かくして累進の基礎となるべき受刑者の個人的立場を確定したのである。受刑者の責任觀念といふ文字は即ち眞の「我」の基調である。

行刑累進處遇令は「我」に對立して「團體」の觀念を明かにした。團體の觀念は權力的に組織される場合と協約的に組成される場合とがある。權力的に組成される團體の共同生活は權力統制の下に於てのみ維持されるのでそこには自發的な互讓がなく相扶は望まれない。従つてかかる共同生活に於ては眞の平和は望まれない。反之協約的な共同生活は各人間に共通する生活

方法を基調として營まれる。各人間に共通する生活方法なるが爲めに動物的要求を捨てて眞の「我」を以て共同生活の基本とするのである。その意味に於て累進處遇令は教育の彼岸たる社會を眞我の集合したる團體たることを明かにして居る。而してかかる團體生活に於ける個人の行動を支配するものが即ち自治心である。

累進處遇はこの二つの精神を誘導向上することを最大目的として技術的に運用されるのである。だから累進處遇は所謂自治制と結び付くことによりここに始めて人の教育としての價値が生れ出るのである。かやうな見解の下にわたくしは責任觀念と自治心に關する説明を試みよう。

二 道德と責任觀念

ベスタロツチーは人生に於ける利己的原理と社會的眞理とを區別して前者を以てこの世に於けるすべてのものを我れ自身の爲めに存在するものと見ようとする動物的眞理であるとし、後者を以てこの世のすべての物を人類相互の契約關係に於てその存在の意義を認めようとする社會的功利的原理であるとするのである。この二つの關係に關係することなく萬物を以て我の内面的醇化の所縁として見るものが即ち道德的眞理であるといふのである。人類はその自然的状态に於ては利己的原理に支配されて思ひのままの行動に出でる。而してその利己的行動は竟に人類を動物的墮落に導き自己保全の必要を感得せしめるに至るが、その場合に初め

て人類相互の契約關係が成り立ちそこに各人間を規律する法律が生れ出る。しかし、人類の道德はこの法律によつて左右されるものではない。法律を必要とするに至れる社會の動物的墮落の無價値を自覺し、動物的墮落に基礎を置く社會状態の虚偽を自覺し、此の世に於ける總てが吾人の内面的向上に貢献するところの影響に目をつけるやうになる内的生活が即ち道德といふ概念を形作るのである。^(二)

だから社會の動物的墮落及び社會状態の虚偽に無關心にしてそれに追隨する行動に出づる者は道德社會に於ける反逆者である。又利己的行動を整調せんとする法律社會から見ても一個の反社會人となるのである。

ベスタロツチーは吾人の道德は自己を崇高にしようとする純粹なる意志に存するといふ。而して或は父として、子として、上に立つ人として、臣民として、又は自由民としても、僕婢としても、その關係に於て自己の利益と満足とを求め、それを目的とせず、さりとして相手の利益と満足とを求むることをも目的とせず、その相手の人人に對して自己は配慮、保護、正義を行ふ責任あると共に、従順、感謝、忠節をつくす責任がある事を自覺す所に道德があるといふのである。^(三)

故にベスタロツチーの教育學の見解による道德とは個人的利益と満足とを超へて對人的に負擔する責任を遂行することになるのである。犯罪の殆んど總てはこの對人的に負擔する責任の破棄である。例へば、殺人犯人はその相手方に對して隣人として負擔する配慮と保護と正義とを捨て、窃盜犯人や詐欺犯人は同胞間に約束された正義心を捨て、收賄犯人は官吏としての

從順と忠節とを忘れて只管動物的墮落に走れるのである。

かかる犯人を對象とする累進處遇がその最後の目標を道德と人類の責任とに置くことはいふまでもない。行刑累進處遇令はその第一條に於て「受刑者の改悛を促し」社會生活に適應せしむるを目的とす」と規定して居るが、その改悛を教育學的に觀察すれば社會の一員として負擔すべき責任を自覺せしめることで、社會生活に適應せしめるとは上述の如き道德社會及び法律社會に於て責任生活をつくし得るに至らしめんとすることを意味するのである。

行刑學者は最近に至つて累進處遇の利己的に墮落することをいまして各人の責任觀念 *Verantwortungsgefühl* の向上といふことを高調して居る。^(四)之はさなきだに動物的慾望又は感情によつて行動した者に對してその道德關係を考慮することなく物質慾を以て人生を陶冶せんとすることの非教育學的なる所以を示教したものとといふことが出来る。又累進處遇の目的を以て獨立獨行の精神を養ふものだとするものがある。^(五)之は不羈獨立の精神こそ人類道德の源泉であるからである。即ちベスタロツチの所謂額に汗して食ふといふ精神こそ人類生活陶冶の第一義であり、人類社會の向上を各々の双肩に荷ふ以上かくすることが人類相互の責任でもあるからである。

要するに累進處遇が受刑者を教化して一個の社會人を作ることとその目的とする以上、その歸屬する社會の何たるかを明かにせねばならぬが、その社會は即ち各人の道德的行動の上に成り立つ社會たることを意識しなければならぬ。同時にその社會に於ける道德的行動は人各々

に與へられる責任を遂行することではなければならぬといふことを知らねばならぬ。さて以上の論據に基いて處遇令を検討するとそこにわれわれは責任觀念の認識といふことが處遇の精神とされて居ることを看過することが出来ない。即ち同令第二十三條は受刑者として盡すべき又認識すべき全生活大様を定め各階級に於てその標準を定めたが(第二十二條)之はかくすることを得るにあらざれば道德生活に伍し得ざることを示したるに外ならないのである。

同令第二十六條に於て進級したる者に對しては其の所屬階級に於ける處遇の内容を開示し各自の負擔すべき責任の遂行を誓約せしむべしと規定したのは即ち第二十三條に掲ぐる生活大様を基礎とし人類として爲すべき責任を遂行することを誓約せしむべきの謂ひである。故に若したとひ責任點數を全部を消却したるときと雖、道德生活を爲すに充分ならざる場合に於ては之を進級せしめざることすら可能とされたのである(第二十七條)

- 一 ベスタロツチ全集第四卷(玉川學園發行)第一三九頁以下參照。
- 二 同上第一七〇頁參照。
- 三 同上第一七三頁以下參照。
- 四 C. M. Liepmann, *Selbstverwaltung der Gefangenen*, 1928 S. 3, Lothar Frede, *Geistige und seelische Hebung der Gefangenen (Deutsches Gefängniswesen, 1928 S. 295)*, Richard Degen, *Der Strafvollzug in Stufen (Deutsches Gefängniswesen, S. 311 ff.)*

五 勞働改善法第八條は行刑の最後の目的を獨立獨行 *Selbständigkeit* を養成するものと規定し第五十條には更に累進制の最後の目的を *Selbständigkeit* と *Initiative* をあらはす

こととして居る。

三 権力的社會調和と好意的社會調和

國家は立法に關して絶對的權力を持つ。故に國家は何時でも法律を制定し改正することが出来る。^(一) 惡法も亦法なりといふ思想は國家のかかる絶對的權力を明かにするものである。しかし、國家がかかる絶對的權力を社會事情と無關係に行使するときその社會は決して平和な幸福なものではあり得ない。故に、國家が眞に平和なる社會を期待しようとするなら法律を制定するよりも先きに人人の好意を期待しなければならぬ。

曩に述べた、人人の社會人としての責任遂行といふ觀念を助長して形成せしめる社會は法律を以て統制する社會よりも遙に高次な社會であることを知らねばならない。

若も社會に法律を必要とするとき、換言すれば國家が權力によつて社會を調和せんとするときは國家は國民文化より發展し來れる權利觀に基かねばならぬ。惡しき強力に基いて法律を制定するときはその法律は國民の怨嗟を受けるのみである。かかる法律は暗黒時代の盲目的法律である。^(二)

行刑學上要求される社會とはかやうな盲目的法律に支配され調和される社會ではない。理想としては國民相互の好意によつて形成される社會、法律的調和を要するに於ては國民の權利觀に基く社會を指稱するのである。

故に、かやうな社會に復歸せしめ調和せしめようとする累進處遇に於ては好意的社會調和を誘導する必要があるのである。わたくしはこの好意的社會調和の誘導方法として處遇令中第三十一條乃至第三十八條を挙げようと思ふ。從來拘禁及戒護は權力の核髓であつた。拘禁及戒護を以て權力の中樞と爲すにあらざれば監獄の紀律といふものは保たれぬと考へられたのである。行刑の本義は紀律を維持することである^(三)とされたのは實に囚人生活を權力的に調和しよう^(三)と考へた結果に外ならないのである。

囚人は絶對服從であつて信任すべきものではない。囚人はお互に談話をしてはならぬ。囚人には独自の行動を許す餘地がない等々の見解の下に監獄法規は専ら監獄生活を權力的に整調して居たがその整調はやがて人類の好意を抹殺することになつた。絶對服從の裏面には偽瞞と虚偽との生活方法が生じ、交談禁止の裏に卑屈な交渉が始められるやうになつた。即ち權力的整調は囚人を墮落に導き好意的社會生活と絶縁せしめるやうになつた。

かかる状態は監獄教化の目的を根底から覆へすものであつた。ジャツク、マアファイガモット、オスポーンに對して監獄の改良は囚人を信任することより始めねばならぬと忠告したのは監獄法規の權力的整調を好意的整調に變へよといふ忠言に外ならなかつたのである。^(四)

さて監獄法規の權力的整調より好意的整調への轉回が上述の處遇令第三十一條乃至第三十八條によつて試みられたのである。即ち第三十一條に於ては第一級受刑者を特別の場所に收容してその居房に施錠せざることを得せしめ、第三十四條に於ては特別の事情なき限り檢身及

居房捜検を免じ、第三十五條に於て紀律に違はざる範圍に於て交談を許し、更に第三十六條により自由遊歩を爲し得せしめたのは從來の權力による整調に代へて囚人を人として扱ひ人としてあらはす好意を期待しようとしたのである。換言すれば、彼等の道德に訴へてその各自の責任を盡さしめようとしたのである。

さればこそ、第三十八條に於て檢身、居房捜検、整頓、其他秩序維持に關して受刑者に全責任を負擔せしめ、第三十二條及び第三十七條により工場及び全體の紀律維持を受刑者の手に委ねることを明かにしたのである。

木村教授が嘗て累進制は行刑を役人の手より囚人の手に移すのだといはれ^(五)、わたくしは他力的改善より自力的改善への轉回だといつたが^(六)、それらはいづれも累進處遇が人そのものの責任を基調としその好意によつてその人を社會的に調和しようといふ累進制の目的を定義したのである。

1 Reinhart Maurach, Quellen und Studien (System des russischen Strafrechts) 1928 S. 8.

2 ベスタロッチー全集同上第一三一頁以下参照

3 Kurt Schulze und Hans Ellger, Gefängniskunde, 1925 S. 150.

4 Mott Osborne, Society and Prisons, 1916, p. 155 et seq.

5 木村教授「刑事政策」の諸問題(昭和八年)第六二頁。

6 拙稿「自由刑執行の累進制度」(法學志林第二五卷第六號以下)参照のこと。

四 行刑教育と囚人の自治

行刑の目的も亦人の教育である。受刑者も亦人である以上、その者の生活を陶冶し向上せしめることは行刑の使命である。普通人と犯罪人との差より生ずる教育方法の差等こそ豫期すべけれその何れをも現在より高次なる人たらしめようとする點に變りのある筈はない。その意味に於て「人の教育」といふ概念は兩者に對して共通なものである。

さて、人の教育の基本觀念に關しては教育學上之を自由と自治とに歸著せしめることが出来る^(一)。自由とは拘束なき人の動作である。幼兒が玩具を弄び之を破壊する動作は即ち幼兒の自由なる動作であるが、その自由なる動作は幼兒の智的進化發案力の素因となる。そして、かかる自由が生活進化の素因たることはひとり幼兒の場合に限らない。自治とは自働的なる自己統制である。自己統制によつて自認するところの善である。かかる自由と善とを基調とするにあらざれば教育の全面的價値はあり得ない。だからもしも學校教育のみを以て教育と觀念すればそこに人生陶冶の點から見て非常に失望せざるを得ない結果が起るのである。

故に行刑が受刑者を教育して社會生活に適應せしめようとしても受刑者の自由と自治とを考慮することがなければ、到底教育の全面的價値に觸れ得るものではない。今日の行刑に累犯者が多數に出たり所謂高等教育を受けながら犯罪に陥る者が尠くない^(二)のは結局行刑教育も學校教育も共に教育の全面的價値に觸れて居らないからである。

だから累進制度の教育目的を徹底せしめんが爲めには先づ監獄の中に自由を導き入れねばならぬ。そして受刑者に自己統制の機會を與へねばならぬのである。しかし監獄の中に自由を導き入れ囚人に自治を許すといふことに關して今日の法律制度は吾人にその餘地を與へることが少くない。少くともわが監獄法は受刑者を監獄内に拘禁することを以てその本義として居る以上われわれはこの教育學上の要求を全幅的に認容することは出來ない。故に今日の行刑教育は監獄内の生活に於て見出し得る最大限の自由と自治とをその根定とせねばならぬのである。

教育學上の理想と今日の行刑制度との間に介在する敍上のギャップをうまく調和し得る唯一の行刑技術は實に累進處遇である。即ち累進處遇に於てはその當初に於てはやがて自治の基礎を爲すべき自己反省を助長し、自己反省を爲し得る程度に到て茲に監獄内に於て許される最大限度の自由と自治とを與へることを段階的に組成し得るからである。諸國の行刑制度が囚人の自治を累進制度の一部として認めたる所以はかかる理由に外ならないのである。^(三) さやうな論據に基いて行刑累進處遇を見るに同令に於ては囚人の自治を第二級以上に認め而して自治の態様を個人自治と團體自治とに區別して居ることを認め得るのである。個人自治は檢身及居房搜檢、交談、自由遊歩、圖書室に於ける文書圖書閱讀及び接見立會の免除等に於て之を許し、團體自治は工場相互維持、構内の共同洒掃整頓、第一級受刑者の無戒護就業、第二級以上の集會、競技、遊戯又は運動會、集團散步等に於て之を許したのである。前者に於てはそれに

よつて各個の責任を完ふせしめ、その責任を完ふすることによる内的生活の充實を意識せしめようとするのである。後者に於ては小我を捨てて大我を採ることが團體平和の基調たる所以を知らしめ、所謂好意による團體結成が人類生活の最高峯たる理を感得せしめようとするのである。

前者と後者との關係は相離反するものではない。前者の完成により後者の期待せらるべきはもちろんである。

さやうな觀點に立つて例へば自由遊歩、集會、競技、遊戯、運動會、集團散步等の許されたる理由を検討すればかかる處遇は決して囚人に對する愉樂を意圖したるものではない。否むしろそれは總て自治教育の教材とも考へ得らるるのである。處遇令第一條は此等の點を目して處遇を緩和しと規定したがその緩和とは此等の點を生活様式の上のみより見て用ゐたる言葉であつてその教育的價值判斷を以てすれば、一九二七年のドイツ行刑法案に規定せる如く單なる愉悅に止まらずして責任喚起の重要な使命を司るものといはねばならないのである。^(四)

一 フレーベル「人の教育」(小原國芳氏譯)第二頁以下。

二 司法省第三十二行刑統計年報によれば高等教育を受けた者にして受刑したる者の數は逐年増加し昭和三年百四人、同四年百二十一人、同五年百五十人である。

三 ソヴェイェト勞働改善法、ドイツ現行監獄法、ベルギーのメルクスプラス等は累進制の上級者に自治を認めて居る。

四 ドイツ一九二七年案第百六十三條第二項。

五 自治行刑と戒護行刑との調和

自治行刑は前にも述べたやうに好意に基く行刑である。そして戒護行刑は權力に基く行刑である。二つのものは稍もすれば相反したる軌道を走る。特に自治行刑の客體たる受刑者はその犯行に到る過程に於て動物的欲求に惰落し人類好意の何たるかを理解しない人人である。故に自治行刑は社會自治のそれの如く好意を前提とすることは出来ない。好意を理解せしめ好意による共同生活に導かうとする試練である。

故に、若し自治行刑に於てその點を理解することなく、或は放漫なる自治を默過し或は微細なる非行に權力の重壓を加へるときは茲にアメリカに於ける自治制の失敗を繰返すに至るのである。(一)そこに自治行刑と戒護行刑との調和が必要となるのである。

自治行刑と戒護行刑との調和は受刑者と戒護者とを權力關係によつて結ぶことなく道德關係に於て結び付けることにより期待することが出来る。かのプロシヤ司法大臣シュミットが累進處遇の基調として聲明した熱誠と努力と愛と憐憫とによつて結びつく受刑者と戒護者との間には正に自治行刑と戒護行刑との調和が成り立つて居るのである。

戒護行刑が從來の如く受刑者に對し猜疑の眼を向け、氷の如き冷靜を以てその非行を摘發することに努むるときは受刑者は之に對して反抗するか乃至は虚偽を以て答へる。かかる關係の下にどうして調和がとり得よう。戒護とはしかく挑戰的な性質なものではない。演奏の夕

ラチガンが受刑者と共に喜びを分かちつつ彼等の動作を觀察したその愛の戒護、オスポーンが一日の遠足に信任を與へたその信任何れとして戒護の眞精神でないものはない。戒護行刑をかやうな精神に置き而して行刑を受刑者自らの手に委ねるときそこに受刑者は好意の生活を爲すに至るのである。

鹽野行刑局長が刑務所長會同に於て訓示された言葉に累進處遇は人格第一主義の行刑であるといはれたが、その人格第一主義とは實に刑務官吏が教育の師表として充分なることを要望されたものとわたくしは解したい。さうして人の師表たる者は徒らに權力に墮することなく熱誠と努力と愛と憐憫とを以て受刑者に對峙しなければならぬとされたものと解し度い。かくすることに於て受刑者は責任を感じ眞の「我」を基調とする團體を編成するであらうことは疑ふ餘地がない。

- 一 印南於菟吉氏「犯罪者と行刑の話」第一四六頁にもその一片があらはれて居る。しかし、オスポーン(三)の自治行刑は大様成功したことが紹介されて居る。同上第百四十三頁以下
- 二 プロシヤ累進行刑令の結語に於てそれが聲明されて居る。
- 三 C. M. Liepmann, a. a. O. S. 59 ff.
- 四 この點は本號に於ても亦詳細論述されて居る。

集團散歩に對する受刑者の感想録

左に掲ぐるは、前橋刑務所が去る一月五日最初の集團散歩を許したる際における受刑者の感想録である。拘禁生活より自由社會への半日、それが如何ばかりの喜びを彼等に與へたことか——感激に溢れたこれらの文字を見られよ

その一

今日は構外の集團散歩があるといふので、一體どんな事をするのだらうと思つて待つてゐると、晝食後直ちに是から行くのだと云ふて迎へに来る。縞の着物もまだ出来て居ないと云ふので、青衣に青鳥打、駒下駄と云ふ姿で同勢卅名ばかり戒護主任殿に引卒されて、通用門から高い煉瓦塀の外へ出る。市谷から此處へ送られてより全くこの塀の外へ一步も出ることなく送つた三年間、更に未決からは五年に近い年月を兩手の束縛もなくこうして一般人の住まふ處に出た事は始めてなのである。何となく一種の興奮を感じずには居られない。

先づ門を出ると新年の装ひをした一軒の家に突當る。

それは洋風の建物であるにしても塀の中と異なつた或る感を與へる。遠くに連なる人家に眼を投げる道もなく、官舎の傍の細い道を通つて利根の河原の見渡せる處へ來ると、眼前に聳える榛名の連山と彼方に眞白く麓まで雪に覆はれ、頂からは噴煙のたなびいてゐる淺間山とが一望の下に見渡せる。私はずつとそれ等を追ふて左から右に續く名も知らぬ遠い山々を見渡して思はず呼吸の深くなるのを覺える。悠久なる自然の姿、廣々とした自然の姿、赤い煉瓦塀の上から眺めて悲哀や希望の對象としてゐた山々は、今は何のさへぎるものもなく土の上から盛り上つて見える。そしてそれ等の山々よりなほ遠く高いであらう、全く雪に覆はれて低くしか見えぬ山々を眺めては自分の傷ましさをしみ／＼思ひ出さずには居られない。

道は左に折れて坂となり、それを下りつくすと、とう／＼と瀨音をたて、流れる利根の急流を前にして、擴がつた河原に出る。そこへ來ると戒護主任殿は皆解散して

自由に遊んで宜しいと云はれる。併し私には一寸そこで跳びはねて遊ぶ氣持にはなれなかつた。私は邊りくまなく冬とは云へ珍らしく暖い日光に照らし出されて、廣々と擴がつた周圍を眺めつゝ立ちつくした。幼い時代にまつはる色々な回想に耽り、或は美しい風景畫の如き自然のやさしい姿をぢつと見入つた。そして私は此のひろやかな大氣を思ふ存分吸ひ込んだ。それだけでも充分である。私の心の中には、次第に漠然となつて來て居つた自由な明るい大氣と朗かな人間の生活の姿とが生き／＼とよみがへつて來た。さうして力強い生活に對する愛着がむく／＼と頭を持ち上げて來るのであつた。思へば私のふるさとも此處に似通つた處があつた。私の家も町外れに近く一二町も行つた處には渡良瀬の流れがあり、周圍はまだ美しい自然の香にみち／＼てゐた。

今度處遇方法の一大革新と共にこうした新しい試みを始められた事について私は大きな意義を認める事が出来る。書籍や談話によつては、それが如何程巧妙であらうとも、この様な生々した印象を與へる事は出来ぬ。ともすれば一種陰鬱な氣持の中に、或は荒び切つた人達の無味な心持に同化されやうとする刑務所生活も、束縛なき自然の姿や交通や家屋や少年少女等、要するにこうした

社會的日常生活をベツ見する時、再び新しい心持を以て自己を見返され、自己の將來を眞實に考慮せずには居られない。又かくも我々の爲に種々配慮して下さる事を思ふ時、時代の進運とは云ひながら、こうした聖代に生れて來た事を心から感謝せずには居られない。

私達も勤勞や誠實等の平凡な道徳によつて、社會の一員として平和な生活を幸福に營む事も出来るのである。それは決して偉大な事とは云へないが、併しかくの如き生活を圓滿に營んで行くことこそ第一に我々の考ふべき處であり、そして又一度こうした處に暮す事になつた私達に對して、最も望まれて居る事であるのを私は切に感ずる。

その二

吾等が待望し奉れる皇太子殿下は舊臘目出度御降誕遊ばされ、その始めての新年を迎へたことはまことに謹賀し奉るべき至りである。私は幾度も刑務所で元旦を迎へたが、本年ほど明るく朗かに力強い新年を迎へたことは始めてである。斯うした目出度き時にあたり去る一日より吾等受刑者のために累進處遇法が行はれたことはたゞ感謝のほかはないのである。私はその最高の優遇をかた

じけなくしたお蔭で、昨日郊外に集團散歩を許されたのである。今の私の身分にとつて何と云ふ有難いことだらう。このとび離れた優遇については永久に忘れてはならぬと固く心に誓つた。

この日晴天にして近來まれに見る暖かさで、恰かも春の氣候の如き觀であつた。私等二十五名の組は午前十時頃戒護主任殿と教誨師様を加へてうち揃ひほど遠からぬかの有名な利根河畔に歩を進めた。そこには吾等のために設けられた廣い運動場や大きなプールが心持よくみんなの者を迎へてくれた。私等は何とも云ひ様のない晴れ々とした氣分で砂上や石河原を駆けまはり、小石を拾つたりなど子供の前にかへつて楽しく遊んだ。その間受刑者だと云ふ氣分もすっかり忘れて明るい朗らかな氣持であつた。大利根の流れは恰かも銀線を引いた様に白く清く、高崎に通ずる利根の鐵橋は綺麗に、まるで畫中にあるの感じがした。冬の小鳥は木から木に、やがて吾等の頭上をかすり飛んで吾等の行先を祝ふかのやうに。友等は喜々としてたはむれてゐた。

この風光明媚な河畔に新年の正氣を充分吸ふた私は神に御代萬歳を祈るとともに、やがて來る釋放後の進むべき道を深く心の底に誓つた。それと同時に明日よりはよ

り一層力強く働くことを併せて誓つた。あゝたゞ感謝の外はない。

その三

累進處遇令の實施、それは何を意味するか。言ふまでもなく私達の生活様式の改善であり、革新であります。品性の涵養であり、修養の向上を期する劃期的の施設であります。即ち明るい行刑、清き指導の一語につきると思ひます。この案を起草し、此の想を練ることに於てどれだけの辛勞と努力が拂はれてゐたことでありませう。それを想像した時、私達に對する御上の思召の奈邊にあるかを推察してしみじみ有難さを感じさせられました。人類愛のその手に柔く抱かれてゐるのを思ふ時、胸に涙の滲むのをどうすることも出来ません。誰が今日までこうした事實を私達の中で考へつゝいた者がゐたでせうか。一人としてゐないことを斷言して憚りません。たとへあつたとしてもそれは根據のない空想に過ぎなかつたと思ひます。夢想だにしなかつたこの處遇法の一つの現れとしての集團散歩の事實、私達はこの驚異的な事實の前には感謝と感激とに思はず頭を下げずには居られませんでした。

あゝ記念すべき昭和九年正月五日。時は來ました。誰れもが等しく持つ憧れの空への第一歩でありました。

新春の陽光は私達の體の一つ一つを暖かく包んでゐます。この太陽の光りこそはいつに變らぬものながら、今日は別して麗はしく温い強い光りをこの皮膚に注いで呉れるやうで、嬉しさが胸の底からこみ上げて來るのを感じました。群山を脚下に瞰下し、全身雪に蔽はれてそゝり立つ雄大なる淺間山の英姿には莊嚴なる山氣に心を打たれて敬虔の念の沸き立つのを覺えます。満目たゞ凋落を極め、灰色と赭の錯綜する岸に生ひ立つ冬枯れの疎林野火の跡黒くほのめく中に黄ばみたる雜草、河原に累々たる黝き白き岩石の状など一つとして心をひかぬものはありません。岩に激し岩を呑み、岸を洗つて悠久の彼方に流れ行く大利根の青き水の色にも心を遣る事が出来ませんでした。こうして大自然の懷に抱かれて自然を友として暮してゆける人は何んぼう羨ましく思はれるでありませう。この不自然なる生活と自然を友として暮す人達の生活とはいかなる懸隔があるのでせう。思へば思へば情ない、悲しい事實に心は暗く滅入つて來ます。然し自然は公平無私であります。涯なき曠野に飢え疲れたる野良犬の如く、愛に飢えたる、罪業深き私達にさへ大自然は總

てのものを開放し貴重なるものを與へてくれるのであります。

河の流れをへだて、大勢の子供達が無心に遊び狂ふ状態を遙かに眺めて、心にくき程の嬉しさが泉のやうに沸いて來ます。あゝ童心にかへれとは誰の謂か……。幼かりし日の思出に、夢のやうに消えた二十餘年の歲月とおぞましい姿とを見出した時、思はずも失望の、惱みの、悔恨の、懺悔の情が縫れ出て、歎きの嗚咽が洩れて來るのを覺えます。歎くな、悲しむな、泣いてゐる時ぢやない、汝の使命は重大だ、汝のなすべき事は澤山ある。起て、奮へ、潔く正しく進め、汝の前途に向つて。大自然はこう呼びかけてくれます。社會生活に近づきつゝある私達は、空前絶後の處遇法を契機として、大いに反省し自重して、此の大精神に副ふやう自己の使命を自覺し、立派なる社會人としての責任を果すべく大いに心掛くべきであります。それがやがて自己を大成し、御上の御思召に副ひまつる所以であると確信致します。

その四

『あの雲が邪魔だな——と呟く間もなくすつかり晴れ

て、西日が麗かに照り輝き窓に恵まれた好日和。常に閉ざされた通用門の扉がギョツと開く。高い煉瓦塀を後ろに構外へ出ると利根の川風がサツと身に沁む。あれが赤城、此方が榛名、向ふは妙義だね。水は割合少いが河原は随分廣いね。後ろの丘には紙風が二つ三つ。ゴウ／＼と鳴る音に振り向けば、やあ汽車だ／＼と丸で子供のやうな騒ぎだ。利根橋を繁く行き交ふ自動車、自轉車、遠く山の麓には村々の屋根、高く聳える放送局の鐵の塔、河原を飛び廻る兒童の群。川向ふにこんもりと見えるはお社の森か？ 何年振りかで出て見る構外、目に映つるもの皆珍らしく、そこには不平もなく、争ひもなく、煩悶もなければ愚痴もない。實に和やかな、あゝ有難い、いゝ氣持だな——』

これは今日散歩に出た人々の皆が等しく味ふた心持だらうと思ひます。圀圍の身を以つて集團散歩、構外自由散策、こんなことは夢にも思はれなかつたことです。それが實現されました、今日は赤い煉瓦塀を遠くに見て暫時社會氣分に浸る、その嬉しさは到底筆舌を以つては充分表はすことは出来ません。すでに縲紲の身となりましてより五つ目のお正月を迎へましたが、こんな朗かなお正月は始めてあります。私は今この行刑累進處遇令の

實施を心から有難く感謝致します。しかして上に萬世一系の皇室を戴き、義は君臣にして情は父子の如き御仁慈の下にこの明るい行刑を受けられる、日本帝國に生れましたことを無上の喜びと感激致します。殊に本年は 皇太子殿下御降誕遊ばされまして最初のお正月、國民の歡びは天地に充ち／＼と、非常時解消の希望も明るく燃え我が皇運の萬々歳を祈り奉るこの榮えある昭和九年の新春を機會に、失敗の過去半生を深く省みてその過を矯め希望を將來に繋ぎ、益々發奮努力、自重謹慎して改悛の實を擧げ、やがて社會に復歸した曉には一意専心己が業務に勉勵し、善良なる銃後の國民として九千萬同胞と共に、非常時國難に當り、以つて皇恩の百万分の一に應え奉らんことを堅く心に誓ふ次第であります。

その五

新春五日午後朗かな好天氣に我等一級者一同は豊島部長につれられて川原の公園に集團散歩に出かけた。赤き塀の鐵のドアが開けられた。その時の氣分！ 一歩ドアの外に出た時の氣分！ 生氣は一時に充ち／＼した。きよろ／＼として色々な話をしながら川原の公園に着いた。戒護主任より訓示があつて一同は自由に別れた。

その六

先づ第一に見ゆるは廣大な、そうして雄壯な榛名山である。我等に強く、不變なる暗示を與へてくれる。近くには前橋放送局の二本のアンテナが高く見える。吾々を時々喜ばせてくれる放送局は此處かと始めて知つた。橋上を走る自動車、自轉車。どのやうなものを見ても現在の吾等は飛立つやうに嬉しいのだ。その内に上りの汽車が鐵橋の上をゴウ／＼と音を立てて來た。お、幾年振りかに見た汽車！あと僅かで自分もあの汽車の人となること出来るかと思つたら、實に嬉しかつた。大きな深呼吸をした。あゝいゝ氣分だ。朗かな氣持だなあと思つた時誰か愉快だ、社會氣分がすると云つた。誰の心も同じだなあと思つた。

最近造つた池のほとりを歩いた。吾等の爲めに勞力を惜しまず造つたのださうだ。戒護主任がニコ／＼笑ひながら、さも得意さうに話をしてくれた。時間が來たので一同は歸りの道についた。

あゝ朗かな五日の午後よ！ 吹く風も心地よく感じた。見るもの、聴く音總てが我等に慰めを與へてくれた。自分も幸ひに四年振りに廣き社會へ出る事が出來た。あゝ有難きは昭和の御代、行刑の賜物、今こゝに於て一入身に感じる。

今度の新しき累進處遇法の私共に對する絶大なる御上の御恩典は、一級者たる私共に對しまして實に／＼更生の一步、感謝反省の時期を早めさせていたゞきました。私は實際今まで修養とか感謝とか常に手紙に又修養録に書いて居りますが、行ひは愚か言語にすら表はす事が出来ませんでした。然し今度の累進處遇法に依りまして得た私の胸中を左にのべさせていたゞきます。

三丈程あるあの赤煉瓦塀、絶對に出る事の出來ない嚴しいあの赤煉瓦塀、之は何を意味して居るのでありませうか。只逃走者を防ぐべく出來て居るのではありません。私は左様に思ひます。正しい心を持って、強固な心をもてとの有益なる教訓を意味して居る事と存じます。

之は昨日私の心を強く打つた構外散歩であります。私は入所以來絶對構外に出る事は出來ぬものと信じて居りましたのに、昨日丁度午後二時頃私共廿三名は集團構外散歩を許され、西門より出て大利根河畔にと向ひました。西門より出ましたその瞬間、私は嬉しさと廣い社會の懐しさと言葉でも筆でも書く事の出來ない感じを覺えました。實際これは私達の境遇にある者でなければ

ば味ふ事の出来ない嬉しさであります。

そして歩を大利根河畔にと向けました。其時私の心は自然／＼と廣くなり、今までの小さなヒガンだ心は何處へやら消えて、想ひ出せば四五年前に此の河に幾度となく所も同じお虎が淵に鮎つりに來たりし過去の想出に、私は知らず／＼眼が熱くなり心の中では本當に泣いて居りました。それは今日の行刑の有難さであります。

其の時は既に目的地に着きまして、戒護主任殿の御教訓を聞き後一時間の散歩を許されました。河畔に四間に十三四間位の大きな池がありました。其の近くに行つた際戒護主任殿が皆は魚つりは好きかとお尋ねに私は即座に大好きでありますと答へました。主任殿はお笑ひになり、君は何處の生れかとお尋ねがありました。又主任殿は夏までに五萬疋の鯉を放して魚つりを皆にさせ様かとの親しみのあるお言葉でした。榛名の山々は昔ながらの良い眺めを見せ、反對の方を見れば私共の常に居る赤い煉瓦の塀。あゝ同じ人と生れながら既に三度まで御上の御世話になり、人としての甲斐が何處にあるだらうか。此の廣い世間を狭く渡つてと思ふた時、自己の事に深く感じ入られる事でした。

やがて時間も迫り、歸途に就きました。其の折知らず

に三年程命が延びたと言ひましたら、近くに山田教誨師殿が居り、左様かといふてお笑ひになりました。

斯様に幹部職員の方々まで私等と共に喜んで下さいませ、此の大きい心、情深い心、實に私は感謝謝恩の念に堪へません。殊に主任殿の今日の御話の中にあなた方も私達も言はれたお言葉は心の底から私の心を改めさせていたゞきました。このあなた方といふお言葉は私の荒さんだ心を軟かにさせていたゞいた事でもあります。今日よりは必ず職員の方々に反抗的言語は絶対に口に致しません。

今日まで父母の如く愛して下さる擔當看守殿にも數限りない反感的言語、眞に申譯がなく、今更ながら懺悔に堪えません。

日本精神と惟神の道

文學博士 田中義能

本文は茶話會に於ける田中博士の講演を筆記したものである。間違ひ等があればすべて筆記者の責任である。

(一)

最近日本精神といふことが各方面から盛んに唱へられてゐる。ともすれば忘れかけてゐた「日本」を再び取り戻さうとする日本人の努力の現れとも見られやう。或はこれに依つていはゆる思想國難を克服し得ば幸ひである。けれどもひとしく日本精神と呼ぶも、これを唱ふる人によつて、その意味もいろ／＼ちがつてゐるやうである。廣い意味に解釋する人もあれば狭い意義に局限していふ人もある。

狭い意味では大和魂といふ様な言葉と同義語に解釋する人もある。或は武士道的精神といつた意味に解釋する人もある。それ等は何れも日本精神の一斷面を説明してゐるに相違ない。しかしさういつただけでは未だ日本精神の全貌を捉へたものではないやうに思ふ。日本精神といふからには日本人の有する特有の精神といふ意味であらうが、これは廣い意義に解釋してしかるべきだと思ふ。日本人はその歴史と傳統の所産として、諸外國のそれ等から區別さるべき幾多の特性を有つてゐる。この特性を有することによつて日本人が日本人として存在し、同時に存在の誇りを有ち得るのである。廣い意味の日本精神とはそれ等幾多の特性から成り立つてゐるものであるが、今もいふ通

りそれ等は日本の歴史と傳統の所産である。歴史と傳統の特異性が日本精神の特異性を生み出してゐるのである。換言すれば日本精神とは、長い歴史を通じ遺傳の法則によつて日本人から日本人と傳へて來た精神的遺産である。だから日本精神の特異性を知るためには、日本人の過去の生活に遡つて、その由來するところを探さなければならぬ。それについて詳しく説明して見やうと思ふ。

個人でいつてもいはゆる十人十色でそれ／＼の特性がある。性質なり容貌なりがみなちがふ。これは偶然のものでなく、由つて來るところがある。即ち多くの場合祖先、父祖から受けついでゐるのである。これが遺傳である。かやうに遺傳の事實は今日何人も疑ひ得ぬところであるが、しかし學說としては一定不變の法則が未だに發見されない。今なほ研究途上にあるのである。普通にはメンデルズムといつてメンデルの學說が一般に認められてゐるが、先天的のものゝ遺傳については異説がないとしても、後天的の

もの、即ち生後に種々の影響によつて得た特質——アックワイヤド・キヤラクタ——と呼ばれるものが、子孫に遺傳するかどうかといふことについては、いふん否定説もあつて、生物學上の問題となつてゐる。だがこの事はひとり生物學上のみでなく、社會的に見ても非常に重要な問題である。それが肯定されると否定されるところによつて、國民の教育並に人類の發達に影響するところが頗る大きいのである。生後に獲得した特質が子孫に遺傳するものとすれば、人間は生前に努力して出來得るかぎり良き特質を獲得してこれを子孫に傳へ、子孫を優良なものにするものが出來る。それが出來ないとすれば人間の努力もその効果が半減されるともいへる。即ちそれは國民の教育、人類の發達に對して、重要な關係を有つことになるのである。

遺傳の研究で有名なヴァイスマンといふ人が、生後に獲得した特質が果して子孫に遺傳するかどうかについて鼠を實驗に供して見たことがある。鼠は至つて多

上といふもつまりはそれがためである。それを國民的にいへばいはゆる國民精神である。日本の國民精神が即ち日本精神である。だから精神の後天的遺傳を認むることは、日本精神を解明するための唯一の鍵である。何となればその遺傳の法則によつて今日の日本精神が出來上つて來てゐるからである。遺傳の概念を切りはなしては日本精神を語るものが出來ない。生後に獲得する精神的要素もその方向なり程度なりが人によつて皆ちがふ。いはゆる十人十色のものが出來上る。それは何によつて決定されるかといふと第一が環境である。社會的環境である。氣候、風土等の地理的條件がそれであるし又家庭その他地方的事情がそれによつて影響を與へる。アリストテレスは人間は社會的動物であるといつたが、社會的環境を全然有つてゐない人間といふものはないといつていゝ。その社會的環境の異なるに從つて、精神に及ぼす影響がちがつて來る。そこで精神にも十人十色の色分けが出來て來るのである。精神を作り上

産のものであるが、先づ鼠の尾を切つて子を生まれさせ、又その子の尾を切つて子を生ませる、といふ調子に約二十代ばかりにわたつて試みたのであるが何處まで行つても尾のない鼠は生れて來ない。この實驗の結果からいふと、一代の間に得た經驗や特質は子孫に遺傳しないといふことになる。遺傳するのは先天的のものだけである、といふことになる。けれども本當は、この鼠の實驗だけではよく判らないのである。尾は鼠にとつて重要な器官であるが、かやうに重要なものが、十代や二十代で變化を見るものとは思へない。もつと長年月に亘つて同じ實驗を繰返して行つたならば或は尾のない鼠が出來るかもしれない。右の實驗で最後の斷定を下すことは出來ないのである。一般的にいつて私は、生後に得た習性や特質は或程度まで子孫に遺傳すると思ふ。例へば親が近眼であつたために近眼の子が生れる、などいふことも世間に往々見受くる事實である。近眼といふやうなことは、度々進むことだし、一代の間に得た

げる第二の決定條件としては教育である社會教育、學校教育の方針如何によつて作り上げられる精神にそれらの特色が出來て來る。昔なら武士の教育をすれば武士らしくなり、町人の教育をすれば町人らしくなりといふやうなものである。かやうに人間の精神は環境と教育とから非常なる影響を受ける。人間を善くしやうとすれば、善い環境に置き善い教育を與ふることが必要である。孟母三遷の教などいふのがそれである。個人についてもさうであるが、團體——國民についても同じことがいへる。國民はこれを一人の巨人と見做すことが出来る。國民といふ巨人は、その環境と教育によつてそれ／＼特種の精神を築き上げる。それによつてそれ／＼特色ある民族精神若くは國民精神といつたものが出來上る。そしてそれを遺傳の法則によつて次の時代へ引き渡して行くのである。次ぎの時代のものは又、その遺産に、自己の經驗と努力とから得た精神的要素をつけ加へて次の時代へ引き渡す。かくて民族精神若く

特質と見なければならぬ。それが子供に遺傳するところを見ると、ヴァイスマンの實驗とは反對の結論となる。何れにせよ私は生後に獲得した經驗、習性、特質等は子孫に遺傳する、と見て差支あるまいと思ふ。

(二)

所で生物學者のいふ遺傳は、主として物質的、肉體的についてである。形に現れてゐる遺傳である。だが、唯物的、肉體的のものにして、後天的のもの、遺傳が認めらるゝならば、心理的、精神的のものについても同様のことと言はれなければならぬ筈である。精神といつても一代の間に作り上げらるゝものが多い。その作り上げたものを、子孫に遺傳する。それを受けついで子孫は又、それ／＼自己一代の間に獲得したものをこれに附加して、更に次の子孫に傳へて行く。かうして人間の精神は無限に發展して行くのである。人類の進歩といふも、文化の向

は國民精神は固有のものとなつてますますその光輝を發揮して行く。

(三)

國民精神の特色は日常生活に於ても隨時にあらはれる。例へば日本人ならば知人に對して「どうぞお先きへ」といつて道を譲るが、それが英國人となると「私は後から」といつて後へさがる。「お先きへ」といつても「あとから」といつても結果は他に譲ることと同じことであるが言葉に現はれてゐる精神氣分がちがふ。日本人の進歩的なるに對して英國人は保守的である。英國人の保守的精神はかうした點にも現はれてゐるのである。又日本では、盆暮の進物とか彼岸にボタ餅をつくつて近所へくばるやうなときに「粗末なものです」とか「御口には合ひますまいが家でつくりましたから」とかいつて持つて行く。謙遜してさういふのである。ところが米國人になると、例へば盆暮に相當するクリスマス・プレゼントそ

の他人に物を贈る場合に「一番よい品を差上げる」「一番よい所を持つて来ませぬ」といふ。決して「粗末ですが」といはぬ。人に物を贈るに粗末なものを贈るといふ法があるか、宜しく一番上等な品を贈るべきではないかといふ立前である。それもたしかに一つの理屈である。日本人だつて事實はさうであるとしても、少くも儀禮的には粗品とはいふが美品とは書かぬ。こゝに謙讓の美德を傳統に有つ日本人と、率直明け放しな米國人との特質の相異がうかがはれる。かやうに國民精神は國によつてそれ／＼にちがふ。國家に對する觀念の如き同様にもちがつて来る。その點日本と諸外國とは大へんな相異である。外國は日本とは國の成立ちがちがひ、環境がちがひ、歴史がちがつてゐる。國家的精神も亦自らにちがつて来るのである。その中でもユダヤ人の如きは殆んど國家的觀念なるものを有つてゐないといつていゝ。かれ等の祖先は小アジア地方から埃及へまで漂流し、それから再びユダヤへ歸つて来て一時は國を

作形つたが、間もなくローマの蹂躪するところとなり、國を捨て、四散してしまつた。爾來今日に至るまでかれ等は國家といふものを知らない。自分たちの國を有たない氣の毒な民族として、世界の隅々に寄生的存在を保つてゐるにすぎない。能力からいつたらユダヤ民族は實に優秀である。學問と金儲けの術に於ては天下一品である。世界の大學者と大金持とは殆んどすべてユダヤ人であるといつてもいゝ程である。ベルグソンもアインシュタインもユダヤ人である。マルクスもラッサールもユダヤ人である。何れも世にすぐれた大學者であるが、何れも申し合せたやうに國家觀念がない。自分の國家を有たない民族に國家觀念がありやうはないのである。國を愛さうとしても愛すべき對象かないのである。今日かれ等の思想が非國家的であるのは決して偶然ではない。又日本でも、今日では北海道の果て／＼もなければ見られなくなつたアイヌ人の如き、昔は戰爭に強い悍猛な民族であつたのである。それが今日の如

き運命に陥つたといふのは結局國家的觀念がないからである。もしかれ等に烈々たる國家觀念があつて、英邁なものを君主に推し立て、大和民族に對抗していつたならば、當時のわが大和民族とていふん手古摺つたものであらうと想像される。大和民族の勝利が今日の如く決定的のものであつたかどうか疑問であつたかもしれない。大和武尊、坂上田村麿將軍の如き英雄でも、或は蹉跌勝ちであつたかもしれない。けれども先住民たるアイヌ人には、勇氣があつても國家觀念がなかつた。そこでかれ等は、結局わが大和民族の前に、たゞ敗北の一途を辿つて来たのである。大和民族の勝利は大和民族の國家觀念の勝利なのである。

西洋でもゲルマニア民族は國家觀念が強い。だから今日の強國といへば大抵ゲルマニア民族が形づくつてゐる。英國然り米國然り、獨逸しかりである。獨逸は世界大戰で戰敗國となり、その後ギョ／＼押しつけられてはゐるが、元來が強國である。最近ナチスと稱し、國家

主義を掲げてその意氣猛烈なるものがある。支那民族即ち漢民族も昔は相當に強かつた。黄河の沿岸に添ふて下り、先住民を征服して國をつくつたのである。その後漢とか唐とか頗る廣大な版圖を擁して世界に覇を稱へたものである。けれどもこの民族には、遺憾ながら國家を形作るための主要素である秩序統一を重んずるといふ精神が缺けてゐた。いはゆる易世革命で、國の中心が幾回も／＼移動した。そこで強固なる國家形態を作り上げることが出来ないでしまつた。依つて今日とても、漢民族には國家的精神が乏しい。國の統一的復活が容易ならぬ所以である。現在確乎とした國家を形作つてゐるのは、西洋ではゲルマニア民族東洋では日本あるのみである。そこで兩者は當然國家的に對立すべき地位にある。それは互に競争的地位に在るともいへる。日本民族とゲルマニア民族とでは、國家的觀念は兩者ひとしく有するとしても、歴史を異にし傳統を異にし、氣候風土を異にし、従つてその國民精神にはかなり

の相異がある。のみならず國家的精神に於ても兩者の間には自ら徑庭がある。

(四)

そこで話を元へ戻して、では日本精神とは如何なるものであるか。いかなる由來によつて出来て来たか。どの點で外國の國民精神と區別されるべきであるか、それ等の點について説明を試みやうと思ふ。前にもいふ如く、日本精神といふのは、これを大和魂とか武士道とかいふ狹義の意味に解釋せずして、廣く日本國民の特有の精神、即ち日本國民の全生活に行きわたつてゐる精神、も一言ひかへれば、日本人の生活が歐米人のそれと當然に區別されるべき精神といふ意味に解釋して、その本質を見究めてみたいと思ふ。

日本精神には幾多出色の特質があるが第一にいへばねばならぬことは、一つの理想を定め、これに向つて勇往邁進するの精神、これが日本精神の最も著しい特色

の一つであるといふことである。そしてその理想を實現するためには何時でも自己を犠牲にして顧みないといふこの精神が、日本精神の日本精神たる所以である。尤も何處の國にも理想はある。苟も國をなしてゐる以上、全くの無理想で、その日暮しに終始してゐるといふことはない。けれども日本國民の有する理想は理想の中でも特に異色あるものである。日本を祖國として生れ、日本人の血をうけて育つて来た日本人でなければ有し得ぬ理想である。それは何であるか。元來理想といふ以上悪い理想といふものがあるべき筈がない。理想はみな善なるべきものである。その點が目的といふのとちがふ。目的には善い目的もあれば悪い目的もある。だが理想はすべて善である。善である以上無限に進歩發展して已まない。瞬時と雖も停滞することはない。今年の理想も明年には卑近となり、更にそれ以上の理想をさし招く。理想のサークルは無限にひろがつて行くのである。同時に、その理想を實現するため、不斷の

努力が要求される。努力を伴はぬ理想といふものはない筈である。かやうに理想は進歩的にして努力的である。西洋人の有する理想とてもその點變りはない。かれ等とても進歩して己まぬ理想を追ひつゝ奮闘努力してゐるのである。私は青年の頃にナスミスといふ人の言葉を讀んで非常に感激したことがある。ナスミスはスチームハムマーの發明家として有名な人であるが、かれは、自己の過去の經驗を一言につづめてこれを青年のモットーとして示せば、と前提して、それは「義務第一、娛樂第二 (Duty First, Pleasure second)」であるといつてゐる。當時この言葉が私の頭にひどく沁み込んで、爾來今日に至るまで私の指導原理となつてゐる。行ふて餘力あれば娛樂をとれ、といふのである。義務を忽にして娛樂に耽ることは許されないのである。孔孟の教でも釋尊の教でも、又クリストの教でもいはゆる寸鐵殺人的の格言は澤山にあるが、當時この言葉程私の心を捉へたものはなかつた。私は外に娛樂はない。強い

ていへばザル碁位のものであるが、それでも、他に爲さなければならぬ仕事のあるときは「義務第一、娛樂第二」と心に呟いて、碁の方の誘惑を却けることにしてゐる。ナスミスはそれに次でいつてゐる。「多くの人々は自ら不幸とか不遇とかいつて嘆いてゐるが、それ等の人々の様子を見ると、この格言を反對に行つた結果であつて、それを以ても私の格言の

新年名刺交換會

昭和九年正月元旦、躍進日本の榮光を壽ぐやうにカラリと晴れ上つた上天氣、恒例により刑務協會の主催で午前十一時から同協會樓上で新年名刺交換會を開催した。出席者百六十六名、例年に比し増加の勢ひを示してゐる。伊藤刑務協會主事開會の挨拶をなし、次で鹽野會長より

間違ひないことを認むることが出来る」と。實にナスミスの格言を逆にいって娛樂を先にして、義務を後にしたものが失敗であり、失望であり、落膽である。義務を重んじ奮闘努力することは理想を實現する所以である。日本人は元來この點に非常にすぐれてゐると思ふ。日本人程理想に向つて奮闘努力する國民はすくないと思ふ。

室の御繁榮、國家の彌榮を祝したてまつる。わが日本は今や非常時に際し、國民一致異常な覺悟を以て國家に御奉公しなければならぬ時であるが、吾人行刑の職に在るものも亦御互に層一層の奮闘努力をもつて、自己の職責を果すことにつとめなければならぬといふ意味の挨拶があり、更に同會長の發聲にて 天皇陛下の萬歲を三

唱し、終つて一同祝酒を酌み、年頭の壽ぎをなし、歡談に時をうつつしたが、最後に藤澤正啓氏出席者中の最年長者として刑務協會の萬歲を三唱し、伊藤主事の挨拶にて和氣霽々裡に十二時四十分散會した。當日の出席者は左の如し。

- (行刑局) 鹽野季彦、秋山要、芥川信、正木亮、船津宏、岡五郎、東邦彦、野崎陽之助、中林勘次、印南眞一、山本詮吉、金田榮三郎、三宅定男、紗圓蘭弘吉、鹽見市郎、久保田眞太郎、榎本高義、瀧澤勝司、杉藤豊治、安東荒喜、野崎重雄、小川太郎、河西武夫、一戸正義、(小菅) 谷内庄太郎、福山福太郎、木下榮樹、木村元吉、宮田長之助、野原達二、赤塚孝平、平川浩一、吉田好美、關敬信、柴山重俊、富井隆信、楠顯逸、大河内恭三郎、山下忠太、吉田武男、乙山榮基、牧野正巳、(市谷) 森口藤松、川添敬三、喜多義一、島田幸治、松富哲、宇山宗雄、村松滿壽

- 治、土谷正光、中村與四郎、今里末作、安藤定義、岩花辰次、窪田幸記、湧谷暹太郎、三上敬、關川東平、藤井廉、大橋大秀、志々目慶男、根本仙三郎、柴田春治、(豐多摩) 吉田律、佐久間勝治、曾川良貞、富田信雄、鈴木長次郎、加藤專精、鈴木英三郎、鈴木隆夫、山田寛、二場實俊、芥屋公正、山下良吉、五島林太郎、宮川義光、萩原清雄、富井忠信、石井俊瑞、(浦和) 鎌山俊治、向井淺三郎、難波哲雄、水上友吉、彌永熊雄、(巢鴨) 岡部常、高橋松之助、中尾文策、柏木直九郎、高田小兵衛、香川千巖、園井義雄、岸野春一、奥山忠七、根田兼治、守田千松、永田亥之助、山根信松、大澤成次郎、齋藤茂三郎、寺光忠、中原哲章、鈴木秀次郎、岡村保容、横山和義、長谷場正壽、神酒澤孝四郎、無盡聲、小室華雲、藤澤正啓、(横濱) 渡邊賢、渡邊勝巳、大村曉心、荻生治雄、武子喜久治、見川恒次、常石政次郎、小澤義親、寺岡辰、伊藤忠(川越少年) 吉田綱紀、行方形治、小玉

- 賢道、太田卯八、在木武喜、(輔成會) 香川又二郎、近藤亮雅、渡邊義勝、遠藤理一、(練習生) 元田尙文、大村忍、大矢衛、島村寛、伊藤光治郎、菊地角雄、齋藤彦壽郎、上澤隆、四方新太郎、竹中貢、野村勇、西田勝熊、淺野俊信、石井晴行、平山七郎、田中俊壽、江藤正人、山田敦、小川末吉、染川直人、(刑務協會) 伊藤忠次郎、大原虎夫、能勢弘忍、平野宗一郎、大森日榮、平居三郎、澁谷善藏、北原道之助、野中頼一、平尾毅一、大内國康、(尾道) 好地武



切 扱 帖 よ り

◇前例なき恩赦奏請の内議決す

皇太子殿下御降誕に際し恩赦の儀を奏請しては如何との論が政府部内に有力化してゐるが、皇太子殿下御降誕に際し恩赦を奏請することは前例がなく、もしこれを奏請するとすれば新例を開く事になるので、慎重の上にも慎重を要するものとなし齋藤首相はそれぞれ關係方面の意向を聴取してゐる、即ち首相は二十五日午後零時五十分宮中に参内、控室において湯淺宮相、牧野内府及び鈴木侍從長と會見、この問題について、重要協議を重ねた結果大體奏請に意見の一致を見るに至つた模様で、首相は同一時五十分宮中を退出、同三時四谷の私邸に主管の小山法相を招き意見を徹したが、法相は皇太子

殿下御降誕に對する國民の歡喜の情狀は誠に恩赦奏請に値することを述べ、更に恩赦奏請の先例、恩赦の種類、範圍及び手續、公布期日等につき詳細に意見を述べた、これに對し齋藤首相はいづれ山本内相、荒木陸相、大角海相、永井拓相等關係閣僚とも語り、政府部内の意見が一致すれば内奏御内意を拜した上恩赦に關する勅令案その他の準備を整へこれを閣議に付議するやうにしたいから、司法省で先例、奏請の理由、並に恩赦の種類範圍等につき慎重研究ありたき旨を述べ會見を終つた、而して恩赦奏請に關し政府部内の意見が一致した場合、勅令案の上奏御裁可を経て公布實施されるのは宮中御喪明け直後の二月上旬或は紀元節當日と拜察せらる。(一一・二六・東朝)

◇裁判所構成法改正の議

司法省では十日午前十時から省議を開き小山法相、八並、皆川兩次官、岩本參與官、各局課長出席、裁判所構成法中改正の件(同法第二十五條の改正)を今議會に提案すべきや否や並にその案文につき慎重審議を遂げた結果、速かに改正の必要ある事を認めこれを今議會に提出することに決定、近く閣議に付議し樞密院に御諮詢の手續を奏請する事に意見の一致を見た、即ち從來地方裁判所の豫審判事はその裁判所管轄區域内においては若干の融通がつくか、他の地方裁判所如何に事件が輻輳しても、又豫審判事が病氣その他の事由で事件の審理が進行せぬ様な場合にも應援に行くことが認められてゐない。従つて他の手すきの地方裁判所判事もたゞ拱手傍觀するのみで手の施し様がなく、殊に最近における東京、長野の如く共産黨事件が山積するやうな場合、これが審理の進行せざるため甚だ遺憾とされてゐるので、今回事件輻輳の場

合は地方裁判所相互間にも豫審判事の融通をなす事を認め、各人の負擔調節をはかり事件審理の進行を計る事とし、この趣旨の條文を右第二十五號の第二項又は獨立條文として構成法中に挿入せんとするもので、第二項とするか、獨立條文とするかは更に研究を重ねる事になつた。(一一・一一・東朝)

◇海軍刑法改正の議

明治四十一年から施行されてゐる現行海軍刑法はその後の社會情勢の變遷と共に重要な改正を行ふ必要に迫られ、殊に最近では五・一五事件の如き重大事件が發生社會的事象は今後益々複雑性を豫想され海軍刑法の不備が特に感ぜられて來たので海軍法務局當局では昨年五・一五事件直後から海軍刑法の大改正に着手すべくその準備を急いでゐたが、既に進行中の普通刑法の改正が昨年末を以て第一編總則第一章から第十三章まで改正審議を終り現在では各論に入つて逐條的に留保事項の再審議を行ふまで進んでゐるので、

之と並行して普通刑法と海軍刑法との間に確然と認められる間隙を補足し相調和せしめて軍刑法獨自の尊嚴を保たしめようといふことになり、愈々來週早々からその改正審議にとりかゝることになつた當局の原則的な改正大綱を綜合すると、現在進行中の司法省刑法改正委員會で普通刑法の總則はほとんど全般的に改正され、殊に刑の執行猶豫、併合罪、累犯犯罪等の諸章は大體重刑主義をとつて根本的改正が加へられてゐるから、海軍刑法の總則にそのまゝこれを適用出来るかどうかをまづ研究の上、大體普通刑法の趣意を汲み、海軍刑法獨自の總則を設けるといふ所までゆかずとも、軍の規律を重んじ、幾多の特殊の規定を置く意向であり、更に第二編各論に入つては軍人であるが故に軍規律に従つて普通人より重い辱職の罪、暴行、脅迫の罪、軍用物破壊の罪等の諸條項は普通刑法各論の改正に伴ひ更に重大な改正を行ひ、殊に反亂の罪を構成する諸條項には海軍刑法としての尊嚴を更に一段と高めるやうに慎重

◇日蘭仲裁々判條約 近く御諮詢

日蘭調停仲裁々判條約は昨年四月二日調印以來兩國政府間に批准交換の手續が残されてゐたが、オランダ政府は昨年十二月同條約批准書を法律として條約及び議定書正文と共に公布したので、帝國政府においても樞府御諮詢を仰ぐべく準備中であつたが、一月下旬には正式御諮詢奏請の手續をとることになつた、本條約は國際聯盟退決定後における帝國政府の個別的平和保障條約の先驅をなしたもので、日蘭兩國間には政治的紛争の發生は想像されないが、蘭領インド支那においては日蘭間に通商上重要關係が存在するので、本條約の效力發生は將來の日蘭國交上有益なものと思われる。



海外異聞録

◇稀代のゲロ婆さん 天國へ

全英國に隠れもない高齡の婆さんサウスエンドに住むメリー・アン・クルツテンデンは當年百二歳だといふのに至極頑健で、朝六時半にはちやんと起きて、床の上げおろしも人手をわづらはさず自分でするばかりでなく、箸でも棒でも、さては石でもガリガリ食ふといふ稀代のいかもの食ひ、それで新聞はと云へば、殺人事件の記事ばかり探して讀むといふゲロ振りであつたが、寄る年波には勝てず幾多の逸話を殘して先頃天國へ旅立ちたことだ。

◇墓穴を掘つて自殺した男

死ぬ前に遺書を認めて置くなどは世にあることで珍しくない。棺の中に入つてガス自殺をする者も出て来る世の中だ。ところでこれは墓場を註文してゆつくり自殺したといふ、手廻しのいゝお爺さんの挿話。ニコラス・テファノフ・コワチフといふ九十歳の老人、まだ大分元氣がいゝのに最近葬儀屋の所へ御自分で出かけて行つて、墓を掘つて下さいとの御註文。びつくりした葬儀屋が「一體誰の墓穴ですかね」と尋ねた所「無論ワシのさ」とゲロリとした。

の「御冗談でせう、まだ元氣でお先が長いぢやないですか」と私よりも長生きなさいますよ」と葬儀屋は、すつかり商賣氣を離れて年寄り喜ばせのお世辭を並べたが、爺さんイツかな聞き入れない。何ワシは三日の間に彼の世へ行くんだよ、穴は深く掘つて水がたまらぬ様氣をつけて下さいよ」と註文してさつさと歸つてしまつたが、その翌日コワチフ爺さんは自宅の納屋で約束通り首を縊つてしまつた。

◇ピカソ告訴事件

曾つてパリの畫壇に話題の花をさかせたピカソ少年時代の繪畫の不法賣却に關するピカソの告訴事件は、最近パリの輕罪裁判所において判決を見るに至つたが、被告悪プロカーのカルヴェには懲役二ヶ年及び罰金二百フラン。ピカソの受け取る損害賠償金は一千フランといふことになつた。

た。告訴の原因といふのは、一九三一年の春、パリの繪畫ブローカーのカルヴェなる者が、遙々スペインのバルセロナに住居するピカソの生母を尋ねて、自分は美術評論家でピカソの親友であるが、「ピカソ研究」の出版の資料に供するからと偽つて、ピカソ少年時代の鉛筆木炭畫や油繪等合計四百一枚を借受け、母堂へは千五百ペセタを贈つた。けで、パリへ歸るや片ツ端からそれ等の作品を賣り飛ばした。なにがさて、巨匠の珍品とあつてまた、く間に賣盡しカルヴェは四十二萬フランの金を懐に丸めこんで終つた。ピカソ自身は、作畫を詐取されたといふ事よりも、發表を望まぬ少年期の繪畫を賣却された點に憤慨して訴訟に及んだと語つてゐる。また今日までに右のうちの大部分は回收したと云つてはゐるが、それにしては賠償金一千フランは畫家の蒙つた損害を償ふべく余りに僅少ではないかと、事

らバリ畫壇で噂とのこと。

◇汽車中で紛失の寶石

レニングレード及びモスクワ博物館に藏つてあつた帝政時代の女傑エカテリーナ二世著用の頸飾及びルーベンスの名畫が、モスクワから露波國境までの汽車の中で紛失してしまつた。實は此の二品は他の寶石と共に、海外で賣るために汽車便で送られたものであつたが、その列車がポーランドとの國境に著いた時、ソヴイェト當局者が點檢すると不思議や一つも見當らなかつたといふのである。之に關して當局は、事件はモスクワで行はれたものに相違ないとの見込をつけて、取調べ中であるといふ。

◇荒つばい妻君を離婚訴訟

「強き者よ、汝の名は女なり」といふのがアメリカの通り言葉だが、最近にもニュー

ジャーシー州トレントンでファンク君といふ世にも哀れな夫は世にもたくましく彼の妻との離婚訴訟を提起したが、その理由に曰く「私はこれ以上妻の虐待に耐へ忍ぶことは出来ません。妻が今日まで私に投げつけた物品だけでもナイフ、フォーク、ガラス鉢、鐵板、はさみ、椅子、鍋、フライパン、水の這入つたバケツ……數へて見ればきりがありません。その他にもゴミ箱を頭の上からぶつかぶせたり、ベッドの上へ水をまいたり、私のシャツで床を拭いたり……」

◇伊國首相の女子スボーツ禁止令布告

ローマ法王ピオ十一世は過般全カトリック教團に對し、女子は女らしからぬ競技に参加すべからず、との強い布令を出したが、ムツソリーニ首相も右ローマ法王の女子スボーツ統制運動に参加するに決し、女子フアシスト聯盟に對し、スボーツ禁止令を公布し

た。右禁止令の要綱は
一、女子フアシスト聯盟員は一個の女らしからぬ競技の練習乃至オリンピック大會の如き競技に出場する事を禁止す
一、フアシスト女子聯盟員は女子本來の使命たる人の妻たり母たる職務を果すためテニス、スケート、水泳、歩行等姿態美を完成する運動にのみ従事すべきものとす

◇妻から家政婦に

米國イリノイ州アラトーンに住むイワン君は、夫婦喧嘩の末、妻のメーさんを離婚した。だが彼女の料理の上手なのが如何にも惜しく「お前に出られた後、食べ物だけが心配だよ」といふと、メーさんも「丁度私も何か仕事を見つけてよ」と思つてゐたところから、ぢやア改めて家政婦になりませう」と相談一決離婚證書の中にこの契約を書き

◇いづくも同じ有閑マダムの醜態

東京のダンスホールにおける有閑マダムの醜態が暴露された。有閑マダムはこの國にもあると見える。トルコの首都イスタンブール物凄程ポーカーが流行で、近來特に婦人の姿が多く見られ警察當局を驚かしてゐる。現在トルコでは公開賭場は許可されないで、賭場はすべて私宅の裡で行はれるのだが、流行をゆくトルコの有閑婦人は毎夜不良男子相手に徹宵ポーカーにふけり、そのため幾多の財産が失はれ、家庭の悲喜劇がそこかしこに起る有様に警察當局もその取締に腐心してゐるが、いづれも私邸で行はれることゝして手のつけようがないとの話。

選句所感

白潮君の麥蒔の句、實情實景を何等の扮飾なく、卒直に詠ひ出してゐるところに力が籠つてゐるのを感じる。山の影が伸びて來るといふ措辭によつて、その畑のあるのは、山裾であることがわかる。また暮るゝに早き秋の日がその山の背に用捨なく廻りそれにつれて麥畑の上に置く山の影が次第々々に濃く深く大きく伸び進みつゝあるさまも出てゐる。この早い日脚につれて畑に伸びて來る山の影に麥蒔く手先はおのづと急ぎ立てられる。そしてひたすらに蒔き急ぐ人々を追ふ影は遂には、畑の半ば以上を覆ふやうになり、日の力もやゝに薄れると山から出て來て畑の上の日蔭を渡る風がまた身に沁みるやうに寒くなる。麥を蒔く手はいよいよ急に急がれるのである。上五中七によつて、晩秋の夕のうら寒く淋しい景が如實に描き出され、下五によつてそこに勞働する人々の姿を點出して、情景共に備はつてゐる。しかもその描出は淡々としてゐて何等の嫌味もない。晩秋の夕を俄に起る寒さを中心に田園生活を深く思はしめる句

毎月募集 刑政俳壇 題當季隨意 締切毎月十五日限 用紙官私製葉書

編輯部選

山の影伸び來て寒し麥を蒔く	岡山	白潮
大吹雪霽れて小さし百姓家	大曲	庵茶
山焼くや勢ひ立ちし二ところ	小田原	如舟
秀逸		
落葉して一山光る木肌かな	千葉	古山
雪晴れの驛よりつゞく初荷かな	大曲	月舟
看病の膝に泌み入る夜寒かな	飯田	中洲
シネマ館出づれば町の師走かな	長崎	あつ
爐埃りの眉毛に白し冬籠り	新潟	霞
佳作		
初日の出松をすかして拜みけり	大曲	秋郊
寒鴉舟から舟へ移りけり	大曲	雲峰

である。

庵茶君の「大吹雪」の句、雪後の清淨且つ靜寂さをよく表現してゐる。物凄くまでに吹き捲くり狂つた吹雪である。萬象をたゞ白一色の中に呑んでしまつて、眼の前のもも見えぬほどに暴れ狂ふ吹雪の中にあると、まるで世の終りでも來たやうな畏怖をさへ感じるものである。それが一夜暴れ狂つて、夜が明けると共にバツタリと止んで、何事もなかつたやうに朝日が美しく照り輝いてゐる、吹雪のあとの靜寂、それは吹雪が大きかつただけその止んだ後の靜寂も大きく深いものがある。ホツとしたよろこびと安心の情から見る雪後の景、村の家はいづれも深々と雪の中に埋もれていかにも低く小さくなつて見える、いままゝで常に見慣れた家の趣きがすつかり變つて、目新しきものゝ如く珍らしく網膜に映つて來るのである。この雪後の家のさまを「小さし」と表現したのはうまい。よく對象の中心を把握してこれを單純化してゐる。此の句の生命はこの表現にかゝつてゐるものであつて、これがもし他の修飾語であつたな

枯柳枝間々々のカチ鳥	群山	豊岳
多晴れや船見張所の群鴉	室蘭	耕春
謠本みな出して來て謠初め	福岡	琴松
春聯や既に並ぶ苦力小舎	新義洲	青塵
あかくと梅に灯れる野寺かな	馬山	久峰
壽ぐや日の皇子生れし國の春	名古屋	春汀
風呂吹に隣りの子供客となる	静岡	静湖
初雞や夜をはなれゆく雪の山	高知	双輪
太箸を持つに子の手の覺束な	巢鴨	初音
沈む陽の影さす簀や三十三才	千葉	泰山
高光る初日あまねし雪の里(奉祝御降誕)	大曲	船風
賣出しの小さき町や旗の音	大曲	華白
探梅の首巻かたき翁かな	三重	宗線
ホロ酔の頬打つ雪や宵戎	大坂	錦江
山初め妻が縁起の切火かな	飯田	史生
蟪蛄やまがきにからむ草の蔓	福岡	閑山
つなぎ舟揺れる岸や柳散る	福岡	顧一
嶺の松ほのかに染めし初日かな	横手	泰山
寒月や松にかくる、山の寺	大曲	刀羅
初空に長啼鶏のひゞきかな	大曲	吞象
いさかひの夫婦に寒き火鉢かな	神戸	清風

ら、これ程の印象的な感動は起さなかつたであらう。



如舟君の「山焼く」の句も、その捉へ方の新しいところに生命がある。「勢ひ立ちし二ところ」は山焼く火の可成りに擴がつてゐるさまを思はしめ、しかも燃えさかつてゐる光景を眼前にせしめる。純粹の寫生であるが、その効果は大きいものである。寫生をゆるかせにしないこと、此處に充分に解るであらう。

山を焼き、野を焼くことは早春に行はれる。これは古草の根にひそんで冬を越した虫を退治するためであるが、春の感じの一日と深くなる頃に、此の山焼く火は一つの美しさを呈するものだ。晝から燃えて夜につづく山上の赤い火の色を、和かな春の夜闇の濃く深い中に遠く見るのは、中々に趣きがある。尾上柴舟氏に「つけ捨てし野火のけぶりのあかあかと見えゆく頃そ山はかなしき」といふ短歌があり、氏の代表歌の一になつて、その歌碑が伊豆の伊東に建てられたが、此の句もこれと似通つた境地である。

冴ゆる灯に物雜然と置かれあり
やゝに細る懸樋の音の寒夜かな
麥の芽の青きに降りし春の雪
立番やわれ一人なる冬の月
鯛釣りて舟に俎はじめかな
大雪や世事を離れて炬火にゐる
霜深き畑にあさるや朝の鶏
堰板の捨て、乾ける刈田かな
柳散るや水擔ひ行く倉男
灯の數や吹雪の中に暮るゝ村
後の人見えなくなりし吹雪かな
梅林や花にまへはる夕煙
元日や大いなる鳥の空を行く
白梅や餘寒の里のをちこちに
新しき袴纏揃ふ初荷かな
春雨や草の緑の溶けむとす
切倒す木の音ありて冬の山
日の皇子のはや御二歳の春
若衆が繩なふ傍や諸本
里の夜の月寒き下梅白し
柳散る下に濯ぎのをみなかな

秋田 コナカ
松江 幽香
川越 よしを
中村 寒月
大曲 大鷗
山形 一幸
静岡 重幸
福岡 松南
福岡 煤城
小菅 腫帆
三重 緑葉
熊本 愛山
青森 愛溪
飯田 S H
大曲 蓮生
宇都宮 茂志
青森 紫淵
名古屋 一志
市谷 無心
金泉 清郎
福岡 煤城

叙任辭令

死亡 作業技師 小山 博(横濱)
(十一月十七日)

二ヶ月間年俸月額十分ノ一減俸
所長 伊江朝睦(沖繩)
典獄 伊江朝睦(沖繩)

四ヶ月間月俸五分ノ一減俸
看守長 儀間寶稔(沖繩)
看守長 儀間寶稔(沖繩)

死亡 保健技師 佐藤作治郎(長野)
(十一月二十日)

任看守長(市谷)囑託 村松萬壽治(豊多)
全(大阪)全 小和田康長(松山)
(十一月二十五日)

願免 看守長 儀間寶稔(沖繩)
(十二月十一日)

任保健技師(網走) 保健技師 勢理客宗俊(秋田)
全(中京區兼務)全 西尾利次(京都)
全(岐阜)全 嶋田正雄(岐阜)
全(京都)全 有馬 力(大阪)

(十二月十八日)

長野轉勤 保健技師 松田嘉一郎(姫路) 八級 典獄補 中尾文策(巢鴨)
姫路少轉勤 全 大倉 功(網走) 四級 保健技師 池田茂吉(宮城)
大阪轉勤 全 山東光裕(福岡) 五級 全 行定形治(川越)
福岡轉勤 全 青柳辰夫(中京區) 七級 全 津島 衛(八王)
典獄補 坂梨森太郎(宮城) 八級 全 岩本武夫(盛岡)
所長 小橋川昭慶(横濱) 八級 全 笹部三郎(網走)
典獄 齋藤敬二(甲府) 八級 全 谷津延雄(新潟)
全 藤居 虚(奈良) 九級 全 橋本三太郎(青森)
全 泉 顯彰(青森) 六級 教諭師 小林實然(岐阜)
所長 金澤公炳(八王) 六級 全 柳原教貫(札幌)
典獄補 奥村 輝(鳥取) 六級 全 加藤專精(豊多)
典獄補 上田茂登治(山口) 七級 全 栗眞 峻(三重)
支所長 中田主税(山形) 七級 全 吉田廣暢(岡崎)
典獄補 上田清三郎(福井) 八級 全 菅原唯定(甲府)
全 鍵山俊治(浦和) 九級 全 藤川慈學(高松)
全 吉田綱紀(川越) 十一級 作業技師 淺見好持(高知)
典獄補 吉田綱紀(川越) 五級 看守長 斐川兵次(宮城)
看守長 佐藤彌市郎(甲府)

法學論叢

昭和九年 二月號
第三十卷 第二號

相續回復請求權と表見相續人の地位……………近藤英吉
地方團體の組織作用……………渡邊宗太郎
日本の初期の封建關係の研究(二)……………牧健二
小切法解説(二・完)……………大橋光雄
手形交付の原因關係に及ぼす影響(二)……………納富義光
田島 順氏著『民法一九二條の研究』……………柚木馨
ストリッチカ『民法理論抄』……………谷口知平
密航者に就いて……………松本正一
民事判例研究……………

法定期間の意義・準消費貸借の性質……………近藤英吉
親族會議不服の訴の當事者・中間確認の訴に於ける
訴訟物——中間確認の訴に於ける權利保護の利益——
——中間確認の訴提起と其の要件の追完——山田正三

發行所 京都帝國大學法學會

法曹會雜誌

第十二卷 第二號
昭和九年二月一日發行
定價 金五十錢

○過失二元性論序說……………沼津區裁判所 佐瀬昌三
○民事訴訟法第三百三十條の運用に就いて……………札幌地方裁判所 糸賀悌治
○動産抵當論(農業動産……………福岡地方裁判所 中矢信男
信用法に關聯して)……………
○金錢債務臨時調停……………氣仙沼區裁判所 大竹敬喜
法の基調(二)……………
○戶籍關係法令考(十八)……………東京控訴院 前田牧郎
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨
○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

司法省構内 法曹會
振替口座 東京一五六七〇番

編輯餘録

□ 本年の一月はいろいろの點に於て刑事學界に大變動のあつた月である。先づドイツに於てはステリリザチオンやカストラチオンが實施されわが國では累進處遇が實施されるやうになつた。

□ ナチス政府によつて發表された刑法の改正及びその理由書によればその刑法理論はあながちに新派刑法理論を遠ざかるものではない。否むしろ新派の理論にして未だわが刑法學界に於ては容易に肯定されない點すら是認して居るのである。只、その刑罰組織のみは非常なる逆行を爲した。それに關する批判は卷頭言に於ける正木氏の所説にゆづる。

□ 本號は本年一月一日より實施の行刑累進處遇令を記念して茲に特別號を發刊して鹽野行刑局長牧野博士木村青木兩教授及び吉益正木兩學士の貴重なる玉稿を掲載し得たことは望外の幸ひである。特に謝意を表す

□ 行刑累進處遇令の成績に關しては日猶淺くして茲に發表することは出来ない。然し諸方よりの情報によればそれによつて受刑者の努力、態度等が一變し來つたことは事實であるさうである。殊に、稍もすれば從來陰慘であつた刑務所内に明るさが生れたことも亦事實ださうである。

□ 人の改善進化は明るさより生れる。暗は人を奈落に導く。從來受刑者はなぜ笑はなかつたか。笑を持たぬ人間がどうして明い希望を持ち得よう。累進處遇は又同時に笑をも是認した明るい行刑でもあるのである。

□ 明朗なる行刑。それは昭和九年一月一日よりの日本行刑より始まつた。それを祝する本特別號も亦意義の深いものといはねばなるまい。

昭和九年一月廿四日

あき羅

一冊(稅共)	金二十五錢
六冊(稅共)	金一圓五十錢
十二冊(稅共)	金三圓

一冊	金五圓
二冊	金十圓
三冊	金十五圓
四冊	金二十圓
五冊	金二十五圓
六冊	金三十圓
七冊	金三十五圓
八冊	金四十圓
九冊	金四十五圓
十冊	金五十圓
十一冊	金五十五圓
十二冊	金六十圓

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
●御座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和九年一月二十七日印刷納本
昭和九年二月一日發行

編輯兼 伊藤忠次郎
印刷人 竹田益平
印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麴町區西日比谷町一番地 刑務協會
電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

47^e Année N^o 2

Février 1934

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Shiono, S.— Le système progressif de l'exécution de la peine et le principe de la personnalité.

Makino, E.— Des principes de la responsabilité et de l'espérance dans le système progressif de l'exécution de la peine.

Kimura, K.— L'origine et l'évolution du système progressif.

Aoki, S.— Le fondement pédagogique du système progressif de l'exécution de la peine.

Yoshimasu, S.— De la classification des prisonniers dans le système progressif.

Masaki, A.— Le principe de la responsabilité et le système du self-government dans le régime progressif de l'exécution de la peine.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice